

令和6年第3回龍郷町議会定例会

第 1 日

令和 6 年 9 月 24 日

令和6年第3回龍郷町議会定例会議事日程（第1号）

令和6年9月24日（火曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第41号 龍郷町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第42号 龍郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第43号 令和6年度龍郷町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第44号 令和6年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第45号 令和6年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第46号 令和5年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第9 議案第47号 令和5年度龍郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定
- 日程第10 議案第48号 財産の取得
- 日程第11 議案第49号 財産の取得（追認）
- 日程第12 認定第1号 令和5年度龍郷町一般会計歳入歳出決算
- 日程第13 認定第2号 令和5年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- 日程第14 認定第3号 令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第15 認定第4号 令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第16 同意第4号 龍郷町教育委員会委員の任命
- 日程第17 同意第5号 龍郷町教育委員会委員の任命
- 日程第18 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第19 選挙管理委員及び同補充員の選挙

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名
1番	前島克幸
3番	長谷場洋一郎
5番	久保誠
7番	圓山和昭
9番	徳永義郎

議席番号	氏名
2番	得田要一
4番	平岡馨
6番	隈元巳子
8番	伊集院巖
10番	前田豊成

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	川畑進弥	書記	岡江敏幸
------	------	----	------

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	竹田泰典	町民税務課長	園田徳一
副町長	則敏光	建設課長	勝林太郎
会計管理者	大司直美	農林水産課長	迫地政明
教育長	碓山和宏	生活環境課長補佐	大山輝史
総務課長	大吉正一郎	土地対策課長	竹山智幸
企画観光課長	勝元隆	教育委員会事務局長	里園一樹
保健福祉課長	加藤寛之	大島地区消防組合 龍郷消防分署長	大司昭二
子ども子育て 応援課長	松尾昭宏		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（平岡 馨議員）

おはようございます。

ただ今から、令和6年第3回龍郷町議会定例会を開催いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平岡 馨議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、久保誠議員及び
隈元巳子議員を指名いたします。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（平岡 馨議員）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より10月8日までの15日間にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から10月8日までの15日間に決定しました。

△ 日程第3 議案第41号 龍郷町ひとり親家庭医療費助成条例の一部
を改正する条例

○議長（平岡 馨議員）

日程第3、議案第41号、龍郷町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

おはようございます。

ただ今議題となりました議案第41号、龍郷町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を

改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、児童扶養手当法施行令が改正され、参照している条項のずれが生じたため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○3番（長谷場洋一郎議員）

これは条例が変わるんですけど、具体的に変わるものがあるのか実際に、その具体的なものがあつたら示してください。

もし変わるんであれば対象者と人数とか、そこまでわかつたらお答えください。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

児童扶養手当施行令のほうでは、児童扶養手当の支給の対象となる方々の規定をしております。

今回の改正でその所得の制限額を引き上げてございますので、今まで所得制限で支給できなかった方々についても、幅広に児童扶養手当の支給の対象にできるということになっております。

今回の改正の施行日が11月1日付けですので、現在はまだ今年度の所得に対して新たに対象となる世帯の抽出等はまだ事務処理を行なっておりませんので、詳しい人数についてはお答えできないのが現状でございますが、今まで所得の制限によって児童扶養手当がもらえなかった方も、今後もらえる可能性がでてくるということで説明に代えさせていただきます。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第41号、龍郷町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第42号 龍郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○議長（平岡 馨議員）

日程第4、議案第42号、龍郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第42号、龍郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、龍郷町指定居宅介護等の事業における運営基準等を省令に基づき、一部改正するものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説

明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○9番（徳永義郎議員）

少し確認ですけれども、7分の1と書いてあるページですけれども、第5条のほうありますが、この改正前のやつが、利用数の数が35、またその端数を増すごとに1となっているのはこれは理解できますが、改正後の中で、その端数に乗じて3分の1を乗じた額を加えた数と説明があるんですけど、この付近の説明が私はちょっとわかりにくいんですけれども、もう少し詳しく説明を願えればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○加藤寛之保健福祉課長

ここは利用者、各事業所でやっている利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数で、ケアマネが1人当たり取り扱う件数というのが決まってくるということで、この施設の中での利用者数の3分の1です。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（徳永義郎議員）

それだったら35、余った場合には1人職員がプラスになるという理解のほうがわかりやすいと思うんですが、それでよろしいですか。

それとも全然違ってくるのかどうか、説明をもう一回。

○加藤寛之保健福祉課長

この数が35なんですけどこれを44まで1人でいけるという形で、44を超えていくとケアマネの数も増やしていいですよと解釈しております。

○9番（徳永義郎議員）

これはケアマネの数だろうと思いますが、前、私たちがいるころは、35でもちょっときつんじゃないかという話があって、今、44という話があって10ぐらい増えますけれども、これはケアマネージャーの負担とかいうのはないのかどうか、その点については話し合いなんかなかったのかどうか、それについて。

○加藤寛之保健福祉課長

この件数の44と増えていますけれども、この改正の中で、ケアマネは月1回必ず訪問しないといけないとあったと思います。

それが2カ月に1回訪問していい、1回はオンラインでやってもいいという軽減策が図られています。

あとサービス利用ですけれども、龍郷ではちょっと該当しない部分もあると思いますけど、利用者に訪問介護、通所介護、地域密着通所介護とか、各利用割合を説明しないといけないというのが義務化されていました。

これが除き義務のほうに軽減されています。

それで件数のほうが増えたと理解しております。

○議長（平岡 馨議員）

徳永義郎議員、質疑は3回までと決まっていますので、今回だけ特別に許可します。

○9番（徳永義郎議員）

すみません、この中でオンラインという話がありましたが、オンラインはおそらく高齢者はひとり住まいの方も多いただろうと思います。

なかなかそのオンラインには慣れていないかなと思います。

家族と同居されている場合はそれも可能かなと思いますが、その点についてはどのようにお考えなのか、説明をお願いしたいと思います。

○加藤寛之保健福祉課長

オンラインで確かになかなか高齢者の方は難しいと思いますけど、これからそういうオンライン、テレビ電話とかはやっていくことで、少しずつ普及していく部分じゃないのかなと思っています。

龍郷町は一応光が全世帯引くような要件整っていますので、なかなか難しいとは思いますが、今後普及していけるのではないかと思っています。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略します。

これから討論を行いません。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第42号、龍郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第43号 令和6年度龍郷町一般会計補正予算（第4号）

○議長（平岡 馨議員）

日程第5、議案第43号、令和6年度龍郷町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第43号、令和6年度龍郷町一般会計補正予算（第4号）の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に1億4,707万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を71億8,465万9,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、地方交付税1億8,503万2,000円、衛生費国庫補助金506万3,000円、教育施設整備基金繰入金4,600万円などを増額し、減債基金繰入金1億円などの減額補正となっております。

一方、歳出においては、民生費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費5,464万9,000円、農林水産業費の治山事業費730万円、教育費の学校管理費1,300万円、社会体育費に3,400万円などを増額し、さらに現時点で予算の増減が必要な経費を調整し補正予算を編成してございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○7番（圓山和昭議員）

まず1点だけ、10ページの民生費、今、提案理由にもありましたけれども、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費が5,464万9,000円計上されておりますが、これは歳入のほうには、交付金事業でありながらも歳入のほうにはこれはあがってきておりませんが、今回これは一般財源で計上しております。

この説明と、この二つの事業があがっています。

この内容についての説明をお願いします。

○園田徳一町民税務課長

お答えします。

1点目の歳入の件ですけど、これは6月議会でも定額減税のことについては質問がございましたが、10月の下旬ぐらいから12月の下旬ぐらいにかけて定額減税、その定額減税でしきれなかった分、それを調整給付金で対応したいと思っています。

これが固まり次第ですね、国のほうから補正が入ると思いますが、あとこの10ページの物価高騰地方創生臨時交付金5,164万9,000円、これが調整給付金です。

下の300万円がこれは子どもの加算金となっております。

今回、令和5年度の繰越額は3,356万1,000円、6月の補正で1,500万円を計上させていただきました。

9月補正では、試算した結果、足りなかった分の3,664万9,000円を計上させていただいております。

以上です。

○大吉正一郎総務課長

補足をさせていただきます。

圓山議員のほうから、歳入については一般財源と、歳出のほうにはこのように計上してあるがということでございますけれども、国のほうからこのような支援の交付金事業をやるという施策は決定しているということで、こちらのほうに予算を組んでおりますけれども、交付金をどのように市町村のほうに交付するかというのがまだはっきりしておりませんので、はっきりするまでは一応一般財源として取り扱って、それが決定次第、ここの歳入のほうに計上しようと思っております。

以上でございます。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（伊集院 巖議員）

8ページをお願いします。

8 ページの目の12の企画費と、同じく 8 ページの目の17の庁舎管理費、それぞれ 300万円なんですけど補正で、この当初危険空き家等解体補助金ですか、これ当初200万円組まれておまして、追加で補正で300万円ですが、この1件当たり上限があるのか、そして追加になった理由、それとその下のほうの庁舎管理費の300万円の工事請負費、どこのどういった形の工事なのかを説明をお願いいたします。

○勝元 隆企画観光課長

8 ページでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、12 目企画費の危険空き家等解体補助金300万円でございますけれども、これは議員もご承知のとおり、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている危険空き家、この解体に係る費用を2分の1、上限50万円で助成をしております。

議員がおっしゃったとおり、当初200万円で計上しておりましたけれども、今既に10件申請がきておまして、これ適用になるということで今回300万円補正をさせていただきます。

まだ相談も2件ほどございまして、これにつきましては、12月補正等で対応していきたいと考えております。

この危険空き家でございますけれども、防災、衛生、景観等、生活環境保護にひびいてきますので、ご理解を願いたいと思います。

○大吉正一郎総務課長

8 ページ、17 目の庁舎管理の300万円の補正でございますけれども、今現在、庁舎の駐車場のほうが、このような議会があつたりとか駐在員会があつたりとか、民生委員、児童委員の会議等あつたときに、正面のほうの駐車場がいっぱいになって、一般の方が利用できないという苦情がありますので、今現在、旧レストラン大倉あとを今でも使用しておりますけれども、今、何の区画線もない未舗装のまま使っているものですから、そちらのほうを利用いたしまして、職員の車を向こうのほうに流して、今、正面玄関というか、こちらの正面のほうに止まっている公用車を全部今、職員の駐車場、この後ろ側にある駐車場のほうに移動して、そちらのほうを使えるようにということで、旧大倉の今、駐車場スペースを整備しようということで300万円計上してあります。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑。

○8 番（伊集院 巖議員）

危険空き家の解体補助金の場所なり集落なりわかれば、10件ということで聞いているんですが、わからなければよろしいですが、わかったら教えていただけませんか。

○勝元 隆企画観光課長

その箇所でございますけれども、今、手元に資料はございませんけれども、傾向としましては、やはり荒波地区のほうが増えているようでございます。

以上です。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（長谷場洋一郎議員）

18ページ、款10の教育費、目5社会体育費、こちらのほうに工事請負費3,300万円、この内容をお示してください。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

款10教育費、項6社会教育費、目5社会体育費、14工事請負費3,300万円ですが、社会体育施設の修繕ということで、今、りゅうがく館の前にございますテニスコートの人工芝を張り替えを計画しております。

その修繕費用となっております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

島育ち館、あそこら辺の総合計画があると思うんですけど、そのテニスコートの張り替えたあとに、その計画で例えばテニスコートがなくなるとか、そういうことは考えていないですか。

○里園一樹教育委員会事務局長

事前に様々検討いたしまして、今のところ移設する計画等もございませんので、今回補修ということで計上させていただいております。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（徳永義郎議員）

すみません、6ページです。

県支出金、款15の県支出金の中の農林水産業補助金がありますが、その中で、節1の農業費補助金の中で、鹿児島県の希少フルーツポテンシャル向上支援事業補助金が入っておりますが、この補助金の対象となるのが、今ある重点5品目がありますが、それなのか、それ以外のものも含まれていくのかどうか。

それから、龍郷町としてはこれからどういうものを、ここの中に希少とも書いてありますので、どういうものをする予定があるのか、説明をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、13ページです。

衛生費の中の目3母子衛生費の中の、額的には小さいんですけども、節12の委託

料の中の産後ケア訪問委託料18万円補正されておりますが、これは町内で産後ケアはものすごく大事な事業だろうと思いますが、その中で町内で事業所があってやられているのか、それから別の市町村から委託をされて来られるのかどうか、今わかる範囲でかまいませんので、説明をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

6ページの農林水産業費の県補助金の鹿児島県の希少フルーツポテンシャル向上支援事業補助金50万円につきましてですが、議員がご承知のとおり、希少フルーツといいますと、今後考えられる有望品目としましてはいろいろございます。

その中で、本町としましては、ピタヤ、通称ドラゴンフルーツ、これについて様々な試験を行なっていききたいと、調査を行なっていききたいということで今回あげさせていただきます。

これはこの時期になったのは、県の要望調査が7月にあったということで今回の時期になりましたけれども、内容としましては、ピタヤの先進地の視察を行ったり、実際に苗を購入して鉢に植えまして、それを試験調査をしたいということの内容でございます。

今後やはり亜熱帯果樹ということで様々な品目がございますが、今後もいろいろと有望な品目については、調査研究を行なっていききたいと考えております。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

13ページ、4衛生費、1保健衛生費、3母子衛生費、12委託料、産後ケア訪問委託料ですが、町内には産後ケア訪問型の事業の委託ができる事業所がございませんで、奄美市にございます産科のほうに2カ所ほど委託をしている状況です。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。
委員会付託を省略します。
これから討論を行ないます。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。
これから議案第43号を採決します。
この採決は起立によって行ないます。
議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。
したがって、議案第43号、令和6年度龍郷町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第44号 令和6年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別 会計補正予算（第2号）

○議長（平岡 馨議員）

日程第6、議案第44号、令和6年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第44号、令和6年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額8億1,148万円に歳入歳出それぞれ1,301万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億2,449万4,000円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、県補助金1,200万円、繰入金101万4,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

一方、歳出の主な内容としましては、総務費を8万9,000円、保険給付費1,200万円、保健事業費29万7,000円、諸支出金62万8,000円増額計上いたしたところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第44号、令和6年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第7 議案第45号 令和6年度龍郷町介護保険事業特別会計補正 予算（第1号）

○議長（平岡 馨議員）

日程第7、議案第45号、令和6年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第45号、令和6年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額8億674万7,000円に歳入歳出それぞれ1,764万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億2,439万3,000円にしようとするものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、基金繰入金を1,631万7,000円、県支出金を27万9,000円、一般会計繰入金21万7,000円を増額計上いたしました。

一方、歳出の主な内容としましては、償還金を1,631万7,000円、介護給付費準備基金積立金を105万7,000円増額計上したところでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第45号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第45号、令和6年度龍郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第46号 令和5年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（平岡 馨議員）

日程第8、議案第46号、令和5年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第46号、令和5年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき利益の処分について提案し、同法第30条第4項の規定により決算の認定を求めるものでございます。

利益の処分については、令和5年度龍郷町水道事業会計剰余金処分計算書のとおり、7,591万6,179円を減債積立金へ積み立てし、資本金へ繰り入れるものでございます。

次に、決算につきましては、収益的収入では3億2,836万2,789円、収益的支出では2億4,162万6,220円となり、消費税を抜いた差引利益は、8,673万6,569円となりました。

また、資本的支出では1億5,749万2,904円となり、収入額が支出額に不足する額については、損益勘定留保資金等にて補填してございます。

どうぞご審議のうえ、議決・認定くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

ただ今議題となっています議案第46号、令和5年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第46号は、経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

△ 日程第9 議案第47号 令和5年度龍郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（平岡 馨議員）

日程第9、議案第47号、令和5年度龍郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第47号、令和5年度龍郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により決算の認定を求めるものでございます。

決算につきましては、収益的収入では1億5,224万9,004円、収益的支出では1億4,331万7,151円となり、消費税を抜いた差引利益は、893万1,853円となりました。

また、資本的支出では2,818万9,156円となり、収入額が支出額に不足する額については、損益勘定留保資金等にて補填してございます。

どうぞご審議のうえ、議決・認定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

ただ今議題となっています議案第47号、令和5年度龍郷町下水道事業会計利益の処

分及び決算の認定は、経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第47号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

△ 日程第10 議案第48号 財産の取得

○議長（平岡 馨議員）

日程第10、議案第48号、財産の取得を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第48号、財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、龍郷町消防団・第4分団・赤尾木班に配備の消防ポンプ自動車について、更新から24年が経過し、積載ポンプの能力低下が生じているため新たに買い換えようとするものでございます。

令和6年9月6日入札の結果、株式会社K S B代表取締役、種子田浩市氏に落札決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び、龍郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、消防ポンプ自動車（赤尾木班）購入取得について、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いをします。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第48号、財産の取得は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第11 議案第49号 財産の取得（追認）

○議長（平岡 馨議員）

日程第11、議案第49号、財産の取得（追認）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第49号、財産の取得（追認）について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、4年ごとに実施される小学校の教科用図書の改訂に伴い、町内小学校の教師用教科図書及び指導書取得について、龍郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経て取得すべきところ、平成27年分、令和2年分、令和6年分について、議会の議決を経ずに物品の買入れを行っていたため、当該買入れの追認を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第49号、財産の取得（追認）は、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第12 認定第1号 令和5年度龍郷町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第13 認定第2号 令和5年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第14 認定第3号 令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第15 認定第4号 令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

○議長（平岡 馨議員）

日程第12、認定第1号、令和5年度龍郷町一般会計歳入歳出決算から日程第15、認

定第4号、令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を一括議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました認定第1号から4号まで、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第1項の規定に基づいて、令和5年度龍郷町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出の決算が調製されましたので、同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、同条第3項の規定に基づき監査委員の意見を付けて議会の認定を求めようとするものでございます。

まず、認定第1号、令和5年度龍郷町一般会計歳入歳出決算の概要について申し上げますと、歳入総額69億2,947万7,388円、歳出総額67億1,324万8,105円で歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は2億1,622万9,283円の黒字となり、さらにその額から翌年度に繰り越すべき財源9,991万4,000円を差し引いた実質収支においても1億1,631万5,283円の黒字決算となったところでございます。

また、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は333万8,397円の黒字となっており、それに財政調整基金積立金28万810円を加えた実質単年度収支は361万9,207円の黒字を計上したところであります。

次に、認定第2号、令和5年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入総額7億5,033万5,803円に対し、歳出総額7億4,482万9,983円で、実質収支550万5,820円の黒字となっております。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税1億2,709万7,466円、保険給付費等交付金5億4,718万7,605円、一般会計繰入金7,352万4,885円となっております。

歳出につきましては、保険給付費5億1,852万2,811円、国民健康保険事業費納付金1億9,490万9,441円、保健事業費1,130万2,565円となっております。

認定第3号、令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、提案理由をご説明いたします。

本案は、歳入総額1億710万3,486円に対し、歳出総額1億608万3,648円で、実質収支101万9,838円の黒字となっております。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料5,516万2,900円、一般会計からの繰入金4,092万5,225円、後期高齢者広域連合からの受託事業収入998万6,540円となっております。

歳出につきましては、総務費464万8,796円、後期高齢者医療広域連合納付金8,774

万9,825円、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施に係る保健事業費1,266万9,006円となってございます。

次に、認定第4号、令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入総額7億8,461万6,969円に対し、歳出総額7億8,383万7,251円で、形式収支、実質収支とも77万9,718円の黒字となってございます。

歳入の主な内訳は、介護保険料1億1,186万7,500円、国庫支出金2億773万8,692円、支払基金交付金1億9,184万1,909円、県支出金1億1,035万628円、繰入金1億4,322万1,887円となってございます。

歳出につきましては、保険給付費6億8,804万4,058円、地域支援事業費2,812万1,744円、前年度の償還金及び還付加算金1,358万1,990円となってございます。

どうぞご審議のうえ、認定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑はそれぞれの会計ごとに行ないます。

まず、認定第1号、令和5年度龍郷町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

次に、認定第2号、令和5年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

次に、認定第3号、令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

次に、認定第4号、令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

したがいまして、認定第1号から認定第4号までは、お手元にお配りしました認定付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託します。

△ 日程第16 同意第4号 龍郷町教育委員会委員の任命

○議長（平岡 馨議員）

日程第16、同意第4号、龍郷町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました同意第4号、龍郷町教育委員会委員の任命につきまして、同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町教育委員であります山田隆博氏の任期が9月30日をもって満了しますが、同氏を再任するため議会の同意を求めるものでございます。

山田隆博氏は、島への想い、黒糖焼酎への想いが強く、有限会社山田酒造三代目の社長として、銘酒を島内外に山田酒造ファン獲得に取り組んでおりながら、地域へも大きく貢献されておられます。

その間、児童・生徒の保護者として、学校の運営及び当該運営への支援協力や大勝スイミングスポーツ少年団の指導者として、青少年健全育成にも大きく貢献されておられます。

保護者代表教育委員として本町教育行政の振興に最適任であると考えているところでございます。

どうぞご審議のうえ、ご同意くださいますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

同意第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、同意第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから同意第4号を採決します。

この採決は無記名投票で行ないます。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（平岡 馨議員）

ただ今の出席議員は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、久保誠議員、隈元巳子議員を指名します。

これから投票用紙をお配りします。

[投票用紙配付]

○議長（平岡 馨議員）

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人の議員は前のほうへお願いします。

[投票箱点検]

○議長（平岡 馨議員）

投票箱異状なしと認めます。
ただ今から投票を行ないます。
1 番議員から順番に投票願います。

[投票]

○議長（平岡 馨議員）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
それでは開票をお願いいたします。
久保誠議員、隈元巳子議員、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（平岡 馨議員）

開票の結果を報告します。
投票総数 9 票。
有効投票数 9 票。
無効投票数 0 票。
有効投票数のうち、賛成 9 票、反対 0 票。
以上のとおり賛成全員です。
したがって、同意第 4 号、龍郷町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、
同意することに決定しました。

△ 日程第17 同意第5号 龍郷町教育委員会委員の任命

○議長（平岡 馨議員）

日程第17、同意第5号、龍郷町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました同意第5号、龍郷町教育委員会委員の任命について同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、本町教育委員でありました前島克幸氏が6月30日をもって退任したため、

後任に岩切博文氏を任命しようとするものでございます。

岩切博文氏は、昭和62年4月から喜界町立湾小学校を振り出しに教職の道に就き、以来、平成30年に退職されるまでの長きにわたり教育一筋に尽力されてまいりました。

本町においても教頭としての学校運営の実績がございます。

退職後も町内の小中学校において特別支援員として学校教育の推進にご尽力いただいているところでございます。

岩切氏は、教育現場での豊かな経験と識見を有し、本町教育行政の振興に最適人であると考えているところでございます。

どうぞご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

同意第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、同意第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから同意第5号を採決します。

この採決は無記名投票で行ないます。

[議場閉鎖]

○議長（平岡 馨議員）

ただ今の出席議員は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、久保誠議員、隈元巳子議員を指名します。

投票用紙をお配りします。

[投票用紙配付]

○議長（平岡 馨議員）

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人の議員は前のほうへお願いします。

[投票箱点検]

○議長（平岡 馨議員）

投票箱異状なしと認めます。

ただ今から投票を行ないます。

1番議員から順番に投票を行ないます。

[投票]

○議長（平岡 馨議員）

投票を終わります。

開票を行ないます。

久保誠議員、隈元巳子議員、開票の立会いをお願いします。

[開票]

○議長（平岡 馨議員）

開票の結果を報告します。

投票総数9票。

有効投票数9票。

無効投票数0票。

有効投票数のうち、賛成9票、反対0票。

以上のとおり賛成全員です。

したがって、同意第5号、龍郷町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定しました。

出入口を開場します。

[議場開場]

△ 日程第18 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦

○議長（平岡 馨議員）

日程第18、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦を議題とします。

本件について、町長の説明を求めます。

○竹田泰典町長

諮問第2号、人権擁護委員の候補者を推薦するため、議会の意見を求めることについてご説明いたします。

本町には、人権擁護委員として3名の方が任命されておりますが、委員の重村洋一氏から令和6年12月31日の任期満了をもって辞任の申し出がありましたので、後任の委員候補者に田畑留利江氏を推薦するものでございます。

田畑留利江氏は、昭和55年3月に川崎医療短期大学第二看護科を卒業し、昭和55年4月に川崎医科大学付属病院に就職いたしました。

それから国立療養所奄美和光園を経て昭和59年に奄美市役所に就職、その後再任用期間も含め令和6年3月まで活躍されてきました。

田畑氏は、これまでの職責上、人権への意識も高く、地域社会の実情にも通じていることから、本町の人権擁護委員候補者として推薦することについて、意見を求めるものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（平岡 馨議員）

ただ今の諮問案件について意見協議を行ないますので、しばらく休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時11分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本案は、お手元にお配りした意見書のとおり答申したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦は、お手元にお配りしました

意見書のとおり答申することに決定しました。

△ 日程第19 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長（平岡 馨議員）

日程第19、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第18条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、山田良一郎氏、松田秀樹氏、別府ちよみ氏、林泰弘氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました4名の方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、ただ今指名しました山田良一郎氏、松田秀樹氏、別府ちよみ氏、林泰弘氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行ないます。

選挙管理委員補充員には、愛川信三氏、村上早苗氏、最上康隆氏、長田也寸夫氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、ただ今指名しました愛川信三氏、村上早苗氏、最上康隆氏、長田也寸夫氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順番についてお諮りします。

補充員の順位は、ただ今議長が指名した順位にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、補充員の順位は、ただ今議長が指名した順位に決定しました。

お諮りします。

委員会審査等のため、9月25日から10月6日までの12日間、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、9月25日から10月6日までの12日間、休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午前11時15分

令和6年3回龍郷町議会定例会

第 2 日

令和 6 年 1 0 月 7 日

令和6年第3回龍郷町議会定例会議事日程（第2号）

令和6年10月7日（月曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

1. 圓山和昭 議員 P 68－P 86
2. 伊集院 巖 議員 P 87－P 103
3. 久保 誠 議員 P 104－P 122
4. 徳永義郎 議員 P 123－P 141
5. 前島克幸 議員 P 141－P 149

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	前島克幸	2番	得田要一
3番	長谷場洋一郎	4番	平岡馨
5番	久保誠	6番	隈元巳子
7番	圓山和昭	8番	伊集院巖
9番	徳永義郎	10番	前田豊成

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 川畑進弥 書記 岡江敏幸

6. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	竹田泰典	町民税務課長	園田徳一
副町長	則敏光	建設課長	勝林太郎
会計管理者	大司直美	農林水産課長	迫地政明

教 育 長 碓 山 和 宏
総 務 課 長 大 吉 正 一 郎
企 画 観 光 課 長 勝 元 隆
保 健 福 祉 課 長 加 藤 寛 之
子 ども 子 育 て 松 尾 昭 宏
応 援 課 長

生 活 環 境 課 長 屋 浩 仁
土 地 対 策 課 長 竹 山 智 幸
教 育 委 員 会 里 園 一 樹
事 務 局 長
大 島 地 区 消 防 組 合 大 司 昭 二
龍 郷 消 防 分 署 長

△ 開 議 午前10時00分

○議長（平岡 馨議員）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

△ 日程第1 一般質問

○議長（平岡 馨議員）

日程第1、一般質問を行ないます。

順番に発言を許します。

圓山和昭議員の一般質問を行ないます。

○7番（圓山和昭議員）

町民の皆様、傍聴席の皆様、おはようございます。

圓山和昭でございます。

8月25日に行なわれました議会議員選挙では、おかげさまで3期目当選を果たし、もう一度この演壇に立つことができました。

まずもって2期8年間、議員活動に真摯に取り組めましたことを町民の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、これからの4年間も責任と自覚と倫理観を持って、無我無心にまっすぐに邁進してまいります所存であります。

執行部と両輪である議会の一翼を担う議員として、ふるさと龍郷町の創生、振興、発展と住民福祉の向上、郷土愛たっぷりの子育て、教育環境の充実を目指し、飛躍と挑戦の4年間を目標に常に前進していきたいと思っておりますので、町民の皆様には温かく、そして厳しく私、圓山に叱咤激励賜りますようお願い申し上げます。

それでは、先に提出しております通告書に基づき総括質疑をいたします。

まずは、財政について質問いたします。

9月議会は、令和5年度各会計の決算議会ですが、町長の提案理由にもありましたとおり、令和5年度の形式収支は約2億1,600万円の黒字、実質収支においても1億1,600万円の黒字決算となっております。

ここ数年は地方交付税額30億円を維持、実質収支は1億前後の黒字を維持しているようです。

竹田執行部の計画行政の推進や財政計画による財政コントロールの賜物と評価しておりますが、最少の経費と職員数で最大限の効果をあげようと、町民のために努力する職員の皆さんの頑張りの現れだとも思います。

こうして生まれた実質収支、黒字の実質収支をもとに、会計年度独立の原則から町民サービスをより充実し、還元していくことを求めていきたいと考えますので、2点質問いたします。

財政状況の推移と今後の見通しは。

そして、余剰財源の活用方針は。

2項目めに教育行政について3点質問いたします。

1点目に、小中学校給食費無償化に向けての見通しについて質問いたします。

瀬戸内町が来年度から給食費無償化の方針を打ち出し、奄美群島12市町村における給食費無償化実施自治体は、5町村で約4割になるようです。

全国の自治体を見ますと、約3割が実施しているとも言われていますので、奄美群島としましては上回っている状況です。

だからといって本町も乗り遅れないように無償化しましょうというわけではございませんが、これまでも同僚議員が取り上げてきております。

私としては、先ほどの財政の質問やこれからの答弁の内容も踏まえて、町長の今後の見通しを伺いたいと思います。

2点目は、小中学校の修学旅行費補助の増額は考えられないか、質問いたします。

修学旅行費の補助額の現状として、小学校は1人2万円、中学校で1人3万3,000円の補助をしていると認識しております。

私も今年の3月までは義務教育の保護者でもありましたので、こういった補助は本当にありがたいという保護者の生の声を聞いております。

そのような中で、昨今の物価高、燃料高により、修学旅行にかかる経費も高騰しております。

各学校、積み立てをしたり費用を抑える努力をしながら、修学旅行の行程を組んでおられると思いますが、物価高はまだまだ続くと思われしますので、修学旅行費補助の増額について、当局の考えを伺います。

3点目は、中学校の在り方検討委員会の報告を受けての今後の対応について質問いたします。

8月の下旬に龍郷町立中学校在り方検討委員会から町長へ、検討結果の報告があったと新聞に大きく取り上げられ、また、広報たつごう10月号にもそのことが掲載されております。

中学校の存続、統合問題というのは、本当に大きな難しい問題であると思いますが、この報告をもとに今後の方針を決定していくと町長のコメントがありましたので、その今後の方針、対応について伺います。

最後に3項目めは、福祉行政について、保健福祉センターの整備計画の進捗状況の

質問をいたします。

公共施設の更新や改修の中でも喫緊の課題の一つとなっていたのが保健福祉センターであると認識しております。

これまでもプロジェクトチームを立ち上げたりと、議論を重ねてきていると思いますが、新たに温泉源活用の可能性などが出てきてからの動きが町民のほうには見えてこないのが、現在の進捗状況について伺います。

以上、3項目6点の質問につき、当局の答弁を求め、総括質疑といたします。

○竹田泰典町長

おはようございます。

5月定例会の一般質問に入りましたけれども、今日は傍聴席にもたくさんの方が傍聴に訪れて、活発な論議を展開していきたいと思っております。

それでは、圓山議員から3項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

1項目の財政についての1点目、財政状況の推移と今後の見通しについてのご質問にお答え申し上げます。

財政状況については、基金等の充当可能財源が将来負担額を上回っているため、将来負担比率は算定されてございません。

実質単年度収支においても令和4年度は財政調整基金を取り崩し特定目的基金に振り替えたため、赤字となりましたが、令和5年度は実質収支とともに黒字を計上させていただきました。

地方交付税額については、普通交付税、特別交付税の合計で令和4年度は対前年度比0.8%、令和5年度は0.2%の増額となっており、今後も大きな増減はない見通しだと思っております。

また私は、この地方交付税については、地方自治体における財源補償制度だと思って理解をして財政運営を行なっているところですが、そのような感覚でいるところでございます。

今後については、公共施設の老朽化対策に取り組む必要があり、少子高齢化による人口減少等も勘案し、施設の集約化・統合も視野に入れ、健全な財政運営を行なっていく必要があると考えているところでございます。

次に、2点目の余剰財源の活用方針についてのご質問にお答え申し上げます。

余剰財源の活用について、令和5年度は教育施設整備基金1億3,000万円、公共施設等整備基金へ9,000万円、安全安心対策基金へ3,000万円、人材育成未来基金へ2,000万円を積み立ててございます。

赤徳小中学校、りゅうゆう館改修事業、龍瀬へき地保育所、今後改修を予定しているどうくさあや館改修事業費として余剰財源を積み立てているところでございます。

安全安心対策基金、人材育成未来基金についても大勝、赤尾木バス停設置事業や、菊次郎ミュージカル・龍進未来塾関連経費等令和5年度に活用した基金へ余剰財源を積み立てているところでございます。

今後も施設改修等計画に基づいて、対象となる基金に余剰財源を積み立てて活用してまいりたいと思っているところでございます。

次に、3項目の福祉行政について。

保健福祉センター整備計画の進捗状況についてのご質問にお答え申し上げます。

保健福祉センター整備計画については、龍郷町公共施設等総合管理委員会で令和5年2月28日にどうくさあや館再整備計画方針案が示されました。

令和5年度にどうくさあや館検討ワーキングを立ち上げ、検討を重ねてまいりました。

方針案では、龍郷モデルの複合施設として新築ということでしたが、金額等のこともありリノベーションに変更となったところでございます。

本年度は、リノベーションを行なう上で、専門的な知識が必要であること、また施設を使用する部署等を新たにワーキングに加え検討を行なっているところでございます。

現在の状況は、平面図を作成し、補助金等を模索しているところでございます。

以上、1回目の答弁とさせていただきますと思います。

○碓山和宏教育長

2項目の教育行政についての1点目、小中学校給食費無償化に向けての見直しについてのご質問にお答えいたします。

小中学校の給食費につきましては、小学生1人当たり月3,300円、中学生1人当たり月3,850円を徴収しております。

これは給食提供に係る食材費のうちの温食（おかず）に係る食材費分で、米・パン・牛乳の費用については町が負担しております。

また、近年の物価高騰に伴い温食提供に係る食材費も高騰しておりますが、給食費の値上げを行わず価格上昇分についても町費で負担している状況であります。

2点目の小中学校の修学旅行費補助の増額は考えられないかについてのご質問にお答えいたします。

修学旅行は、各学校が編成する教育課程内の学習活動であり、学習のねらいや旅行内容については、各学校が責任をもって策定しているものであります。

近年は、物価高騰や児童・生徒数減の影響により修学旅行に係る費用が高額なもの

になっておりますので、保護者に対しても事前に修学旅行の目的やねらい、日程や活動内容、旅行費用などについて十分な説明や周知を行なう必要があると考えております。

現在、実施している修学旅行費補助ですが、小学生1人当たり2万円、中学生1人当たり3万3,000円を旅費に係る交通費の一部として補助しております。

ご質問の修学旅行費補助の増額についてですが、まずは学校と保護者との間で旅行費用や旅行日程、活動内容などについて見直しを行なったうえで、今後も旅行費用が増加するようであれば、検討が必要と考えておりますのでご理解ください。

3点目の中学校在り方検討委員会の報告を受け、今後の対応についてのご質問にお答えします。

町内中学校の今後の在り方を検討する「龍郷町立中学校在り方検討委員会」は昨年11月に委員17名にて立ち上げております。

委員会では、生徒の学校教育環境の充実を図るため、少子化問題や学習面、部活動面などの教育環境を踏まえて議論を深めてまいりました。

本年8月に委員会で議論を重ねた結果がまとまり、報告書として首長へ提出したところでございます。

今後の対応はとのご質問ですが、町立学校の設置者は首長となっておりますので、報告書の内容を検討していただいて判断されるものと考えております。

以上1回目の答弁といたします。

○7番（圓山和昭議員）

それでは再質問に移っていきたいと思います。

まずは財政について、地方交付税も順調に推移してきているところ数年間も増額になってきていて、今後も大きな増減はない見通しであると答弁をいただきました。

しかしながら、今後は公共施設の老朽化対策という答弁もありまして、龍郷町の公共施設等総合管理計画でしたかね、その試算によると、今後30年間で施設の更新や改修に約500億円確かかかるといふ数字が出てきていたと記憶しておりますけれども、その500億円に向けて今後いろいろな計画の見直しやこういった集約化、統合も必要であると、これも私もよく理解はしております。

そしてまたそれに向けての基金積立も必要であると感じてはおりますけれども、この令和5年度の余剰財源の中からの基金の積み立ての額を具体的に答弁してもらいましたが、約2億7,000万円の基金の積立を行なっております。

全てのこれは基金においては必要であり、そしてまた人材育成についても、これは竹田町政が人材育成に向けての投資をしていきたいということの方針で理解はしておりますけれども、またそういった中で、基金への積み立てだけがまた全てではなくて、

最初の総括質疑でも申し上げましたけれども、会計年度の独立の原則というのがありますから、もう少し町民サービスへの還元もしていいんじゃないかと思いを上げて取り上げたところです。

今現在の基金積立、基金の残高というのは総務課長、わかりますでしょうか。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

一般会計の合計が50億6,831万3,890円となっております。

国民健康保険事業のほうが1億2,997万円、介護保険事業会計が7,121万円となっております。合計52億6,950万円となっております。

○7番（圓山和昭議員）

龍郷町としては非常に多い基金を持っているのではないかと考えております。

こういったものは今後いろいろな事業に充当されていくのは承知しておりますけれども、大体年間にこの基金のどれぐらいの金額を基金に積み立ててきているか、その推移というのはわかりますか、答弁をお願いします。

○大吉正一郎総務課長

町長の答弁にもありましたとおり、去年は目的基金へ振り替えたとかありますので、具体的に単年度でどれぐらいというのはないんですけれども、令和5年度末で2億7,000万円ということで令和5年度の分を積み立てたところでありまして、ほぼ同額ほど積んでいると考えております。

○7番（圓山和昭議員）

2億円から3億円ぐらいの基金の積み立てがここ数年行なわれているという理解でよろしいでしょうか。

これも本当に非常に適正な予算執行を行なっている当局の努力と、本当に職員の皆さんが少ない職員の人数で、一生懸命頑張っている努力の賜物だと思います。

そこで生まれたこの実質収支、この黒字の部分を、今度はある程度町民の皆さんに還元していきましようといっているかどうかということで、この流れでこの教育行政の質問にいきたいと思うんですけれども、給食費の無償化についてです。

先ほどの財政の質問から実質収支の答弁を踏まえて質問をいたしますが、給食費についての現状の数字を示してもらいました、先ほどの答弁ではですね。

それでは年間にかかっている小学校、中学校の給食費、年間にかかっている金額はどれぐらいかかっていますか。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

まず、現在町のほうで負担しています米、パン、牛乳の費用なんです、小学生の

児童の分としまして年間714万円ほどで、生徒の負担分となりますと350万円ほど、合わせまして1,060万円程度町で負担をしております。

続きまして、物価高騰分にかかる分なのですが、本年度試算額として約1,000万円を負担しているような状況でございます。

○7番（圓山和昭議員）

令和5年度の実績でもいいので、全部でどれぐらいかかっているかという答弁をお願いします。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

まず、児童・生徒、徴収している給食費ですが、児童分が先ほどありました3,300円の本年度の生徒数でいきますと、1,300万円余りになりまして、中学生分が3,850円の180名程度ですので690万円程度、徴収している金額としては、約2,000万円ですので、先ほどのパン、米の分と物価上昇分合わせますと、年間必要な額、約4,100万円程度必要になってくるのではないかと考えております。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

給食費の無償化に必要な財源としては、額としては4,100万円が必要という明確な答弁をいただきました。

この4,100万円ということで、先ほどの財政に関する答弁の実質収支などなどから鑑みますと、今現在の龍郷町の本町の余剰財源でも賄えると思いますけれども、町長はそのへんはいかがでしょうか、町長の答弁をお願いします。

○竹田泰典町長

今、圓山議員から、給食費の無償化についていかがかということでもありますけれども、先ほど財政状況を逐一町民の皆さんにお知らせをしたところですのでけれども、これはたびたび今議会で取り上げられた事項でございまして、これまで財政状況の逼迫の中でいかにできるかということで模索してまいりました。

そういう状況の中で、交付税の伸び、さらには経常経費のコストダウン、そういうものを想定してこのような実質収支、黒字と、また、ここ数年形式収支も黒字を出しているという状況の中で、かねがね私、龍郷町はしっかりと子ども・子育てができる町だということで公約を掲げていますけれども、そういう状況の中で、このような財政状況を見たときに、やはり保護者の負担軽減、さらにはしっかりと食材を確保し、子どもたちに安心安全な給食を提供するという観点からも、今のところ来年の当初に龍郷町は学校給食費の無償化に踏み切るという思いで今、事務を進めているところでございます。簡単に申し上げますと、来年度から小中学校の給食費を無償化にして

いきたいと思っっているところでございます。

財政状況については先ほど申し上げたとおり、何とかこのことも維持できると確信を持ってまいりたいと思っっているところでございます。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

来年から小中学校の給食費の無償化をやるという、やる方針であるという答弁をもらいました。

非常に大きな転換期になるのかなと今思ったんですけども、はい、来年からやるということですね。

そうなるとこれ以上の質問はないんですけども、経常的な支出が約4,100万円増えるということで、これはまた財政サイドの今後のまた財政計画、収支計画、そういったところでもしっかりと将来を見ながら、さらに精査をして取り組んでいってほしいと思うところであります。

今、町長がついに無償化を表明いたしましたので、それでは、学校教育、家庭教育、そして食育の観点から、これはぜひ教育長の思いも発言していただきたく思いますので、教育長、お願いします。

○碓山和宏教育長

今、町長のほうから給食費の無償化、来年の4月から実施ということで話がありました。

給食費無償化が行なわれるといっても、それが食育がということではありませんので、食育の大切さについては議員の皆さんも十分ご存じだと思いますし、やはり食育の食という字は人を良くすると書きますので、そういった意味でも特に食育にはまた今後力を入れていきたいと思っいますし、それと、できれば地産地消、地場産をとということも考えておりますが、量の確保がなかなか難しい面もあります。

できるだけそういったことも踏まえながら、子どもたちの心と身体の健全育成に取り組んでいきたいと思っているところです。

○則 敏光副町長

財政サイドからひと言付け加えさせていただきたいと思っいます。

4,000万円の事業費ですが、これは途中で止めるわけにはいきません。

しかも経常収支、経常経費となります。

したがいまして、経常収支比率というのが、議員もご存じだと思いますが、経常収支比率の率のアップをまねく可能性もあります。

本町は今、令和5年度決算で経常収支比率88.0%、90%もいっておりません。

ただこれは75%から80%が適正だと言われております。

そこで毎年4,000万円の支出は経常的になりますので、これを今後90%にならないように、人件費、公債費、扶助費、これは全て経常経費です。

この人件費のアップはすでに人勧等きておりますから必ず増えます。

公債費も借金返済当然あります。

扶助費も毎年伸びております。

その中で経常経費収支比率をいかに改善するかというとは、分母と分子にできるだけ特定財源を注入すると。

経常収支比率というのは、一般財源に対して経常一般歳出がどれだけあるかという比率ですから、それを特定財源に置き換えていくと、そのためには基金繰入、基金という特財をできるだけ歳出に充てていく、そういった方向で今、余剰財源を基金のほうにずっと繰り入れて積み立てておりますが、そこから歳出をしていくというような形で、できるだけ経常収支比率が伸びないようにいろいろと検討してまいりたいと思っております。

すみません、ふるさと納税ですが、今、子どもたちの歳出には、ミュージカル、あるいはいろんな楽器購入を含めてふるさと納税を活用しております。

これは全て特定財源です。

基金からの繰入ですね。

に対して歳出をしますから特定財源として、一般財源ではありません。

それと同じように、この給食費も今後人材育成基金から出すのかふるさと納税から出すのか、そういった基金からの歳出を考えていって、経常収支比率を伸びないように考えてまいりたいと思っております。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

今、教育長からのいろいろな思いと、そしてまた副町長からは、現実路線の財源の話も答弁をもらいましたけれども、一部報道によりますと、過疎事業債、過疎債のソフトが充てられるということで、充てる予定の自治体もあるようです。

そしてまた、今、副町長がおっしゃるように、ふるさと納税財源そういったもので、とにかく食育にもつながっていくと思うんですけども、子どもたちも保護者の皆さんにおいても、無償化になったからよかったと、家計が助かったというだけではなくて、例えば、本当にふるさと納税であれば、そういった皆さんの思いがあって、奄美の子どもたち、龍郷町の子どもたちへの家計支援、家計で浮いた分は教育費にまわしてくれと、子どもたちの将来に向けた積み立てをしてくれという、ふるさと納税をしてきている方々の思いがあるんだよというような形でまた、どういうものを財源に充てるかというのはこれからでしょうけれども、そういったいろんな方たちの思いや

努力があつてこそ無償化に踏み切ることができるというような思いも伝わるように、子どもや保護者にもPTAにも伝わるような形で実施していてもいいのかなと今、思ったところです。

ぜひまた来年の予算期待しておりますのでよろしく願いいたします。

では2点目の修学旅行費の増額の再質問をしたいと思います。

今現在の状況、小学生には1人2万円、中学生には1人3万3,000円の補助をしているということで答弁をもらっております。

そうした中で、私も今年の3月までは中学校の保護者ではあったんですが、龍郷町の友好都市である菊池市に宿泊をするという場合には、特別な増額があったと記憶しておりますが、その付近を答弁お願いします。

幾ら増額しているかとかですね。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

菊池市に中学生が宿泊をした場合は、今現在の3万3,000円からプラス5,000円の3万8,000円を補助するような制度をとっております。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

はい、プラス5,000円ということですね。

例えばこれも先日新聞にも大きく出ましたけれども、この増額については、私としては全体の増額を要望していきたいとは思ってはいるんですけども、もし先行して取り組めるのであれば、先日国際交流促進覚書、MOUを締結したということで新聞にも大きく出ましたけれども、その中の一つ、さつま町との今後の交流促進を目指すうえでも、例えば、さつま町で宿泊をしてもプラス5,000円を増額するというようなところから一步踏み出していてもいいのかなと考えますけれども、そのへんはいかがでしょうか。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

制度の中に友好都市という文言がございますので、さつま町にしてもそちらに当たるのではないかと私は考えております。

ですので、児童・生徒の交流などが生まれるのであれば、今後検討していく必要があるのではないかと考えます。

○7番（圓山和昭議員）

今、非常に前向きな答弁をいただいて、期待をしているところでございます。

先ほどの総括答弁においても今後いろいろな見直しを行なったうえで、費用が増加

するようであれば検討が必要という答弁ももらっておりますので、最初の質問、この財政関係の質問の答弁の数字をもとに、また前向きに取り組んでいってほしいと期待をしたいと思います。

これ局長、例えば全体で、令和5年度の実績、修学旅行の補助金の実績がわかればそれを答弁ほしいのと、例えば5,000円ずつ増額した場合幾らぐらいになるのかとか、ざっくりとでもいいのでそこらへんの数字はわかりますか。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

令和5年度なんですが、小学校に関しましては1校が実施しております、補助は54万円ほど補助しております。

中学校に関しましては3校が実施しております、補助金額として261万5,000円となっております。

この実績から増額と、今おっしゃられた5,000円の増額となりますと、小学校分に関しましては13万5,000円の増額、中学校に関しましては70人分ぐらいになりますので35万円の増額になると思われま。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

修学旅行を実施するとし、実施しない年などもありますので、昨年度に関しては大体300万円ほどの補助をしているという答弁をいただきました。

そういった数字を出しながら、そしてまたいろいろと試算をしながら、また今後将来にわたって前向きに検討していってもらえればと思います。

それでは次にいきたいと思ひます。

○竹田泰典町長

私は、対先日MOUで菊池市のほうで国際交流の締結式を行なってもらいました。

その中で、大変うちの取り組んでいる菊次郎ミュージカルというものを今、子どもたちが一生懸命やっているところがございますけれども、さつま町との交流という観点から、さつま町長から市町村合併20周年の記念事業として、菊次郎ミュージカルを上演したいというお話がございました。

そういう状況の中で、再来年ですかね、さつま町の市町村合併20周年記念事業には、うちのミュージカルをさつま町に派遣をしようと思ひているところがございます。

併せて、菊池市からもぜひこのミュージカルを、子どもたちをぜひ菊池市に招聘したいというお話をいただいております、さらにこの子どもたちがやっていることが、成果がどんどんどんどん前面に出てきているのかなと思ひていますし、子どもたちのその取り組みがすばらしい交流の場になっていくような気がして思ひます、これをど

しどし後押しをしていきたいと思っているんですけども、問題は、先ほども申し上げました経常経費の問題でありますけれども、一方ではしっかりとふるさと納税の涵養をしっかりとやっていくと。

はじめ私が就任したころは4,000万円ぐらいだったと思うんですけど、ようやく1億円に到達して、まだ1億円と少ない額でありますけれども、これをさらに伸ばして子どもたちに投資をしていくことにしたいと思っているところでございます。

参考までに、子どもたちの思いが少しでも良い方向になればということで今、取り組んでいるところでございます。

最終的には、この今、子どもたちのミュージカルは台湾編をやっている、その中にさつま町の永野地区の金山の問題、さらには、最終的には台湾の宜蘭市に派遣をして公演をさせたいなと思っているところでございます。

どうぞ龍郷町のファン、それから出身者の皆さん、ぜひふるさと納税をお願いしたいと思って話させていただきました。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

町長の思いをもらいましたけれども、ふるさと納税もどんどん伸びております。

町長がトップセールスとして全国駆け回っているのは承知しておりますし、また我々議会としてもそれぞれ、また町長は1人、議員は10名おりますので、みんなでまた協力をしあって、ふるさと納税の増額に取り組んでいけたらいいと思います。

そしてまた、そういった分を食のほうでもあります学校教育、ミュージカルとあとは青少年育成事業関係、学校教育、社会教育、いろいろな形で人材育成に投資をしていってほしいと私は願っておりますので、また本当にいろいろと前向きに取り組んでいってほしいと思います。

それでは、3点目が非常に大きな課題になります。

中学校の統廃合問題についての再質問をいたします。

先ほどの教育長の答弁において、中学校の在り方検討委員会、昨年11月に17名で立ち上げたということをお答えいただきました。

この委員のメンバー、委員の顔ぶれといたしますか、どういった方々で組織をして、何回ほどこの論議を重ねたのかについて答弁をお願いします。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

委員のメンバーといたしましては、各中学校の学校長3名、各学校のPTA会長、あと各校区から区長さんを代表して3名、あとは議員の皆様からの代表が4名、あと龍郷町教育委員会の教育委員の皆様を委員としてお願いしているような状況でござい

ます。

○7番（圓山和昭議員）

何回ぐらいその議論は重ねられたのでしょうか。

○里園一樹教育委員会事務局長

失礼しました。

昨年の11月から立ち上げまして、合計3回検討委員会を開催しております。

○7番（圓山和昭議員）

ではもう少し聞きますけれども、この検討委員会の素となるもの、報道でもありましたけれどもアンケートをとったと、これは龍北校区、赤徳校区のほうで、全世帯へのアンケートという認識でよろしいのでしょうか。

○里園一樹教育委員会事務局長

そのような認識で結構でございます。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

各世代といたしますか、年齢とかそういったもの関係なく全世帯にアンケートをとったということで、その方々のいろいろな思いや意見がそのアンケートには反映されているのではないかと感じます。

それを踏まえて、8月に議論を重ねた結果がまとまって町長に提出をしたと、そして龍郷町立の学校設置主体、設置者は首長であるということの答弁を教育長からもらいましたので、町長に伺いたいと思います。

今後のこの中学校の在り方についての町長の考えを答弁をお願いいたします。

○竹田泰典町長

今、中学校の統廃合の在り方の件について、町長の見解というお話でございますけれども、この問題は、私が就任当時からいろんな意見がございました。

そういう状況の中で、この学校の統廃合となると、地域の活性化がどうなるのかという観点から、いろいろな角度から調査研究をさせていただきました。

しかし、最終的に今回提言がなされたとおり、その当事者、子どもたちのことを考えると、どうしてもこれは少ない学校では子どもたちに影響がでていないんじゃないかという考え方でございます。

子どもたちはやっぱり生徒が多い学校で切磋琢磨しながら伸びていくものだろうと思います。

そういう状況の中で統廃合をしますとその地域が冷えると、地域が活性化できないという問題もあるんでしょうけれども、そこに通う子どもたちのことを考えますと、どうしてもこのままではいけないと思います。

そういう状況で、今回の在り方検討委員会の提言のとおり実施してまいりたいと思います。

まずは実施はするんですけれども、地域住民の皆さんにしっかりと情報を説明をし、こういう状況の中で統廃合を進めますよということで了解をいただきたいと思っていますところでは。

いつまでにやるかというものはまだ決定はされていませんけれども、まずはもって関係する地域の皆さんの説明を、まわって説明をさせていただきたいと思います。

このことは、なぜか知らないんですけれども、龍郷町が市町村合併のときに、合併をするかしないかというときにも、町民の皆さんとしっかりと意見交換をしながら進めてきた経緯がありますから、その行程のとおり地域に入り、地域の皆さんとしっかりと議論をして統廃合を進めてまいりたいと思います。

大変本当にある中学校では、本当に存続ができるかと常に4月になりますと、3月の初めごろからそういう話が持ち上がって、ある中学校には行きたくないと、そして校区外入学というのが横行してしまっていて、子どもたちの考え方にも影響がでますし、また地域のその情報の共有、そういうものにも影響がでてきているんじゃないかと思っていて、今回提言どおり、統廃合を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

ただ今町長より大きな判断を伺ったと思っています。

中学校の在り方検討委員会の報告のとおりという答弁がありましたけれども、確認をいたしたいと思います。

検討委員会においては、中学校の3校を1校に、そしてそれを早急にという報告の内容だったと認識しております。

今の中学校の3校を1校の案で、報告書のとおり、報告のとおり1校案でいくという方向性であるということで、すみません確認の答弁をもう一度お願いします。

○竹田泰典町長

いろいろ考え方はあるんですけれども、私、提言のとおり、1校で説明をさせていただきたいと思います。

その状況も現時点でしたときに、2クラスの確保ができるようですから、3クラスはちょっと無理のようございまして、各学年2クラスを確保できるという状況でありますから、1校という方針で説明をしてまいりたいと、そして理解を得て統廃合を進めていくということにしたいと思っています。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

大きな決断だと思います。

それでは、そういう決断ということで、方向性は今、示されたと思います。

この方向性をもって、しかしながら、いつごろというのはまだ答弁はもらってはいませんが、今後その方向性に向けて議会の議決ですとか、県教育委員会とのやり取りなど、必要な手続きなども非常に多いと思いますけれども、今の町長の方針、方向性に対する方針を受けて、考えられる今後の進め方、スケジュール的なもの、そういったものがある程度でも答弁できるのであれば答弁をお願いいたします。

○碓山和宏教育長

今、町長のほうから決断がありましたけれども、この件に関しては、町としても地域としても非常に重い問題だと受け止めております。

私自身も複式のある中学校に勤務をしたことがあります。

どうしても中学校の複式となると、教頭を含めて教諭が5名しかいないです。

養護教諭が配置できないという状況の中で、主要5科目といいますか、国・数・理・英この5科目の専門の先生がうまく配置できないのが現状なんです。

そういったのを考えたときに、もちろん学力のこともあるんですが、子どもたちのコミュニケーション能力、そしてまた部活動関係、いろんなものがかかわってきますし、今、町長の答弁にあったように、一つにした場合に確実に1学年2学級になります。

2学級・2学級・2学級ということで、2学級にするとその学年が上がるときに学級替えができるんですね、子どもたちの入れ替えが、私はどうしてもそういったことも多感な中学生にとっては必要だろうと、そんなふうに思っていますし、そのための町長の今の思いに向けたための取り組みとしては、まずは地域、校区での丁寧な説明というものが必要だろうと思います。

そしてもちろん議会の皆さんにもそうですし、いろんな問題が多分出てくるだろうと、当面考えられるのは学校の名前、校名、それから校歌、それから校訓、それから制服、そういったものが出てきますので、そういったものがいつできるかということももちろんあるでしょうし、一番の大きな問題は人事なんですよ、教職員の、先生方を当然3校に中学校に配置をしていますので、できれば途中で転出というのはさせたくないんですよ。

そういったことも踏まえたうえで、話は事務所とも県とも話はしているんですけども、町長の話にありましたように、1校を早急にという形で動くつもりではあるんですが、いつまでというものがまだはっきりできない状況の中で、答えとしてはできるだけ早い段階で子どもたちの学習環境、それから部活動を含めての教育環境を整え

てあげたいという気持ちは同じですので、できるだけ早急に進めていきたいと思っております

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

本当に何年も何十年もこれは議論されてきている問題でありまして、またいろいろな経験を乗り越えてきている卒業生、保護者、PTAの悩みや思い、そして地域の思いも込められた中学校の統廃合問題だと思っております。

将来の龍郷町、そして日本社会の未来を担う本町の子どもたちの教育環境整備を第一に考えた大きな決断、そして方針を示したと思います。

であるからこそ今後のスケジュールを先ほど教育長にも示してもらいましたが、それぞれの思いを尊重しながら、住民説明会においては本当に丁寧に実施して欲しいと願います。

そしてぜひ新たな中学校が、奄美一、日本一の中学校になりますように全力を注いでほしいと願ひまして、最後の質問に移りたいと思います。

特に教育行政については非常に大きな決断、判断の答弁をもらいましたが、次も町民の皆さんが非常に注目をしている事業でありますので、いろいろと質問をしていきたいと思ひます。

保健福祉センターの今の名称はどうくさあや館ですけれども、その改修計画についてです。

新築という方針案だったものが、金額のこともあってリノベーションという変更になってきているというところですね。

そしてまた新たなメンバーで検討を行なっているという答弁をもらいました。

これは基本構想というのはすでにまとまっているという認識でよろしいのでしょうか。

○加藤寛之保健福祉課長

先ほど町長の答弁でありましたが、平面図は作成済みです。

施設に必要な機能を考えながら平面図を作成しているので、ある程度まとまっていると考えております。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

では、先ほどの答弁においては、今、補助金等を模索しているという答弁がありましたが、この補助金、財源について伺いますが、非常に大きな予算を伴う事業構想だと思いますが、補助金などの財源調達方法、これは今どうなっているのでしょうか。

○加藤寛之保健福祉課長

補助金についてですが、保健福祉関係の補助金は全くない状況でした。

なので現在デジタル田園都市国家構想交付金が活用できないか模索しているところ
です。

○7番（圓山和昭議員）

いわゆるデジ田交付金と言われるものですね、わかりました。

これが使えるかどうかはまだはっきりしてはいなくて、模索しているという答弁だ
と思いますが、今回新しい内閣が発足して、地方創生の予算を倍増するという報道で
もありますけれども、これが本当は一般財源とか普通交付税とか、そこにきてくれた
ら一番いいんですけどねと個人的に思うところでもあります。いろんな計画におい
て、温泉源の活用の話がたびたびあがってきていると思うんですが、この保健福祉セ
ンターと温泉源の活用、この活用の方針についての答弁と、温泉源の活用について
の方針、そしてあと、以前議会において、この温泉源を活用した場合の試算を示して、
収支の試算を示して、再度町民アンケートをとるといふ執行部から答弁がありました
が、この件に関しての進捗状況、この答弁をお願いいたします。

○勝元 隆企画観光課長

温泉の活用につきましては、私ども企画観光課の担当になりますので、私のほうか
ら答弁させていただきます。

先ほど加藤課長のほうから言いましたように、どうくさあや館のリノベーション案
というのは計画は進んでおりまして、この計画の中で、町民の健康増進を目的として、
どうくさあや館の改修と併せて温泉を活用しようという方向で計画を策定中という状
況でございます。

ただ、この活用につきましては、やはり議員がご指摘のとおり、町民アンケートの
結果を見て最終判断をすることになるかと思えます。

併せまして、議員がご指摘しました今年6月の第2回ですかね、定例議会におきま
して、どうくさあや館のリノベーション案について、活用する場合の初期投資、あと
後年の維持管理にかかるランニングコスト等を試算したうえで、町民アンケートを改
めて実施する予定でございますと答弁をいたしております。

現在、どうくさあや館の改修費用と温泉掘削費用の初期投資額、あと維持管理にか
かる人件費や光熱費、あと後年の修繕費等も概ね試算はできております。

ここに年間の収支の赤字額を圧縮するために、今の入浴の利用料を増額した数パタ
ーンのアンケート項目を作成中ございまして、現在のところ年明け早々1月に全戸
配布する予定でございます。

あと前回回答率が少なかったのが問題になっておりますので、回答率を上げるため

にスマートフォンとかタブレット端末からの回答は可能であるような形にしたいと考えております。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

すでにその試算は出ていて、1月にはアンケートを実施すると、これは全世帯へのアンケートという理解でよろしいですね、わかりました。

ではこの温泉源の活用がもし決まれば、そこからまた一気にいろんなことが進んでいくのかなと感じたところであります。

それでは、今、答弁も保健福祉課長からもらったり企画課長からもらったりしておりますけれども、現状この保健福祉センターは様々な機能を果たしております。

おそらく母子保健関係でもいっぱい使っていると思いますが、こういった職員構成、こういったチームでこの保健福祉センターの改修計画については取り組んでいる現状でしょうか。

○加藤寛之保健福祉課長

お答えします。

ワーキングの立ち上げ時、令和5年度ですけれども、このときは保健福祉課4名、総務課1名、子ども子育て応援課1名、企画観光課2名、土地対策課1名、建設課1名、教育委員会1名の計11名でしたけれども、専門的な知識が必要であること、また、使用する部署等の考えが必要であるということで、令和6年度から建築士のアドバイザーを1名、子ども子育て応援課を3名、社協のほうから1名を加えて計16名でプロジェクトチームを開催しております。

○7番（圓山和昭議員）

非常に多くの職員の皆さんが関わっていると感じましたけれども、大変これは大きな事業ですけれども、ただ今の答弁からもわかりますように、まだまだクリアしなければならない課題が多く感じます。

各課横串で取り組んでいるようですが、できれば専属の職員を配置して、腰を据えてこの事業に突き進んで取り組んでいくほうがいいのではないかと感じましたけれども、町長の考えはいかがでしょうか。

○竹田泰典町長

このどうくさあや館の改修については、いろんな角度から今調査研究をさせていただいているんですけれども、やはりこの人材不足の中で、行政事務、福祉行政をしっかりと担えるような形にしていかなければならないだろうと思っておりますけれども、当然、今回の人事において、そこらあたりも考慮して配置をしたいと思っ

います。

私、以前から社会福祉協議会の理事にもなっていて、この社会福祉協議会と行政がしっかりと連携をとった形で福祉行政を進めていくということになれば、なかなか人材の確保ができない状況にあると思っています。

今回、議席を社協の会長さんも確保しましたので、いろんな形で議会の中で議論をして、この福祉行政についてはしっかりと議論をし、きちっとした形で効率よくフォローができるような仕組みづくりにしたいと思っています。

例えて申し上げますと、今、介護については包括支援センターが、ほかの町村よりも私は優れているんじゃないかと自負しているんですけども、そういう状況にありますけれども、障がい、子育て、そういうことになりまして若干手薄になっているんじゃないかと思っています。以前も議会で取り上げられて、重層的支援事業というものを構築して、龍郷らしいモデル的な、龍郷に身の丈にあった包括、支え愛という制度に切り替えていきたいと思っています。

これが拠点になる施設が今回のどうくさあや館の構造になっていくものだと思います。

どうぞこれからも議会の皆さんとしっかりと議論をしながら、町民の理解を得ることが大事なところになっていまして、このどうくさあや館の改修については、圓山議員のご提言のとおり、そういう方向もあると思うんですけども、しっかりとそこらあたりは早い時期に結果が出せるように頑張りたいと思っています。

以上です。

○7番（圓山和昭議員）

はい、わかりました。

竹田町政の大きな目玉政策の一つにもなる事業だと思いますので、町民の皆さんも注目しております。

着実に進めていただきますようお願い申し上げます。私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平岡 馨議員）

圓山和昭議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。

11時20分より再開いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊集院巖議員の一般質問を行ないます。

○8番（伊集院 巖議員）

町民の皆様、おはようございます。

このたびの選挙におきまして、皆様のご支援のおかげで3期目の当選をさせていただき、誠にありがとうございました。

初心に返り、町民目線で町民の皆様の福祉向上に誠心誠意取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、先に提出してあります通告書に基づき、一般質問に入らせていただきます。

一つ、農業振興について、二つ、指定管理施設について、三つ、島育ち産業館について、以上3項目について質問いたします。

1項目めの農業振興については、3点ほど質問いたします。

まず1点目は、イノシシの被害についてであります。

被害を受けた農家は生産意欲が低下している現状があります。

意欲を向上させるためにもイノシシによる被害を防がなくてはなりません。

これについては前回も質問をしております。

その後対策を講じられたと思います。

現在の被害状況と対策を講じた結果をお聞きしたいと思います。

また、関連しますのでお聞きします。

人家の庭先や通学路の近くでも昼間にイノシシが出没しているようでございます。

人への危害が懸念されます。

何か事故があつてからでは遅いと思いますので、対策をぜひ講じていただきたいと思ひます。

2点目は、堆肥センターの稼働に向けた工事が進められておりますが、進捗状況と原料確保はどのようになっているかお聞きいたします。

3点目は、地域振興公社の運営状況についてお聞きします。

令和5年第4回定例会でも聞いておりますが、稼働から5年目を迎えていると思ひます。

今回は収支状況を主に聞きたいと思ひます。

2項目めは、指定管理についてであります。

指定管理をしているりゅうゆう館の運営状況についてお伺ひいたします。

3項目めは、島育ち産業館についてであります。

これについては2点ほど質問いたします。

1点目は、島育ち産業館の運営状況についてお聞きします。

2点目は、本町の特産品などを島外の物産展へ出店しておりますが、その収支状況と効果についてお聞きします。

以上、当局の答弁を求めます。

○竹田泰典町長

伊集院議員から3項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

1項目の農業振興についての1点目、イノシシの被害状況と対策について、農作物への被害状況と対策を講じた結果についてお答えを申し上げます。

イノシシの目撃情報については、手広・芦徳・屋入・戸口地区において報告があり、特に芦徳・戸口地区においてさとうきびやバナナ、冬瓜など露地作物の被害報告があり、農作物被害が深刻な状況となっております。

そのため緊急的措置として7月から皮膚病を発症しているイノシシに対し、1頭当たり5,000円上乗せして買い取りを行なっているところで、8月末時点で既に151頭の買上げ頭数の実績をあげており、個体数を減らす取り組みの効果が現れているところがございます。

次に、人家の庭先や通学路近くにイノシシが出没し人への危害が懸念されるが、その対策についてお答えを申し上げます。

以前から住宅地周辺でのイノシシの目撃情報については報告がありましたが、人への危害の報告は入ってきておりませんので、緊急的な対策については現段階では考えておりません。

今後も町猟友会による有害鳥獣捕獲対策を重点的な取り組みとして推進し、住宅地へのイノシシの侵入防止に努めてまいりたいと考えているところがございます。

次に、2点目の建設を予定している堆肥センターの進捗状況と原料の確保はどうなっているかについてお答えを申し上げます。

堆肥センターについては、本茶牧場に隣接する用地を確保し、すでに造成工事が完了しているところがございます。

建屋については、今年度に奄振事業により整備予定の敷料生産施設に併設することとなっております。

来年度に着工し完成を目指してまいりたいと考えているところがございます。

原料の確保については、敷料を利用する畜産農家を中心に、牛糞の提供についてすでに賛同を得ているところがございます。

次に、3点目の地域振興公社の運営状況はについてお答えを申し上げます。

令和5年度実績として、農地の賃貸借を581アール契約しており、そのうちさとうきびの栽培を427アール、カボチャの栽培を60アール行なっており、それぞれさとうきびが約146トン、カボチャを約5トン出荷しております。

その他に農家からの受託作業依頼が138件あり、耕耘作業及び薬剤散布等の受託作業を行なっているところでございます。

機械化による受託作業については、農家の高齢化や作業効率の軽減もあり、件数が増加する傾向にあることや今後の事業拡大を見据え、令和6年6月に従業員を増員し、人員体制を整備したところでございます。

また、令和7年度より本格稼働する敷料生産施設の敷料についても運用開始に向けて試験的に生産し、無償で畜産農家へ提供しているところでございます。

その他にも収益性のある品目として、今年度から施設用パッションフルーツの栽培を開始する予定となっております。

次に、3項目の島育ち産業館についての1点目、島育ち産業館の運営状況は、についてのご質問にお答えを申し上げます。

島育ち産業館は、昭和63年に完成し、当初は地域資源を活用した新商品開発施設として、第三セクター方式により運営を開始いたしました。

その後、町直営の施設となり、令和4年度からは、「むらおこし事業実行委員会」事務局を移設し、町職員1名を派遣してございます。

また、翌年度からは「むらおこし事業実行委員会」が管理運営をいたしているところでございます。

業務につきましては、主に地場産品の販売委託・商品生産のための加工研究所の貸し出し、宅配便への集荷受付等のほか、レンタサイクル事業や島外物産展に参加するマーケティング事業・セールス事業などを担っているところでございます。

次に、2点目の島外への物産展へ出品していますが、収支状況とその効果についてのご質問にお答えを申し上げます。

令和5年度実績といたしましては、「むらおこし事業実行委員会」のマーケティング事業として、「さつま町農業祭」と「産業フェアしずおか2023」に参加出品し、純損益金額がマイナス18万8,400円となっております。

収支につきましてはマイナスとなりますが、物産展に参加することにより、本町の特産品を直接PRすることができるほか、出店をきっかけに販路拡大やふるさと納税、関係人口の創出にもつながるものと考えて事業を展開しているところでございます。

以上1回目の答弁といたします。

○碓山和宏教育長

2項目の指定管理している「りゅうゆう館」の運営状況についてのご質問にお答え

いたします。

「龍郷町体育・文化センターりゅうゆう館」につきましては、令和4年4月1日より3年間、指定管理者制度により特定非営利活動法人ASA奄美スポーツアカデミーに管理運営を委託しております。

ご質問の運営状況ですが、令和5年度の実績としまして、利用者数は延べ29,921人で、令和4年度と比べて601人増加しております。

また、自主事業として未就学児サッカーフェスティバル、ASAフリーマーケットなどのイベントを年数回開催して、約800人を動員するなど、りゅうゆう館の利用活性化を図るため努めていただいているところです。

以上1回目の答弁といたします。

○8番（伊集院 巖議員）

それでは、農業振興についてのイノシシの被害状況と対策についてから再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、イノシシの買上げ頭数が増えているということでしたが、前年同期としたらどれぐらい増えているのか、前年同期の実績を教えてください、お願いします。

○迫地政明農林水産課長

今現時点では、8月末現在の先ほどの町長から答弁もありました151頭の買上げ頭数とお話しましたが、令和5年度、これは10月まで半年分になります。

102頭の買上げ料となっております。

○8番（伊集院 巖議員）

先ほど答弁で個体数が減っていることは理解いたしました、前回の定例会の質問をさせていただいたんですが、そのときの被害状況の確認を兼ねまして再度質問させていただきたいと思います。

そのときはカボチャ農家が2件で約90万円ほどの被害を受けておまして、これは農家から聞き取った数字ですのでご了承ください。

それとまた、公社の畑2カ所、合わせて約7反の畑がさとうきびが、私も見ましたけれども、ほとんど収穫できる状況になく、今期の収穫はできないようになっている状況でございます。

さらには、きびの原苗ほ、公社のほうで農家へのきび種の供給をされているわけですが、これについてイノシシの被害があったわけですが、この農家への供給に対する支障はなかったのかお聞きいたします。

○迫地政明農林水産課長

原苗ほの被害ということで報告がございまして、現段階では農家への影響はござい

ません。

夏植え分2反ほど不足しておりますけれども、これについては公社の夏植えということで、春植えのほうにまわすこととしております。

以上です。

○8番（伊集院 巖議員）

公社のほうに影響が出ているようでございますが、食害により公社のほうのさとうきびによる今年度の収益減になるわけですけれども、前回も今まで、先ほどの質問では前回と同じような被害状況でしたが、前回からその後の被害状況がわかれば教えてくださいませんか。

○迫地政明農林水産課長

被害状況といいますと戸口地区の一部につきましては、なかなか駆除というのが行き届かずそのままの状態となっているのは承知しております。

今、駆除期間になっておりますので、これにつきましては猟友会の会員の皆様方に、引き続き捕獲の要請をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○8番（伊集院 巖議員）

わかりました。

捕獲するにあたって箱罾ですか、これでの捕獲をされているようですけれども、その町が持っている貸し出しの箱罾ですか、これの個数と、その利用状況がわかれば教えてくださいませんか。

○迫地政明農林水産課長

本町で箱罾の所有につきましては30基ございまして、今、全て貸し出しを行なっているところでございます。

○8番（伊集院 巖議員）

全て貸し出しているとのことですが、これは1人何個までとかそういう制限があるのか。

○迫地政明農林水産課長

これは1人当たりということではなくて、やはり被害の多いところに、こちらとしましても多く箱罾を設置していただきたいということをお願いをしているところです。

以上です。

○8番（伊集院 巖議員）

聞いたところによりますと、なかなか駆除が進まない一つの理由に、ハンターの数なり、罾の資格証を持っている数なり、資格者の数が減っているということも聞いておりますが、本町にそのハンターの数ですか、罾の資格を持っている資格者の数、こ

れよかったら教えていただけますか。

○迫地政明農林水産課長

箱罾の資格者、あるいは銃器の資格者の数につきましては、罾の資格者が15名、それから銃器の資格者が21名、それから罾と銃器両方持っている方が7名ということで、43名になっております。

この数は先ほど議員がおっしゃいましたけれども、決して令和元年から比較しますと、令和元年度が41名でしたので、決して減っている状況ではございませんで、むしろ増えているという状況のようでございます。

○8番（伊集院 巖議員）

数は減っていないということなんですが、なかなか駆除が進まないのもその資格者の数が少ないからと私は思っていますので、この資格をとるにあたっての、ほかの町でもやっています。

狩猟免許ですか、その資格に対する補助なりをする考えはないのか、お聞きします。

○迫地政明農林水産課長

ほかの近隣市町村でも資格取得の助成措置は行なっておりません。

これは奄美本島内です。

これは資格があっても実際に捕獲をしなければ意味がないというところでございます。またその分、各市町村におかれましては、買上げ料を上げております。

そういった背景もありまして、今、資格助成は行なっていないという状況でございます。

○8番（伊集院 巖議員）

そういうことであればそういうことなのでしょうけれども、畑に柵をまわしていても被害がでております。

現在でも被害が出る状況でありますので、根本的な取り組みは個体数を減らさなければならぬと考えております。

先ほども言いましたけれども、資格取得に対する補助をしていないということであればそれはそれでかまいませんけれども、資格者が多いことには変わりございませんので、個体数を減らす取り組みを生産者農家のほうしていただいて、意欲を湧かせていただいて、農業振興につなげていただきたいと思います。

それと農業振興とは直接関係いたしませんけれども、イノシシの被害と関連しますので、先ほどもお聞きいたしました。当初の質問でもお聞きしたんですが、人家の庭先、通学路の周辺で出ていることも聞いておりますし、私も動画を見ましたけれども、人家の庭先に親が5、6頭の子どもを連れて走り回っております。

その広場です。

ということで、それに対する被害は出ていないということで、緊急的な工事はかけられないということでしたので、じゃあ別の方向で聞きたいと思うんですが、町民の安心安全のためのことで聞いておりますので、町民の安心安全の担当部署としてこれはどう考えるかお聞きします。

○迫地政明農林水産課長

町民の安全安心ということで、私どもはイノシシの被害対策ということで、農林水産課のほうでは対応していきたいと思っておりますけれども、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、人への被害報告はありませんけれども、民家近くには出没しているという情報があります。

もし通学路での目撃情報があれば、こちらのほうから教育委員会のほうへ連絡しまして、各学校への注意喚起を行なってまいりたいと思っております。

同時に地区の猟友会への捕獲を依頼しまして、進入路や移動経路等を事前に特定して、罠設置、あるいは猟犬による捕獲対策を要請することとなりますので、もしそのような情報があれば、直ちにすぐに農林水産課のほうまで連絡をいただければと思っております。

以上です。

○8番（伊集院 巖議員）

聞きたかったのは農林水産課だけではなくて、この町民の安心安全の担当部署にも聞いたわけでございますけれども、課長のほうが答えられましたので、これはこれで終わりたいと思います。

それと農業振興の2点目の再質問に移りますけれども、建設を予定されている堆肥センターの進捗状況と原料確保はどうなっているかで聞きますが、先ほど奄振事業で来年度ですか、敷料施設を併設することになっておりますということで答えられておりますけれども、この令和7年度に敷料施設が完成するわけですが、堆肥センターとしては何年度稼働される予定なのかお聞きします。

○迫地政明農林水産課長

堆肥センターにつきましては来年度建設予定となっております、本格稼働を令和8年度からと考えております。

○8番（伊集院 巖議員）

令和8年度からということで、農家の皆さんもこの堆肥センターに期待をしている農家も多くおりますので、早急な稼働を期待したいと思います。

その原料なんですけれども、堆肥を作るにあたっての、子牛の今、価格が低迷が続いておりまして、生産資材の高止まりになっております。

農家の皆さん、課長もご存じのとおり廃業される農家もおりまして、中核農家も1

農家ですか、減らして廃業を進めているわけですがけれども、心配されるのが牛糞の確保なんですけど、これについては大丈夫なのか。

○**迫地政明農林水産課長**

農家の確保ということでございますけれども、牛糞の受け入れ対象農家として8戸を予定しております。

これは大型の経営しております畜産農家ということになりますけれども、予定している牛糞の必要頭数としては、この堆肥センターの規模でいいますと36頭を予定しております。現在の対象農家8戸の飼養頭数が232頭ということで、十分確保できるものと考えております。

○**8番（伊集院 巖議員）**

十分確保される予定でございますということでしたのでこれ以上聞きませんが、先ほども言いましたけれども、堆肥センターに期待をしている農家もありますので、本町の農業振興にもつながってまいりますので、早急な稼働を期待して次の質問に移ります。

次、3点目が農業振興の地域振興公社の運営状況でございますが、振興公社は認定農家でもありますよね。

ですので、当初何年計画かわかりませんが、当初計画を作られていると思います。その計画どおりに進捗しているのかどうかをお聞きします。

○**迫地政明農林水産課長**

公社が認定農業者として、その目標をどの程度達成しているかという話でございますが、今、さとうきびの生産については、生産目標244トンに対しまして実績が150トンということで、達成率は61.4%となっております。

カボチャの生産につきましては、生産目標28.8トンということで、実績が1.96トンしかございませんで、達成率が7%というところとなっておりますが、一方受託作業につきましては、受託目標額が134万3,000円に対しまして、実績がすでに187万2,000円となっております。達成率は139%となっております。

カボチャの生産につきましては、なかなか面積を増やすことが難しいというところでございますので、今年度からそれに代わる収益性の高いパッションフルーツ、施設のパッションフルーツを栽培して経営安定に努めてまいりたいと考えております。

○**8番（伊集院 巖議員）**

生産はなかなか伸びていないようでございますけれども、受託作業のほうが増えていくということでございますので、その増えている農家に、農家から注文が、受注のほうが大きくなっているんですが、これ対応できているのかお聞きします。

また、そして対応できているのか確認して、さらに今の機材、これも十分なのかを

お聞きします。

○迫地政明農林水産課長

今の受託が十分対応できているかということですが、何とか従業員を増やして今、何とかまわしている状況でございます。

今のところは大丈夫だと思っております。

今後の機械のメンテナンス、維持経費についてということでございますけれども、現在所有している機械に関してはどうしても老朽化が避けられないということですので、日々のメンテナンスを十分徹底して、できるだけ修繕費を抑える、そういうふう

に心がけをしていきたいと思っております。

それから経年劣化、あるいは金属疲労等が理由で部品の交換が今後必要になるということに関しましては、予算を計上して修繕することとしております。

また、新たに機械の購入が必要になってくるということも今、想定しておりますが、これについても機械を随時更新していくことにしております。

財源については今のところ検討課題としておりますのでよろしく申し上げます。

○8番（伊集院 巖議員）

そういうメンテナンスをきちんとしていただいて、新たな購入が出ないようにしていただきたいと思えます。

それで、公社のほうで今年度新規就農の研修生を募集してはりましたが、これに対する応募はあったのかお聞きします。

○迫地政明農林水産課長

実際に応募は1名ありましたけれども、採用の要件に満たなかったということで採用を見送っております。

○8番（伊集院 巖議員）

はい、わかりました。

運営状況は今、縷々聞きましたので、次は経営収支状況についてお聞きしたいんですが、令和5年度の町からの運営委託費ですか、これが幾らあったのか教えていただけますか。

○迫地政明農林水産課長

令和5年度の決算上の委託料ということで、産地パワーアップ委託料でございます、1,563万4,000円となっております。

○8番（伊集院 巖議員）

これは維持管理費から人件費まで全部含めてなんですよね、地域振興公社ですか、これは非営利企業であるんですがなるべく町の委託費を少なくするような自助努力も必要であると考えますので、今後は、将来的に機械の保守修繕費など、先ほども修繕

費、老朽化で増していきだろろうということでございましたけれども、先ほど答えられておりますが、再度、例えば、今、トラクターなどは4年目ですか、年数がいきますと経年劣化したりして消耗品がかなり出てくるわけですけれども、かなり今の1,560万円ほどでは多分委託費は足りなくなってくると思います。

それに対する考え方をお聞きしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

これは公社の今後の経営ということになりますので、これはまた十分に検討する余地があると考えております。

今後、受託作業というのが増えていくことは間違いのないところでございますし、今後の事業展開ということで、堆肥センター、あるいは敷料生産施設も稼動してまいります。

そういったところで人員の補助、増員というのも考えていかなければならない、と同時に、先ほどおっしゃいました機械の維持経費というのも上がっていくだろうというところで、安定した財源を何とか捻出できればと考えております。

これについては今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○8番（伊集院 巖議員）

心配されるのが、かなり機械の消耗品なり老朽化なんですけど、先ほどからおっしゃっていますが、その堆肥センター、今の話では公社のほうで運営管理されていかれるわけですけれども、かなり人数も増えてきますが、主に一つの課で見るとじゃなくて、そこはちゃんとした責任者を置いて、独立した形でやっていくほうが私は効率は良くなっていくんじゃないかと考えているんですが、町長、どうお考えでしょうか。

○竹田泰典町長

この地域振興公社は、私の一丁目一番地だと私は思っています。

高齢化の中でしっかりと農業を持続させるためには、公社がその受託作業の受け皿、さらには、農業振興においても先進的な取り組みを展開をして、地域に下ろしていくという形を目指しているわけですけれども、今、提言のように正規の職員というものを配置ということも想定できるんですけれども、一応公社の職員としてはそれなりの人材を確保してまして、この人たちの計画、実行を促していくことが一番大事じゃないかと今、思っているところでございます。

そのことも今、議員の提言のことについても検討を加えて、この地域振興公社がしっかりと龍郷町に根ざすように頑張っていきたいと思っているところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

○8番（伊集院 巖議員）

先ほどの町長がおっしゃった、農業公社は町長の一丁目一番地だそうでございます

ので、龍郷町の農業振興にはなくてはならない組織になっていると思います。

受託作業がメインになりつつありますけれども、公社が認定農家でもありますので、さとうきびの栽培、カボチャにも力を入れていただいて、本町の、龍郷町の農業を牽引していただいて、受託作業などがありますので支援していただきたいと思います。

これについてはこれで終わります。

次に、指定管理をしているりゅうゆう館の運営状況について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁で、令和4年4月1日から3年間ということで、3年を経過することになりますけれども、この契約期間がまもなく終了すると思うんですが、これを指定管理でいかれるのか、そのまま更新されていくのかお聞きしたいと思います。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

来年度からりゅうゆう館の長寿命化改修工事を計画しておりまして、改修に入った場合に施設を使用できない期間等も想定されます。

このまま管理委託した場合には、受託者に収入が発生しなくなる懸念もありまして、そのようなことも含めて、現在、来年度以降を直営なのか指定管理にするのか、検討をしているような状況でございます。

○8番（伊集院 巖議員）

検討されているということでございますので、今の年間の運営委託料は幾らなのか、それとまた、その運営委託料の範囲内で運営ができているのかをお聞きします。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

年間の指定管理委託料ですが、1,880万円、そこに施設の使用料等を加算しますと、年間2,500万円程度の運営費がかかっておりまして、その範囲内で運営はされております。

○8番（伊集院 巖議員）

まだ判断されていないようですので更新のですね。

この指定管理のメリット・デメリットを教えてくださいなんですけれども。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

メリットとしましては、先ほど教育長の答弁にもございましたが、民間事業のノウハウを生かして自主事業を行ない、利用者の満足の高いサービスを提供できることだと思っております。

デメリットではございますが、一般的に言われていることですが、利用者の声が行

政に届きにくくなるということが考えられておりますけど、今のところそのようなことはないと考えております。

○8番（伊集院 巖議員）

メリット・デメリット、民間も委託することによって自主事業を行なって、それぞれの収益確保はできるということでございましたけれども、今まで言われたメリット・デメリット考慮していただいて、町民や施設を利用される方が利用されやすい施設管理をしていただきたいと思います。

以上です。

次に、島育ち館について再質問をさせていただきます。

昭和63年度から運営しているようでございますけれども、運営というか事業が始まったようでございますけれども、現在直営になっているようでございますが、島育ち館の収支状況を尋ねたところ、島育ち館の売上がむらおこし実行委員会ですか、これも計算書に入っていると説明を受けました。

この委員会の事務局が島育ち産業館の中におかれて、先ほどの答弁で管理運営をされているとの答えでございますけれども、その中で、そうなりますとその島育ち産業館は、むらおこし事業委員会のもとにということですかね、管理されているのか、そして、そうなりますとそこに正職員が1名派遣されているわけですが、従業員のほうは何名かいらっしゃいますが、その労務管理とかそこまでやっているのか、むらおこし実行委員会の中で、ちょっとわかりづらい面がありますので、その島育ち産業館となりますと話はずぐ元に戻りますけれども、むらおこし実行委員会が管理されているのであれば、そこの委員長が最高責任者となるわけでございますが、どうも曖昧な感じを受けるんですよ。

その島育ち産業館の運営とむらおこし実行委員会との関係、これはちょっと説明を加えていただきたいと思うんですが、関係といたしますかどうい関係にあるのか。

○勝元 隆企画観光課長

先ほど町長の説明にもありましたけれども、直営をしている部分、要するに島育ち館を管理、施設を管理している部分と、そこで今度事業をしている部分はむらおこし事業実行委員会という形になります。

いわゆる、施設を管理しているのが直営の部分で、そこでやっている事業については、むらおこし事業実行委員会が今、運営しているというようなことでございます。

○8番（伊集院 巖議員）

すっきりはしないんですけど、言ってしまうと、直営部分とむらおこし実行委員会がやっているは二つあると思えばよろしいんですかね。

そういうことで理解しますけれども、それであればむらおこし実行委員会が実施し

ている先ほどの決算資料なども手元にあるわけですが、具体的にどういうむらおこし実行委員会が事業をされているのか説明していただけますか。

○勝元 隆企画観光課長

まず、先ほど言いましたように、町が直営で管理している部分といたしましては、施設の使用の許認可及び使用料の徴収、そして施設自体のもちろん管理でございますけれども、あと島育ち産業館のほうにレンタサイクル事業がございまして、この運営と管理、あとそれに伴って、サイクルツーリズムの推進に係る業務、これも直営として行なっております。

一方、むらおこし事業実行委員会がやっている事業といたしましては、地場製品の委託販売、今、管内で委託販売しておりますけれども、これと宅配便への集荷受付等のセールス事業、当該物産展に参加するんですけれども、この物産展参加による販路拡大のためのマーケティング事業、あと、龍郷町のPRや島育ち産業館で行なう事業等の周知方法を行なうプロモーション事業、こういった棲み分けとなっております。

○8番（伊集院 巖議員）

このむらおこし実行委員会ですか、これらに対して町の事業に対する町の補助があるのか、それとまた、国・県のこういった事業に対する補助事業としてあるのかお聞きします。

○勝元 隆企画観光課長

先ほど言いましたけれども、むらおこし事業実行委員会が行なう事業、主にこれマーケティング事業になるんですけれども、物産展の参加等に対するものにつきましては、町のほうからむらおこし実行委員会のほうに助成金を支出しております。

○8番（伊集院 巖議員）

はい、わかりました。

国・県の補助金はないということでもいいわけですね、わかりました。

それでは、直営でやっている事業、先ほども説明を聞いたんですが、再度教えてくださいいただけますか。

直営、さっきも聞いたんですが、島育ち産業館が直営で行なっている事業を再度。

○勝元 隆企画観光課長

先ほども言いましたように、直営でやっている事業というのは、今言うとレンタサイクル事業のみとなっております。

○8番（伊集院 巖議員）

そのレンタサイクル事業ですが、その利用状況を教えてくださいと思います。

○勝元 隆企画観光課長

直近の令和5年度の実績といたしまして、利用件数が86件、使用料といたしまして

20万1,500円でございますけれども、このレンタサイクル事業につきましては、使用料はちょっと少ないんですけれども、レンタサイクルを利用する方々が、例えば町内に宿泊した場合は宿泊割とか、町内で飲食をした方には飲食割とか、あと、レンタサイクルを活用して、これはSNS等で投稿した場合には、SNSの割引をしたりとか、そういったことをやっております、龍郷町及びレンタサイクルのPRに効果があるんじゃないかと考えております。

○8番（伊集院 巖議員）

レンタサイクル事業で20万円余りの収益が出ているようでございますけれども、その島育ち産業館で、今、正職員が令和4年から派遣されているようでございますが、これも派遣するには、やはりその成果なり効果を出すために派遣されていると思うんですよ、どのような成果、効果が出ているのであれば教えていただけますか。

○勝元 隆企画観光課長

答弁にありましたように、令和4年度から職員を1人派遣しております。

これはまず令和4年度につきましては、先ほど県の事業の補助はないと言ったんですけれども、県の地域振興事業を活用したPR事業がございまして、この事業を達成するためと島育ち産業館の活性化を目的として1人派遣いたしました。

令和5年につきましても引き続きこの龍郷町の特産品等のPR等、あと販路拡大と、あと島育ち産業館だいぶ老朽化しておりますので、今後の島育ち産業館の活用も含めて、引き続き派遣をしている状態でございます。

議員がご質問のこの効果、成果というものでございますけれども、まず、令和4年度につきましては、先ほど言いました地域振興事業を活用した龍郷町のPR事業としまして、西郷菊次郎翁が第二代の京都市長だったということで、本場奄美大島紬を使ったシートや車体に龍郷町をイメージした、ラッピング電車を運行させました。

これにつきましては、皆様ご存じのように、大きな反響があったんじゃないかと思っております。

また、令和5年度からは島育ち産業館とむらおこし実行委員会の業務の整理を行ないました。

今後の島育ち産業館の方向性につきましても検討を行なっているところでございます。

あと、昨年8月、台風14号が来まして、長期間の船便の欠航があったんですけれども、この際、マンゴーの出荷が困難になる中、農林水産課とJA龍郷の果樹部会と連携しまして、1.6トンのマンゴーを、島育ち産業館、保冷施設がございまして、そこで適正に管理いたしまして、無事に出荷することができました。

このあたりが成果になろうかと思っております。

以上です。

○8番（伊集院 巖議員）

成果がそれなりに出ているようでございますけれども、この島外に物産展へ出しているわけですが、特産品を今のところさつま町とか静岡のほうに出しているわけですが、先ほども話があった国際交流促進覚書ですか、これのMOU、私も参加させていただいたんですが、この菊池市、こちらへも出品をして、交流の幅を広げていただきたいと思いますが、いかがですか。

○勝元 隆企画観光課長

伊集院議員も一緒に行っていただきました菊池市でございますけれども、そのときに視察の中にありましたメロンドームがございます。

かなりのお客で賑わっているところでもありますけれども、来年の1月に、このメロンドームにおきまして、奄美龍郷フェアと銘打ちまして物産展を開催する予定でございます。

以上です。

○8番（伊集院 巖議員）

メロンドームにおいて奄美龍郷フェアを実施していただきたいと思います。

これまで島育ち産業館を見てもみますと、いろいろ努力をしていることがうかがわれます。

インターネットを駆使したインスタグラムを活用しての商品紹介やイベントの紹介、または季節感あふれる環境整備などで、魅力ある店舗にしようとしていることがわかります。

来客数も伸びているかと思われませんが、そこで、島育ち産業館の今、ここに手元にあるのは、むらおこし実行委員会の決算書があるんですが、この島育ち産業館全体の収支決算書的なものは作られていないのか伺います。

○勝元 隆企画観光課長

むらおこし事業実行委員会の総会は1年ございますのでやっているんですけども、島育ち産業館自体に管理運営、また人件費とか光熱費とかにつきましては、一般会計のほうで今できておりますので、すみません、今の段階で手元にはないんですけども、計算をするというのは全然すぐできますので、必要であればお示ししたいと思います。

○8番（伊集院 巖議員）

島育ち産業館の収支については、以前2回ほど質問しておりまして、そのときはむらおこし実行委員会のその事業の数字は入っていませんでしたけれども、約600万円近いマイナスがでていたようでございます。

そのときには役場のほうから職員は派遣されておりました。

今、人件費を入れるとそれなりのもっと厳しい数字だと思われるんですが、しかしながら、龍郷町の宣伝広告費に置き換えれば、安いか高いかとの判断は私はできませんけれども、コストはなるべく安いほうがいいに決まっておりますので、島育ち産業館の収支を把握する必要がありますので、出せるのであれば出していただきたいと思っております。

次に、その島育ち産業館、今の場所が高台になってはいますが、店舗としてはフラットのほうが場所がよかったんでしょうけれども、職員の皆様いろいろ工夫をされて、人目を引く環境整備がなされております。

しかし建物は老朽化しております、見たところ売場面積も手狭なようでございます。

これからもこの施設を活用されていかれるようですので、むらおこし事業ですか、これの充実強化を図るためにも、施設の改修を急ぐ必要があると思うんですが、先ほど来、保健福祉センターのリノベーションですか、そこら付近の話も出とるんですが、私としてはそこも大事なんだろうけれども、こういう龍郷町のPRする場所ですので、できたらなるべく早く改修をしていただきたいんですが、そういった計画をお持ちであれば説明をお願いします。

○則 敏光副町長

どうくさあや館の話出ましたので、どうくさあや館はR6年度基本設計、R7年度実施設計、R8年度に工事施工いたします。

その間、島育ち産業館につきましては、ハード・ソフト両面の活性化検討委員会というのを立ち上げておまして、この中で議論いたしております。

今、議員からもご指摘がありました国道から店舗への導線の問題、それから、建物は独特なんだけれども古いと、加工施設も古くて雨漏りがしたりするというような話もあります。

商品の品揃えが少ないというご指摘もいただいております、こういった課題、ただ、立地条件が大変すばらしいという話もありまして、国道、空港から中心地への非常にアクセスが良いと。

また、そういった意味では情報提供の場になる。

道路と敷地のこの段差を解消することによって、集客には適しているんじゃないか、そういった強みもありますので、そのへんを総合的にハード・ソフト両面で検討いたしまして、まず、観光案内所的な機能を持つと。

それからふるさと納税の返礼品の商品開発、そういった加工室も当然継続して整備する。

また、道の駅機能を持たせる必要があるんじゃないかと思っております、そういった意味では、龍郷町観光物産館というような大きなコンセプトになるんだろうと考えております。

いずれは島育ち産業館、直営といろいろと煩雑ですから、地域振興公社との合併も想定をいたしております。

そのために今、複式簿記で経理もいたしております。

そういったリノベーションとしてまた考えていきます。

R 8年度どうくさあや館ですから、R 9年度か10年度ぐらいにそういった龍郷島育ち産業館の整備ができればと思っております。

併せて、やはり奄振ということも考えましたが、改修というのは奄振は非常に難しいので、やはりデジ田交付金かなと、道の駅タイプというデジ田交付金が採択になれば、備品にも交付金が充当できます。

そういった意味で、財源も併せ持って検討委員会の中で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○8番（伊集院 巖議員）

はい、わかりました。

施設のほうは令和10年度から工事に入られるそうでございますけれども、前も同僚議員から出たと思うんですが、名瀬から空港方面に向かってかなり見づらくて入りづらい状況がございますので、取りあえず施設はなかなか財源の確保やいろいろあるんでしょうけれども、今、削っているところあるんですが、ファミマの向かいですか、あそこを何とか削っていただいて、入りやすい、見えやすい、歩道も今は狭いですよね、何もないんですが、ここから空港に向かって左側ありませんけれども、その歩道の安全対策にもなりますので、そこを何とか国道沿線ですので、事業でもって何とか幅を広げて、道路幅を広げて、見やすい、入りやすい施設にすることも重要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

島育ち産業館は農産物を納入されている農家や、加工施設を利用される方が、業者がおられます。

これも町民にとってもなくてはならない施設となっておりますので、今後ますます特産品の開発やPR活動を充実、強化していただいて、また、各種イベントを開催するなどの工夫をしていただいて、龍郷町の拠点施設として役割を担っていただきたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（平岡 馨議員）

伊集院巖議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。

午後は13時15分より再開いたします。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○5番（久保 誠議員）

町民の皆様、こんにちは。

このたびの議員選挙におきまして、温かいご支援をいただき、2期目に当選させていただきましてありがとうございます。

初心を忘れずにより良いまちづくりを目指して、4年間精一杯頑張っていきますのでよろしく願いいたします。

それでは、先に提出してあります通告書に基づき質問いたします。

1項目めは住民サービスについてです。

1点目に龍郷町の人口にもかかわります住民票についてです。

住民票の移動届について、どのように把握しているのかをお尋ねします。

それから2点目、これに住所地に字が混在していてわかりづらいところがありますが、変更できないかお聞きします。

2項目めは職員採用についてです。

保健師、社会福祉士、管理栄養士等の専門職員の採用状況についてと特別枠の設置についてお尋ねします。

3項目めは教育行政についてです。

学校における授業での福祉教育の取り組み状況について、それとふるさと教育の内容とその取り組み状況についてお尋ねします。

4点目に駐在員制度についてです。

現在、集落における区長についてなかなかってくれる人がいないと聞いていますが、現状と今後の課題についてお尋ねします。

以上、4項目の質問につき当局の答弁を求めます。

○竹田泰典町長

久保議員から4項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

1項目、住民サービスについての1点目、人口動態についてのご質問にお答えを申し上げます。

第6次龍郷町総合振興計画の中で「推計人口」がございますが、人口減少、少子高齢化が続く中、本計画の最終年度となる令和15（2033）年における総人口は、約5,500人となることが推計されてございます。

本計画に基づく取り組みの推進により、合計特殊出生率の向上や家族世帯（夫婦、子ども2人）の移住施策、若年層の転出超過を改善することで、できる限り人口減少を緩やかにしていくとともに、人口減少したとしても誰もが住み慣れた地域での生活を継続できるまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

次に、2点目の住民異動届でございますが、令和5年と6年現在までを比較した場合、転入数はあまり変わりませんが、転出数は減少傾向にあります。

次に、3点目の字変更についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご質問の場所は、給食センターを起点とする町道加治屋又線約250メートルに隣接する町営施設を含む約16軒の住居のことと思います。

当該地区は平成25年度に地籍調査を実施した浦字大作であり、法務局の登記簿や字図を基に現地調査を行ない、地権者の立ち会いや承諾を得て地籍図ができてございます。

久保議員がご質問の字変更となれば、地権者全員からの承諾が必要であり、様々な手続きが必須となります。

現在の字名が不都合であり、地権者全員からの承諾書が提出されましたら、前向きに検討してまいりたいと思っております。

次に、2項目の職員採用について、1点目の専門職員の採用状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

本町の専門職員については、保健師・管理栄養士・保育士を採用しているところでございます。

採用試験においてはほかに建築士・土木職を募集しておりますが、応募がない状況でございます。

今後におきましても引き続き専門職の採用試験を実施して、必要な人材の確保を行なっていきたいと考えておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

次に、2点目の各種資格保有者やスポーツ等で高い実績の保有者に対する「特別選考」による採用は考えられないかについてのご質問にお答えを申し上げます。

本町による職員採用についてですが、「龍郷町職員の任用に関する規則」により、原則、競争試験の結果に基づいて行なうものとなっております。

議員が申しております各種資格保有者やスポーツ実績の保有者に対する「特別選考」

についてですが、先ほど申した任用規則に基づいた職員採用を行なっていきたいと考えているところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

次に、4項目の駐在員制度の現状と今後の課題についてのご質問にお答えいたします。

駐在員制度につきましては、議員もご承知のとおり、本町行政事務の円滑な遂行を図るため、町内各集落の住民が推薦した方を町長が委嘱するもので、集落区長20名がその職に従事してございます。

近年、駐在員も含め集落運営を支え協力する担い手不足は深刻であり、1人で数役をこなすケースも見受けられます。

今後はさらにこの状況が拡大することが予測されることから、他の自治体の取り組み事例等も参考に早急に協議したいと考えておりますので、ご理解を願います。

以上1回目の答弁といたします。

○碓山和宏教育長

3項目の教育行政について、1点目の「学校における福祉教育の取り組み状況について」小学校・中学校の現状についてのご質問にお答えいたします。

平成14年度の学習指導要領に「総合的な学習の時間」が新設され、国際理解、情報環境、福祉・健康などの教科の枠を越えた内容が示されました。

各学校では、生活科の学習や「総合的な学習の時間」の中で、福祉教育のねらいである「人と触れ合うことを通して命を大切にし、人権を尊重する思いやりのある子を育てる」教育を推進しているところです。

小学校における主な取り組みとしては、愛寿園や星の園、秋名の郷等でのお年寄りとの交流やボランティア活動、中学校では福祉体験活動などを通して、どのように寄り添い、どのような社会になればみんなが暮らしやすい世の中になるかを学んでいます。

また、大島特別支援学校との交流学习を通して、お互いを尊重しあう大切さを学んでいますし、教育課程以外の取り組みとして、青少年赤十字活動に町内5校が加盟し、命と健康を大切にし、地域のために奉仕する心も育んでいます。

福祉教育については全ての人々の生き方にかかわる教育活動であり、学校における全ての教育活動を通して、意図的・計画的に推進していく必要があると考えています。

2点目の「ふるさと教育の内容とその取り組みについて」のご質問にお答えいたします。

ふるさと教育とは、地域の自然、歴史、伝統文化、産業といった教育資源を生かし、学校・家庭・地域が一体となってふるさとに誇りを持ち、心豊かでたくましい子ども

を育成することをねらいとしています。

本町では、伝統文化や歴史等を通して郷土に誇りを持ち、社会づくりに貢献できる子どもたちの育成を目標に掲げ、それぞれの学校で取り組んでいます。

学校においては島唄、島口、八月踊りを通して島の伝統文化に触れたりさとうきび作りや稲作活動を通して、昔から伝えられてきた行事を学んだりしています。

また、キャリア教育の一環として、全小中学校で「夢授業」を実施しています。

これは保護者を中心に自分の仕事の魅力ややりがいを教えてもらうことで、島で働くことの意義を学んでいます。

社会教育では、平成17年から実施している「子ども博物学士講座」では、奄美の自然や伝統文化、歴史等について学ぶことにより、感性豊かな子どもたちと郷土愛の育成を目指しています。

また、西郷菊次郎翁生誕160周年を記念事業として立ち上げた「KIKUJIROミュージカル」は、ミュージカルを通して、郷土愛を育み、異年齢集団のすばらしい場となり、世界に羽ばたく大きな舞台になりつつあります。

キャリア教育を軸とした学校教育を縦糸に、社会教育・社会体育・地域・伝統といった横糸を織り込みながら、子どもたちの心にふるさと教育、生き方教育のタネ蒔きに取り組んでいるところです。

以上1回目の答弁といたします。

○5番（久保 誠議員）

それでは、まずはじめに、なかなか質問のこないところであります町民税務課の園田課長、いろいろお聞きしたいと思います。

この答弁書の中で、やっぱり第6次龍郷町総合振興計画というのがありまして、それに基づいて取り組んでいくということで、合計特殊出生率の向上、その取り組み状況、それから家族世帯（夫婦、子ども2人）の移住施策、これについての取り組み状況、それから、若年層の転出超過を改善するということがあるんですけど、これについても取り組み状況につきまして、簡単でも結構ですのでご説明をお願いしたいと思います。

○園田徳一町民税務課長

まず3点ご質問がございましたが、まず1点目の合計特殊出生率の改善策なんですけど、これは出産、子育て、非常に幅広い選択が可能となる環境整備、これは両立の支援をしていけたらと思います。

午前中、圓山議員のほうから質問がございました給食の無償化とか、そういうサービスが令和7年度から実施されますが、そういったのを町民の皆様にサービスしていければ改善策になるかとは思っています。

続きまして、2点目の家族世帯の移住改善策ですけど、これは移住支援の制度拡充とか、あと住宅購入費、また企画がされていますリフォームの改善とか、そういったのを住民サービスとして今、行なっている状況でございます。

続きまして、3点目ですが、若年層の人口の流出の改善策ですけど、これは子ども子育て応援課が頑張っています世代への支援の拡充、また、インターンシップ制度の拡大、おまけに移住促進には例えば住宅の整備とか、そういうのが考えられるかと思えます。

以上です。

○5番（久保 誠議員）

ありがとうございます。

ここで人口減少を緩やかにしていくということで、合計特殊出生率の向上、このへんにつきまして副町長、何かお話があるんじゃないでしょうか。

○則 敏光副町長

合計特殊出生率の改善については、みらい会議でもやっておりますし、地方創生戦略でも検討しているところです。

2.07以上でないといけないということなんですけど、今、この4年間の実績の、コロナの関係で1.82まで落ちております。

その前は2.13ということで非常に喜ばしかったんですけど、コロナの影響が大きかったと思えます。

子ども子育て会議でもいろいろ説明しているんですけども、出産からやっぱり就学期まで切れ目のない支援というのが必要だろうと。

出産の前に出会いの場を創出するという取り組みも必要で、これについても今、子ども子育て課で実施しております。

妊娠期、出産期、乳幼児期、あるいは就学前、あるいは小中学校と高校まで、そういったことも必要で、国のほうは異次元の少子化対策ということですので既に発表しております、これですでにこの10月から3人目の児童手当が1万5,000円から3万円に拡張しております。

これは国の制度に乗っかったものです。

また、その他いろいろありますが、まずは国も2030年までに合計特殊出生率が反転しないと無理じゃないかなと言っているぐらいですから、かなり国のほうもやると思えます。

まずは国の制度に乗かって、市町村も県も、市町村も国の制度に乗かって実施するのが一つ、もう一つは、先ほど申しあげました切れ目のない支援の中で、もうちょっと町独自のものができるのであれば、その隙間を埋めるようにそのあたりの施策

も検討していきたいと。

いずれにしろ2.07以上が10年間続かないと合計特殊出生率好転しない、子どもは増えないと言われておりますので、単年単年で一喜一憂することなく、継続して進めていきたいと思っております。

以上です。

○5番（久保 誠議員）

はい、わかりました。

人口減少、これは将来的には緩やかにしていっていただければと思っております。

それでは次に現実に戻りまして、龍郷町の人口についてお尋ねしたいと思えます。

5年に一度国勢調査が行なわれますよね。

そして国勢調査の人口、それと龍郷町の町民税務課が出す人口世帯集計表、多分こういったのがあると思うんですけど、ここの人数の差額が若干でと思うんですけど、その理由と、それとこの龍郷町の人口世帯集計表、これの基本となる人口のベース、住民基本台帳なのか何なのか、そのへんについてわかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思えます。

○園田徳一町民税務課長

お答えします。

まず、国勢調査と住民基本台帳との人口の差でございますが、この差というのが、まず住所の変更をせずに転出・転居している人がいらっしゃいます。

また、住民票の届出場所と実際に住んでいる場所が一致しない場合が考えられます。

また、両調査における人口の把握時点ですけど、住民基本台帳は1月、国勢調査は5年に一度の10月が調査の時期でありまして、また把握法といたしましては、届出地と居住地、これが異なることなどで、また長期の海外の渡航者でも住民票を残している方がいらっしゃいまして、そういった場合などによるものでございます。

続きまして、今、令和6年10月1日現在で、龍郷町の人口は6,017名でございます。

男性が2,898名、女性が3,119名、世帯数といたしましては、全体で3,204世帯となります。

以上です。

○5番（久保 誠議員）

多分住民基本台帳これの中心になるものが住民票だと思っております。

そして住民票が一番大事な部分、多分保健関係、それから国民年金、児童手当、それから生活保護、予防接種、そして印鑑登録等、そこに住んでいる人にとっていろいろ関わりがでてきて、大変重要だと思っております。

そこでその住民票の住民異動届についてですけど、いろいろ聞いてはいるんですけ

ど、例えば教育関係、このへんにつきましては、移動の際、住民異動届を出している
と聞いております。

ところが単身赴任等で来ています民間の企業の方とかは、異動届というのを出して
いない方もいると聞いております。

そのへんの把握等は難しいとは思いますが、そのへんも聞きたいですし、実態
調査、そのへんとかもできるのか、そのへんについてお伺いします。

○園田徳一町民税務課長

3月に転出・転入ございまして、そのときに窓口のほうに申請に来られる方につい
ては申請していただいているので把握できるんですが、実際、例えば長期旅行とか、
もしかしたらその延長でずっとここに住んでいる方もいらっしゃるかと思いますけど、
そういった実態調査は、先ほど申しました5年に一度の国勢調査なんかでしたら実態
調査ができるんですが、なかなかそれは毎年そういった家に赴いて調査ということは、
今現在のところはしてございません。

以上です。

○5番（久保 誠議員）

おそらく把握はちょっと難しいのかなと思っています。

確かに民間の異動につきまして、4月とは限らずに、また7月とか8月とかいうと
ころもあると聞いております。

ただ、私が聞いた話では、何で転出届を出さないのかというような話になりますと、
やっぱり向こうから異動してくる際、転出届を役所に持っていかないといけない、そ
れからこっちに来たら転入届を出さないといけないというところで、ちょっと面倒が
あるという話も聞いております。

それからまた、住宅を建てたばかりで、異動ができないということも聞いています。

そこで地元の金融機関の方に聞いたんですが、それでは別に家を建ててもそこに
奥さんでも誰かが住んでいれば問題ないということなんですけど、例えば、独立行政
法人ありますよね、住宅金融支援機構ですか、そのへんから結構借りている方も多
いと思うんですが、そのへんについてわかれば、そのへんがどうなのかわかれば少し
教えていただきたいと思います。

○園田徳一町民税務課長

今、久保議員がおっしゃった住宅金融支援機構ですか、旧住宅金融公庫ですけど、
旧住宅金融公庫は、まず住宅ローンを直接融資していたんですけど、住宅金融支援機
構におきましては、一部の民間の金融機関とか、貸付が困難な分野のみ直接融資を限
定されるそうでございます。

それと転勤時期で、例えばもともといた家に新しく新築して単身で来られる方とか

いう場合は、例えば家族がそちらに住んでいる場合は住宅の控除を受けられますので、多分家族を残して1人だけ単身とか、そういう方が中にはいらっしゃるかと思います。以上です。

○5番（久保 誠議員）

何で住民異動届にこだわるかと言いますと、実はね、これ町民にとっては住民税が入ってこないという側面があるんですよ。

ですから、できるだけ住民票は、住民異動届は出してもらって町民税を払ってもらいたいというのが私の本音でありまして、例えば、住民票がなくても実際に2、3年とか住んでいた場合ですよ、単身赴任で、住民税とかいうのはとれるのかどうなのか、そのへんについて教えていただきたいと思います。

○園田徳一町民税務課長

基本的な1月1日現在でそこに居住している住所の方に住民税を課税されますが、住所を移動していない方は住民税は課税されません。

住所を映していない方は住民税は課税されないことになっています。

○5番（久保 誠議員）

ということは、強制的でも住民税はとれないということの理解でいいんですか。

○園田徳一町民税務課長

住民税の課税条件としましては、1月1日現在の居住地、住所に住所を移さないとこれは税金はかけられないと思います

○5番（久保 誠議員）

ということは、例えばですよ、例えばそういう方がいらっしゃると思いますよね、単身赴任で、異動できて実際に住民票がないと、こちらからじゃあないよということを情報とか流した場合は、そちらのほうで実態調査をして、1月1日ですから、もとに来年ぐらいから住民税がとれると理解でいいんですか。

○大吉正一郎総務課長

ただ今の住所の件ですけれども、こちらのほうで実態調査をかけて、実際こっちに居住があるということであれば、強制的に本人が今、住所を置いている市町村の税務課と協議をいたしまして、こちらのほうで徴収は可能でございます。

○5番（久保 誠議員）

ということは、住んでいるという実態があれば、住民税はとれるという理解でよろしいですか。

ということは、例えばそういった方が何名かいらっしゃるかもしれませんし、もし私が知っている人がそういう方がいたら、役場のほうから話等でもしていただいて、できるだけ住民票とか移していただくようにして、ぜひまた住民税とか大きいですか

ら意外と、とっていただければなと思います。

この住民票につきましてはそういったことだったんです。

それから、次に字の変更についてお伺いしたいと思います。

町民の方から、すごく字がわかりづらいと言われたものですからお伺いしているわけです。

良く言われているのが、先ほど答弁書にあった給食センターの後ろの浦と瀬留の住所、これが入り組んでいてわかりづらいということです。

ほかに自分が知っている範囲では、特養の愛寿園、あそこは浦ですよ。

ところが保健福祉センターこれは瀬留です。

それとか浦の生活館、あそこが浦で、その上のコウトク金属ですか、あそこが瀬留なんですよ。

結構わかりづらいところがあるんですが、またほかにいろいろあるのか、もしわかっていたらそのへんを教えてくださいなと思います。

○竹山智幸土地対策課長

久保議員からのご質問は、浦字から瀬留字への住所の変更を希望している方の手続きと思うんですけども、給食センターのところとか愛寿園のところもあちこちあるんですけども、給食センターのほうを限定しましてご説明させていただきます。

まず、手続きといたしまして、全地権者からの承諾が必要と。

先ほど町長の答弁にもございましたが、町営施設を含む約16件の住居なんですけれども、この地区は合わせまして50筆の土地がございます。

その方も含めまして全地権者の承諾が必要となってきます。

次に、町で字名変更を決定いたしまして、議会の議決が必要となります。

次に、県の広報を得まして許可と、あと法務登記という形になります。

手続きは以上です。

○5番（久保 誠議員）

ちょっと先になったか後になったかわからないんですけど、多分、もうちょっと多分いろいろ手続きややこしいんじゃないのかなと、私が聞いた話では、まず変更につきましては本人の承諾と、それと一応役場のほうの議会にかけて、それから法務局で登記をするという話で聞いたんですけど、多分ここの答弁書には、そういったことだけじゃなくて、いろんな承諾も必要ですけど、様々な手続きが必要となるということなんですけど、多分いろいろあると思うんですけど、その様々な手続き、そのへんについてお伺いしたいと思います。

○竹山智幸土地対策課長

字変更にかかわる地権者の負担というのがございます。

まずは、個人の財産でございますので、費用は自己負担となるということです。

あと字名が変更となりますので地番も変更となります。

各種運転免許証、すでに登録している住所の変更が発生いたします。

それから、現在お住まいの土地建物登記、また抵当権等の設定変更による金銭的負担の可能性、本社登録会社、法人の場合、変更手続の可能性、あと、その浦から転出された方が、まだ本籍地としてその浦の地番を利用している方、その方々からも承諾が必要になりますので、その本籍が抹消されるということで、その方々が果たして何名おられるかそれも定かではございません。

後年金受給者に関しましては住所登録変更及び銀行口座の住所変更等々、かなりのハードルがございますので、かなり厳しい状況だと考えます。

以上です。

○5番（久保 誠議員）

わかりました。

結構わかりづらいというのは確かにあると思っております。

そのような理解をしていただきまして、いろいろ聞いたら結構面倒なんだなというように理解しております。

できればタイミングとか図って、変更できるときにでも変更していただきたい、これは多分ずっと続いていくのかなと思いますので、難しいかもしれませんが、良いタイミングのときにでも変更していただければなと思います。

では次の職員の採用につきましてご質問をしたいと思っております。

この質問に関しましては、令和5年9月に徳永議員が職員採用について質問していますし、また令和6年6月に長谷場議員より、職員採用の居住地の問題について質問しておりますので、重複を避けて質問したいと思います。

まず、専門職員、ここで言いますと5人ですよ、保健師、管理栄養士、保育士、建築士、土木職、多分これに社会福祉士も入って6種だと思うんですけど、その6種の方々の過去の採用人数、いつ何名とったとか、その地区別人数、どの地区からその人は出身なのか、そのへんについてわかる部分で結構ですので教えていただきたいと思っております。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

今、議員ご質問は、専門職の出身地域ということですかね。

そこについてはあれだったんですが、過去においては保健師については、なかなか町内に資格者がいなかったということで、隣の市町村からこちらの住所のない職員とかも採用してございましたけれども、現在のところは保健師のほうも町内のほうにおり

ますので、町内のほうから採用しているかと思います。

また、管理栄養士についても町内のほうからです。

保育士についても、現在のところは全員町内のほうで確保ができていないかと思いません。

以外に今、町長の答弁にもありましたけれども、建築士、土木職については、採用試験ということで応募をかけるんですが、応募者がいなかったり、応募してもなかなか採用されないということがございます。

また社会福祉士については、もともとは町外の方でしたけれども、採用後に町内のほうに居住しているという状況であります。

○5番（久保 誠議員）

大体わかったんですけども、できればこの5年間ぐらいで何名ぐらい採用したのか、その人数、わかれば結構、大体でもいいですよ、大体どれぐらい採用があるのかなと疑問に思っただけですから、わかる範囲で、大体でいいです。

○大吉正一郎総務課長

非常に約何名とかいう話になるかと思いますが、保健師についてがここ5年でいくと1名だったと思います。

管理栄養士も1名、保育士が6名から7名だったかと思えます。

社会福祉士が1名ということがございます。

○5番（久保 誠議員）

大体この5年間で9名ぐらいの採用があったということで理解をしたいと思います。

それとほかでお聞きしたいのが、今年度の試験から多分35歳以上に職員の採用年齢を上げたと思うんですけど、私は個人的にはすごく良いと思っているんですけど、そのへんの経緯等がわかれば教えていただきたいんですけど、よろしくお願いします。

○大吉正一郎総務課長

今年度から保育士、保健師について年齢を40歳に引き上げたというところがございます。

失礼しました、その保育士、保健師については、以前より年齢を40歳まで引き上げております。

これは人材の確保というところから、年齢を一般職と一緒にするとなかなか応募者が限られてきているというところから、年齢を40歳までということで引き上げているところがございます。

○5番（久保 誠議員）

一般職員が35歳以上は違うんですか、そこは前のおり30歳なんですか。

ああ、では私は聞き間違いですね、わかりました。

あとちょっと聞きたいのが、今まで社会人枠があったと思うんです、社会人枠、このへんについての年齢とか、制限があるのかないのか、そのへんについて伺いたいです。

○大吉正一郎総務課長

俗にキャリア枠というところだと思いますけれども、キャリア枠の年齢制限については、すみません、特になかったかと思えますけれども、まだはっきりしませんので、後ほど答弁させていただきます。

○5番（久保 誠議員）

わかりました、いろいろ気になったものですからついでに聞いたところです。

それでは次に、それとちょっと関係絡んでくると思うんですけど、私が言う特別枠についてお伺いしたいと思えます。

まずはじめに、障がい者枠というのがあると思うんですよ、そしてこれには障がい者雇用率制度があって、勤務する職員の一定割合以上の障がい者を任用することが義務づけられていて、国や地方公共団体は2.8%となっています。

これについては、この枠というのは専門枠なのか、それとも一般枠なのか、一般枠で障がい者を採るとかいうんじゃなくて専門枠で採るのか、そのへんについてわかる範囲で結構です、教えていただきたいと思えます。

○大吉正一郎総務課長

一般枠ではありません。

ただそれが専門枠とかというわけじゃなくて、障がい者枠ということで、厚生労働省の労働局のほうから、職員の分母に対して何パーセント以上いないといけませんよという指導がありますので、障がい者枠ということで今しているところでございます。

採用試験についても特に障がい者枠ということで、別に障がい者の障がい者枠の採用試験を行なってはおりません。

○5番（久保 誠議員）

そこらいくと理解の仕方によれば、特別枠と理解してもいいのかなと思っております。

取りあえず何で特別枠という話なのかということにつきましては、今の採用、1次試験で学科試験で基準以上の点数をとらないと合格できませんよね。

それとか受験者本人からは開示請求とかあれば、教養試験の得点、それから順位、そのへんを開示していくということで、一番平等性が高いのかなとは思っています。

ただある意味、成績の良い人、その点を取った人、そういった人たちが通っていくわけですから、ある意味なんかその集まりといいいますか、単一的というんですかね、似たような人たちが集まってくるというような可能性が高いと思えます。

やっぱり町内にいろんな人が住んでいるわけですから、役場の職員もある程度いろんな方がいてもいいと思いますので、このへんで特別枠というような形で出したというのが自分の本音であります。

そのへんについて、今の1次試験でしか、確かに平等性があります。

そのへんについて町長、どういう気持ちなのかお伺いしたいと思います。

○竹田泰典町長

久保議員は、いわゆる龍郷町出身者ということでしょうかね。

龍郷町民でそういう応募をかけたら、優先してやるべきじゃないかという形ですかね。

今、私が今、首長になって募集をかけているのは、本町に住める方と。

なぜそこを申し上げますと、やはり役場の職員というのは地域の実情を知らない人がやっても、地域のものでしっかりと行政運営ができないということで、そういうことを入れさせてもらっています。

しかし、日本国憲法ではどこに住んでもいいということがあるんですけども、職員として通常の法人との考え方が若干ちがうだろうと私、思って、そこを撤廃しないように、ぜひ採用になったら龍郷に住んでほしいと協力要請をかけているところですけれども、今、大変各行政も人材不足で、応募する方が少なくなってきてございます。

そういう状況の中で、今後このことについてはしっかりと議論をして、できるだけ優秀な職員を確保したいというのは、どこの自治体も同じだろうと思います。

そしてまた優秀であっても協調性、あるいは地域のボランティア精神、そこらあたりもしっかりと龍郷町職員は担ってほしいと、常に私、職員に申し上げているところですけれども、そういう職員を要請していくということが大事だろうと思います。

そういうことで今、提言をいただいていますことは、今後さらに議論をしながら、本町における龍郷町職員の在り方ということを議論していきたいと思っているところでございます。

ちょっと答弁になっていないけれども、本当は龍郷職員だったら本音は住んでほしいと、地域と地域の悩みがしっかりと共有できる職員になってほしいと思っているところでございます。

○5番（久保 誠議員）

そのへんについては町長と私も一緒に、できるだけ住んでもらいたいです。

私が聞いたかったのはそういうことじゃなくて、1次試験で学科で通る人たちばかりいると、ちょっとおかしな役場になるんじゃないのかなという話で、特別枠じゃないんですけど、スポーツ枠とか外国人枠とか、それとか地域枠、例えばどこどこ、荒

波が少なければ、今度は特別枠で荒波から受けてくださいとか、そういった話でありまして、一番平等性があるのは1次試験なんですけど、そういう人ばかり採るんじゃないかっていう話なんですよ、そこで特別枠、だって外国人だって、これは先月だったですかね、人口を見ても26人いるんですよ。

外国人とか入れても役場的に私は結構おもしろい役場になっていくのかなと、自分なりの思いです。

それで特別枠ということで聞いたわけです。

これもお伺いしたんですけど、奄美看護福祉専門学校、これも設立されて28年経っています。

ただ、今まで役場で採用とかあるのかどうなのかということ、せっかく奄美唯一の高等機関なんですよ、そして島に残って学校歩いているのに、そんな子どもたちの多分励みにもなると思うんですよ。

だからぜひそのへんもし採用があるのかどうなのか、今まで、そのへんをお伺いします。

○大吉正一郎総務課長

奄美看護専門学校の卒業生の職員の採用があるかということで、職員の採用は今のところありません。

会計年度任用職員さんに数名いらっしゃるかと思います。

○5番（久保 誠議員）

だからこれも私の希望なんですよ、でも28年間学校がたって、その中で1人も採用していないというのは寂しいような気がします。

やっぱり子どもたちも多分役場の保育士とかなりたいと思うんですよ、ただどうしても3年生になると介護福祉士の試験とダブるものですから、そっちのほうが優先になって、そのあとなかなかそのまま就職してという形になるものですから、多分ね、役場にも少し入りたい方もいらっしゃると思うので、もしいたら後輩とかにつないでいけるという部分があるが、誰も毎年毎年採用しろとか、5年に1回採用しろとかいう話じゃなくて、そのへんも頭に入れておいていただけたらいいのかなと思っています。

よろしく願いいたします。

だから特別枠、外人枠とかね、そのへんについて。

○大吉正一郎総務課長

先ほど答弁漏れがありましたので、こちらで、民間経験者、俗に言うキャリア枠の年齢の件でございましたけれども、ある一定以上民間のほうで経験のある方で、30歳以上45歳以下で、過去に平成27年、平成29年と2回採用試験を行っております。

また一般事務は、昨年度より35歳まで引き上がっております。

年齢が35歳までということでございます。

○5番（久保 誠議員）

先ほどからいろいろ言っていますが、特別枠とか少しは考えていただいて、どうしても似たような人たち、ちょっと言い方が悪いのかもしれませんが、1次試験に受かった人たちがばかりいらっしゃると、どうしてもおかしい部分になっていく可能性もあるのかなと思って、そのへんも検討していただければと思っております。

またよろしく申し上げます。

では次に移ります。

いつも教育委員会になるとなかなか時間がなくなって大変申し訳ないんですけど、まず最初に、教育委員会、福祉教育、これにつきましては、令和4年3月にもまた似たような質問をしていますので、これについても重複しないように質問したいと思います。

まず3月に質問した際、老人ホームの慰問につきまして、これは大勝小と龍瀬小が慰問しているんですけど、ほかの小学校とかはそういった慰問がないのか、ほかにもどういったことをやっているのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思えます。

○碓山和宏教育長

ほかの学校の福祉教育ということですが、龍瀬小学校のほうでは、また高齢者とのふれあい体験学習、それから赤徳では保育園との交流、龍郷小では車椅子の体験、それから円小ではふれあいグラウンドゴルフというようなことで、小学校のほうでは高齢者とのふれあいというのもたくさん組んでいるようです。

以上です。

○5番（久保 誠議員）

ちょうど良かったと思えます。

実は、私、あとで聞こうと思ったんですけど、地域で独居老人とかいらっしやいますよね、そのへんに訪問したり、学校として訪問したりとか、手紙を書いて渡したりとか、そういったちょっと違った活動とかあるのかなと思ったわけでして、円小あたりでそれに近いことをやっているということを知りましたので、この質問はやりません。

あと、ここに載っています中学校での福祉体験活動、このへんについて、どのような施設に行っどどのように行なっているのか、わかる範囲で結構です、教えていただければと思えます。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

福祉体験事業としまして、愛寿園やひなたですかね、聖隷かがやき等におきまして、高齢者の疑似体験、介護体験、介助体験、そのようなことを学習しております。

以上です。

○碓山和宏教育長

付け加えますけれども、土曜日に支援学校の運動会がありました。

前島議員も後援会長としていらっしゃったわけですが、あれを見たときに、大島高校の生徒、奄高の生徒、北高の生徒、1人古仁屋の制服を着ていた高校生がいたんですが、私はまさにあれがボランティア活動だろうなと思います。

学校で決められた時間を使うんじゃなくて、自分から進んで支援学校の子どもたちのサポートをしながら、お互いこの社会で生きていくためにはどうすればいいのかというようなことを学んだんだろうなと思いますし、それから龍南中学校のほうの吹奏楽部、毎年敬老会で6カ所まわっています。

あれも私は自主的なボランティア活動で、お年寄りが生きがいを、それから楽しみを持つ一番良いボランティア活動だろうと思っています。

ほかにもいろいろあります。

以上です。

○5番（久保 誠議員）

ありがとうございます。

確かに龍南中とか、敬老会ですか、あちこちの集落をまわって大変だとは思っております。

またお年寄りたちもすごく喜んでいるのもわかります。

このへんについては、あと最後ちょっとこれお願いなんですけど、例えば小中で9年間ありますよね、そして龍郷町は小さい町なんですけど、児童施設はありますし、それから障がい者の施設もあります。

それと老人の施設、三つあるんですよ。

そして、多分児童施設については、養護学校に通っている方もいらっしゃるので、そのへんとの交流があればいいと思うんですけど、障がい者の施設とか老人の施設、このへんについては、9年間のあいだでせめて1回ぐらいは慰問をしていただけるようお願いをしたいと思います。

お年寄りとか、特に障がい者の施設とか、子どもたちとか来ると大変喜ぶますし、なかなか外とふれあう機会がないもんですから、そのへんお願いしたいと思っております。

それでは次の質問に移らせていただきます。

次のふるさと教育、すみません、私の間違いの部分がありまして、実はちょっと聞

いたことがあって、ふるさと教育でいいんだろうと思っていたんですけど、グーグルでふるさと教育で検索すると、文科省のところにもあるんですけど、島根県の教育に出てくるんですよ。

そして、私は最初は鹿児島県でもあるのかなと、鹿児島県のふるさと教育で調べたんですけど、ふるさと納税とか、そういった部分になってしまってなかったものですから、鹿児島県ではふるさと教育とは言わなくて、ここに書いてあるとおり、何とか教育という部分での名称はないんですよ、教育長、そのへんは。

例えば、ふるさと教育で、自然いろいろ書いてありますよね、似たような部分なんですけど、何とか教育とかいうのはないんですか。

例えば、伝統文化や歴史を通して、そのへんについて。

○碓山和宏教育長

大島教育事務所のほうも奄美の良さを生かした、魅力、活力ある教育の推進ということでやっていますし、我々も当然龍郷町の子どもたち、自分の生まれ育ったところに誇りを持ってほしいと、そういったものを全てひっくるめて言うと、郷土教育という形になるだろうなと思います。

各学校ではそれに沿っていろんな名称を付けているところもありますけれども、全体をひっくるめると郷土教育でくくっていいのかなと思っていますところ。

○5番（久保 誠議員）

私の気持ちとしては、ふるさと教育がピンときます。

何でかという、産業とか、これにも書いてあるんですけど、1番、産業とか、この前どこだったですかね、農業関係のこれもありましたよね、子ども農業体験、こういったのもすごく良いなと思っておりまして、そういった、こちらにもさとうきびづくり、稲作、そのへんも書いてあるんですけど、こういったいろんな農業体験、こういったのも必要なのかなと思います。

それと、最後になりますけど子ども博物学士の講座、これの内容と参加人数、それと夢授業まで詳しく教えていただければなと思います。

○碓山和宏教育長

子ども博物学士講座ですが、子どもたちに奄美の良さ、特に龍郷を含めて龍郷の良さを実際に体験してもらおうと、その中にはもちろん自然もありますし、歴史、伝統、文化いろんなのが混じっています。

今年で21回になりますが、大島のほうでは一番早いんじゃないかなと思っていますし、7回の実施ですけれども、1回の講座生、保護者も含めて100名を超えています。

非常に子どもたちだけでなく保護者の方も龍郷の自然、いろんな文化を知りたいという方が多くて、大変充実しているところ。

それから、夢授業については、全国調査の中で龍郷町の子どもたち、夢や目標を持っているかという質問に対して、非常に低いパーセントがでたんです。

これじゃあいかなど、全ていろんなことをやるためにはやっぱり夢がないといかんと、目標がないといかんと、ということで、北九州のキャリア教育部会で夢授業というのをやっているんです。

P T Aの研究大会で、そこの代表の方に来てもらって講演をしてもらったんですが、非常にすばらしい講演で、それにつられて赤徳のほうが令和2年だったと思うんですが、自分の学校でやるということでやり始めたんですが、せっかくだから全小中学校で取り組もうということで、今、全小中学校でやっています。

その中身は、地元のまたは保護者の中で、仕事に頑張っている方、いろんな職業の方がいらっしゃるわけですが、その方に来ていただいて、体育館なら体育館で幾つかその方々のブースをつくって、子どもたちがそこに行って10分ぐらいずついろんな質問をしたりするんです。

それを通して、夢授業を語ってくれる人が自分の仕事をもう一度振り返ると、そしてそこに自分自身のやっている仕事のすばらしさについて再認識をしたというのもありますし、一番ユニークだったのは、戸口小で2年前ですか、大野稼頭央君、「稼頭央兄ちゃんの夢授業」ということで、大野君が子どもたちに夢の持ち方、そして甲子園まで自分が行けた、どういった努力をしたかというのを実際にやったんです。

身近な子どもたちの先輩なので非常に影響を受けています。

そういったことを通して子どもたちに何とか夢や目標を持たせ、そして将来に向けての生き方の種をまいていきたいなと思っているところです。

以上です。

○5番（久保 誠議員）

どうもありがとうございます。

教育長、今日はいっぱいしゃべってもらいまして大変満足しているんじゃないでしょうか。

一応子どもたちのためにいろんな授業、一生懸命頑張っていかれていろいろ頑張っていたきたいと思います。

時間もありませんが最後になります。

駐在員制度についてなんですけど、なかなか成り手がいないと、うちの集落も次が見つからないとかいう部分で、一番にお聞きしたいのは、報償費について、これについていつごろから上がっていないのか、そのへんについて金銭的な部分をお伺いしたいと思います。

○勝元 隆企画観光課長

この駐在員でございますけれども、前もって申し上げますと、町長の答弁にもありましたように、区長と駐在員というのは全く別物でございますして、集落の方が推薦していただいた方が駐在員になると。

慣例的に全部の集落は区長になっているんですけれども、今そういった状況でございます。

ご質問の報酬でございますけれども、駐在員の報酬につきましては駐在員規定のほうで明記されておりまして、均等割と集落の世帯数割で算出しております。

5年ごとにこの世帯割につきましては、国勢調査の世帯数で積算していきますので、言えば5年ごとに間違いなく報償のほうはなるんですけれども、ただ、均等割の金額につきましては、平成23年度から据え置きになっております。

平成23年には均等割とあと集落割、1世帯の単価があるんですけれども、これもこの平成23年からずっと据え置きという形になっております。

○5番（久保 誠議員）

やっぱりいろいろ物価が上がっていますし、皆さんの給与等も上がっているわけですから、そのところは基準とかを変えて、少しまた上がれるような方策をとっていただければいいのかなと思っております。

最後に、なかなか成り手がいないということなんですけど、それについて区長等々の話し合い、どういった部分がみんな成りたがらないのかとか、そのへんとかアンケートあたり、そのへんについてとったことはあるのかとか、そのへんについてお伺いします。

○勝元 隆企画観光課長

議員のご指摘のように、これだけ社会情勢が変化しておりますので、この報償についても見直す検討をするべきじゃないかと、担当課では思っているところでございます。

先ほど言いましたように月1回駐在員会でございます。

そのあとに区長会もでございます。

この駐在員会の中で、この件につきましては一度十分に協議したいと思っておりますので、ご理解を願います。

○5番（久保 誠議員）

ちょっと時間もオーバーしたみたいで、大変申し訳ありませんが、以上で私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（平岡 馨議員）

久保誠議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

14時25分より再開いたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時25分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

徳永義郎議員の一般質問を行ないます。

○9番（徳永義郎議員）

町民の皆様、こんにちは。

お昼どきのおくつろぎのところ失礼いたします。

しばらくの間、お時間をいただきたいと思います。

まだまだ暑い日が続きますが、体調管理には十分留意されますようお願いいたします。

また、先に実施されました龍郷町議会議員選挙におきましては、町民の皆様には大変お世話になり、この壇上に立てましたことを深く御礼を申し上げます。

正しい道を突き進み、声を上げ、一人一人の小さな暮らしを守り、お子様には未来を、働く世代には元気を、高齢者には安心を、子どもたちの小さな手に握られた大きな未来を守るため、謙虚さと勇気を持って町制発展のため前へ前へ進んでいきますので、今後とも町民の皆様のご指導、ご鞭撻をよろしくをお願いを申し上げまして、先に通告いたしました一般質問へ移らせていただきます。

まず1番目に、戸口港湾での公衆トイレの設置について。

以前にも質問しましたが、戸口港湾ではトイレがなく、地域行事や観光客・遊漁船の利用者など多くの方々が不便をしています。

早急な公衆トイレの設置はできないか要望いたします。

2番目に、地域資源の活用について。

現在、人材バンクの活用はどのようになっているのか。

これ私、前回2、3回ほど質問しておりますが、なかなか良いアイデアがでませんので、この点について今回は深く追及をしていきたいと思っております。

3番目に、第6次龍郷町総合振興計画について。

たくさんありますが、その中から今回は二つほど質問をいたします。

まずは基本構想の土地利用の方針で、農用地、森林・緑地、住宅地、工業用地を計画的に利用するための課題は何なのか、詳しく説明をお願いしたいと思います。

2番目に、基本計画の重点プロジェクトについて、すでに効果が出ているものや今

後課題となるものについて答弁をお願いしたいと思います。

○竹田泰典町長

徳永議員から3項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。

1項目の戸口港湾での公衆トイレ設置についてのご質問にお答えを申し上げます。

令和元年第3回定例会におきまして、徳永議員から戸口港湾でのトイレの設置予定についてのご質問を受け、地区住民や関係者の意見を伺い、調整していきたいと答弁したところでございます。

現在、町内では港湾漁港で4カ所にトイレがございますが、その管理につきましては、それぞれ地元の団体などへ依頼しているところであり、当時、戸口港湾につきましても管理について集落へ依頼しましたが、その調整がうまくいかなかったところでございます。

トイレの整備につきましては、財源の確保はもとより、利用者数の調査、完成後の管理人の設定などが必要でございます。

設置につきましては、それらを十分調査したうえで検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

2項目の地域資源の活用について。

現在の人材バンク活用についてのご質問にお答えをいたします。

令和3年の第4回定例会におきまして、議員から人材バンクに関するご質問をいただいております。教育委員会において「職種人リスト」を作成する方針であることを答弁いたしましたところでございます。

この「職種人リスト」を含め、他自治体の人材バンク制度を見ますと、主に生涯学習活動の支援を目的としたもので、営利活動よりもボランティアの色合いが濃く、例えるならば、本町で実施している生涯学習講座の講師の候補者となる方を登録するような制度でございます。

人材の活用につきましては、これまでの業務経験や趣味で身に着けた専門的知識や技術を町民や学校等の要請に応じて生かせるように、既存の制度であるシルバー人材センターや生涯学習講座の仕組みを活用してまいりたいと考えているところでございます。

次に3項目の第6次龍郷町総合振興計画について。

1点目の基本構想の土地利用の方針で、農用地、森林・緑地、住宅地、工業用地を計画的に利用するための課題についてのご質問にお答えをいたします。

基本構想に土地利用の方針を定めた趣旨としましては、本町の生活環境の保全と地域活力の維持・向上に資するように計画的な土地利用を推進するためでございます。

住宅地につきましては、未利用宅地が課題となっており、空き家・空き地の有効利

用について、高齢者や町外在住の出身者向けに啓発活動を行なっておりますが、有効利用が進まない背景には、相続未登記や管理者不在の問題がございます。

また、虫食いの住宅地開発や無秩序な工業用地開発への対応として、都市計画による用途指定や立地適正化計画による居住誘導区域の設定がございますが、現在のところ町内において問題となるような事案は把握してございません。

次に、2点目の基本計画の重点プロジェクトについて、すでに効果が出ているものや今後課題になるものについてのご質問にお答えを申し上げます。

三つの重点プロジェクトは、令和4年度に実施した町民アンケートの結果やまちの地域特性、過疎高齢化の現状を踏まえて設定されたものであり、重点的に取り組む必要性があるものを列挙したものでございます。

比較的取り組みやすいものとしましては、「伝統文化の魅力発信」がございます。

すでに町公式SNSやYouTubeによる動画発信で、観光PR動画や八月踊り、町のイベントなどの情報を発信しているところでございます。

また、今後の課題となるものとして、町民アンケートで満足度が低かった「雇用創出」「道路・公共交通」「住宅の整備」などが挙げられます。

特に住宅政策につきましては、「住みたいのに家がない」「町内事業所で雇用する従業員の住居を探している」という声も聞きますので、雇用対策という側面からも、住宅の確保については、官民連携の取り組みも検討する必要がある課題だと考えているところでございます。

以上1回目の答弁といたします。

○9番（徳永義郎議員）

まず、答弁書の中から少し、1点質問をしていきたいと思っております。

答弁書の中で、令和元年3月に定例会で、第3回定例会において質問をしております。

丸6年、ちょうど今の時期だろうと思っておりますが、行なっております。

そのときの意見では、地区住民や関係者の意見を伺い、調整していきたいと答弁がありますが、地区住民や関係者の意見をどのような形で聞かれたのか、そういうあれがあればぜひ効かせてもらいたいと思っておりますが、何回ほどやられるのかどうか、ぜひお願いします。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

前回の答弁で地区住民からの関係者の意見を伺いというところがございますけれども、当時はそのご質問のあとにトイレの管理につきまして、それに関連しまして地元へ照会、伺いをたてたということがございます。

その中で、ちょっと管理の調整がうまくいかなかったと聞いておりまして、正式に説明会を開いたとかそういうことではないと思います。

○9番（徳永義郎議員）

地区住民の関係者の意見は何っていないという意見でしたけれども、その中で、その真ん中の中に戸口港湾につきましても、管理について集落へ依頼しましたが、調整がうまくいかなかったということですが、これは造る計画があったのかどうか、これを読むと造る予定だったのに地域の人々の協力がなかったからできていないという、こういうように読めますが、どのような感じなのか。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

当時は造るという前提でそのお話をしたわけではなくて、現在、建設課漁港港湾で管理しているトイレにつきましては、全て地元の団体などに依頼しているという経緯がございます。まず完成後の管理が大事だと思っております。それにつきまして地元のほうへ管理の話をしていただいたところでございます。

○9番（徳永義郎議員）

この中で現在、町内の漁港には4カ所のトイレがあるとありますが、その中で、公衆トイレの現状の把握と今後の維持管理、それから改修計画などはあるのかどうか、どうなっているのか、また、龍郷町は公共施設等総合管理計画も作成されているだろうと思いますが、その中でも、また将来的に公共施設のマネジメントの基本方針なども含まれているのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

現在、建設課で管理しているトイレにつきましては、港湾、芦徳港で1カ所、あと漁港で秋名漁港、嘉渡、それから玉里の漁港に3カ所、合計で4カ所トイレを設置してございます。

この清掃の管理につきましては、それぞれ地元の有志の団体でございますとか、福祉の事業所、あるいは瀬留につきましては、シルバー人材センターのほうへトイレの清掃を委託している状況でございます。

トイレの備品、トイレットペーパーとか掃除用具につきましては、町のほうで支給をしているという状況でございます。

それから、町の公共施設等個別施設計画というものが、令和3年3月に策定された計画がございます。この中で、トイレ、港湾・漁港以外のトイレもですけれども、この中に今、申し上げました4カ所のトイレも記載されてありまして、その健全度でありますとか、各施設の今後の方針、そのときの調査をした状態をその計画の中で管

理しているところでございます。

○9番（徳永義郎議員）

港湾トイレだけではなくて、普通の公衆トイレでも管理するうえでいろんな問題が起きているだろうと思いますが、いろんな問題がいろいろ、壊されたりとか、そういう問題も少しは出てきているのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

トイレにつきましては、恒常的にといいますか、故障があったりとか、ドアが外れたりという報告があったりですとか、逐一そういった状況がありまして、その都度役場のほうで修理、補修の対応をさせていただいているところでございます。

○9番（徳永義郎議員）

それでは、4カ所トイレがあると言われましたが、ほかのトイレも聞きたいんですけども、質問が港湾に限っておりますので、4カ所のほうにいたしますが、その中で、トイレの種類、普通、トイレの洋式なのか和式があるのか、それとも障がい者トイレが幾つほど設置してあるのかどうか。

その中で、また公衆トイレの配置図や案内板など、どのようにされているのか。

また、観光地の中で、港湾とかいろいろトイレがありますが、そういうない場所は今現在、おそらく近くの間所に行くだろうと思いますが、これからはそういう場所も計画されていくのかどうか、トイレを、その付近はいかがでしょうか。

○勝 林太郎建設課長

トイレの洋式につきましては、洋式のトイレで男子、女子、それから多目的のトイレと設置してございます。

それから、トイレのその配置図につきましては、町のほうで2020年に作成しました龍郷町観光バリアフリーマップというのがございまして、龍郷町の管内図にこのトイレのポイント、これは公共で設置したもの以外にも民間のトイレもここにはポイントとしておさえているところでございます。

○9番（徳永義郎議員）

それで戸口の港湾も前に質問したときには、さっきも言われたように、船舶のいたずらとかいろいろあって、なかなか前に進まなかった事情もありますが、現在は本当に利用されている。

お話を聞くと、やっぱりトイレが必要で、戸口港湾は集落の伝統行事や遊漁船の利用者、それからまた魚釣りやレジャー、地域の方々やいろんな人の憩いの場となっておりますので、ぜひ、私は早急に建設をしてほしいと思いますが、いつごろできるのか、大まかな年度とかいうのはないのかどうか、もうやってから6年になりますので、

あと4年すると10年です。

計画としてあげても私はいんじゃないかと思しますので、いつできるかわかればぜひこの場で言ってほしいなと思います。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

前回の質問から5年経っておりまして、再要望等が、先ほど町長の答弁でもありましたように、財源の問題ですとか、あとは今おっしゃるように利用の実態、そういった調べをこちらでやる必要もあると思います。

また、懸案になっています管理の問題ですが、特に確実にクリアをしてから検討していきたいと思しますので、明確にいつごろというのはこの時点では申し上げられないと思います。

○9番（徳永義郎議員）

私も荒波地区などまわっていくと、集落ごとにトイレがあって、本当に利用しやすいかなあと見ております。

戸口は戸口のほうで行き止まりで、ですけれども、これからは観光道路として、根原線から崎原線へ向かっていく道路もあって、そこでトイレをする場所が1カ所もないとなると、近くの商業施設へ行くしかないんですよ。

ぜひこれは早急に対応しなければいけません、町長いかがでしょうか、その点については。

○竹田泰典町長

戸口港湾のトイレの件については、確か去年だったですかね、去年の町民と語る会の中でも取り上げられて、私どもは決して建設をしないということではなくて、この利用価値ということで、戸口集落の皆さんに管理状況をしっかりと決めていただいてやってほしいということで、一部の方から、トイレを造りますと子どもたちが夜そこでたまり場になってしまったりするというお話も伺ってしまして、風紀上の問題も絡んでいまして、それぞれ地域の人たちもいろんな考えをお持ちのようですけれども、しっかりと戸口集落の皆さんの総意を調整していただければと思います。

決して建設をしないと、確かにおっしゃるように、漁師の皆さんが用を足すということになりますと、大変不便を来しているということは我々も認識をしまして、そういうことでしっかりと地元の皆さんが、そのことをまとめていただきたいと思えます。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

トイレができると戸口だけたまり場になるという話がありますが、それは人が集ま

ると良いことではないかと私は思っておりますので、その点、ご理解なされないように、地域のほうでもそこは見回ってやっておりますので、その点はちょっと引っかけられましたので質問させていただきます。

その中で、施設を取り巻く状況として、利用者のマナーの欠如もあります。

その中で落書きなどいろいろあると思いますが、やはりマナー啓発など、積極的に今後取り組んでいって、少しでもそういう方がいなくなって、みんながうまく使えるような施設になっていくことを私は願っておりますので、ぜひ町長、施設の建設については早急に、あそこですべてのトイレなどされると衛生的にもよくありませんので、ぜひこれはお願いをしたいと思います。

それでは次に、地域資源の活用について質問をしていきたいと思っております。

これも何回か質問をしておりますが、その中で、この中で教育委員会において職種人リストというのがあるという答弁書がありますが、これはどういうものなのか説明をお願いしたいと思います。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えします。

先ほども久保議員の質問の際にありました、各学校で夢授業というのを開催しております。

そちらに保護者や関係人の方やあらゆる様々な業種の職種を登録していただいて、それを使って子どもたちにいろんな授業をするというようなために、そういう職業のリスト、学校で使う分のための今、職業人リストというものを準備しております。

○9番（徳永義郎議員）

その中でも既存の制度であるシルバー人材センターや生涯学習講座、最初の職種人でしょうね、仕組みをこれからも活用していきますとありますが、私はこれだけでは足りないと思いますが、これに人材脈を大きく広げて、載せていくこともすごく大事なことではないかと思いますが、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○勝元 隆企画観光課長

徳永議員からこれまで再三にわたってこの質問を受けているんですけども、町長答弁でもありましたように、他自治体の実情を見ると、やはりボランティアを基軸とした、そういったものが主なようでございます。

ただ、ですので今、既存のシルバー人材センターには、言ってみれば年代は60歳以上になっていきますけれども、結局仕事をリタイアした方が、その自分の技術を生かす制度でございますので、まずはここを充実、拡充したほうがいいんじゃないかというのが我々の今、考えでございます。

○9番（徳永義郎議員）

やっぱり町の施政方針などをいろいろ見てみますと、地域資源を生かすとかいうのはよく載っております。

どこでどう生かすのかは中身がわからないのもたくさんあります。

ボランティアをするというのもすごく大事なことだろうと思いますが、国の大きな施策の中でもボランティアというのもほとんどお金が発生しております。

何でもかんでもボランティアに任せたらそこに限度がくるだろうと思いますので、しっかりと手当を出すところは出す、ボランティアでいけるところはやっていくとかいう差別をしないと、うまくやっていけないのではないかと私、思っております。

その付近についてはお考えはどうでしょうか。

○勝元 隆企画観光課長

昨今の社会情勢を見れば、確かにボランティアだけではなかなか人は集まらないだろうと思います。

有償というのが基本になろうかとは思いますが、議員がご提案している大工とか、作業機械オペレーターとか、そういった方々を集落で調査してリストを作ると、それをまとめて役場が仕事とマッチングさせるという、そういう趣旨の発言をなされていますので、私のほうでも調べたんですけども、例えば59歳未満の方を対象とするならば、多分その方々は今の会社に勤めているわけございまして、会社等で就業している方々につきましては、その勤務先との就業規則の調整とか、事故等があった場合の保険の対応、あと、リストに載せるわけですので個人情報に関連、雇用関係などの取り扱いなど、運用するにはまずそのあたりの制度設計を確立するのが先ではないかなと考えております。

あと、そもそも自治体がこのように仕事等の斡旋等をできるかどうかというのにもみません、そこもまだ調査ができておりませんのが正直なところでございます。

あと、そのリストを作成するには、こちら集落の協力が必要でございまして、このへんも区長会を通して一度協議したいと考えていますので、今しばらくそのところにつきましては時間をいただきたいと、このように思います。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

今、答弁をいただきましたが、国の実証実験でも2016年から、地域人材バンクが希望する自治体で今まで実施されているだろうと思います。

その中で、本町もその中でデータなどを検証されておられるのか、ぜひお聞かせを願いたいと思います。

また登録を希望する住民や技能、職種などを含んだデータベースを構築して、人手が足りない企業への出向や転職、再就職も促すことができる事業だろうと思います。

これも国も推奨しておりますので、おそらく補助事業などで出てくるかと思えます。その中で一つ大きいのは、地域協力隊もその一つに入ってくるだろうと思えますので、その付近の活用の方法など、いろんな職種があるだろうと思えますが、その付近はいかがでしょうか。

○勝元 隆企画観光課長

議員がご指摘の2016年の総務省の事業だと思うんですけども、地方創生を目的に地域人材バンク制度というのがあったようでございます。

すみません、ちょっと詳しくはまだ調べていないんですけども、この事業につきましては、今、議員がおっしゃったことなんですけれども、2016年に総務省が五つの自治体で実験的にスタートさせたという事業であるようです。

事業の目的は、仕組みとか目的については、まさに徳永議員がご提言した内容と一致しているんですけども、この事業のその後の成果とか効果等については、調べたんですけど把握できておりませんので、私どもも引き続きこの事業のことについては調査したいと思っております。

徳永議員が情報をお持ちであれば、一緒に調査して協議していただければと思います。

あと、総務省が行なっている事業でございますけれども、先ほど言いました内閣府の取り組みとか総務省の取り組み、地域おこし協力隊も一つ、あと地域おこし企業人という制度もあるようでございます。

あと地域力創造アドバイザーの派遣とかいうのもあるようでございますけれども、私どものところにつきましては、ご存じのように地域おこし協力隊を活用しております。

もちろんこの活動費につきましては、議員もご承知のとおり、特別交付税のほうで措置をされているというような事業でございます。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

今、答弁がありました。総務省の地域力創造アドバイザー制度ですけれども、今、地域おこし協力隊がその一つであります。ほかにもいろんな事業のアドバイザーでできる方が、総務省のほうから要請をして認可をされると派遣されてくるだろうと思えます。

その中で、県の施策の中でも地方公務員の人材育成もありますし、そういうのを活用して職員の資質の向上にもつながっていくだろうと思えますが、地域にマッチした事業が多く、私、ちょっと見たんですけども含まれているように思えたので、長い期間ではないと思えますので、2週間とか3週間とか、長い人は半年とか1年になり

ますが、そういうのも活用もこれから大事ではないかと思えます。

やっぱり中の空気だけではよどんでしまいますので、外から空気を入れることによって、新しい制度とか補助事業のやり方、今までみたいな紐付きだけでやるのではなくて、縦断的にやっていくような方式も、職員のアイディアとして私はこれからどんどん出ていこうと思えます。

それこそが地域おこしだろうと思えますが、その付近のこれから活用するものなどは、課長のほうでおわかりであれば、ぜひ足りないところがですね。

○勝元 隆企画観光課長

今、議員のご指摘にありました地域力創造アドバイザー制度でございますけれども、この制度につきましては、地域力を高めようとする市町村に、地域活性化に取り組む知見を要する外部専門家を招聘して助言をいただくと。

総務省のほうに609人が今、登録されているようでございます。

本町はこれまでこのような制度は活用しておりませんが、これとは別に内閣府の取り組みで、地域活性化伝道師という、この地域アドバイザー制度に類似した制度がございまして、この伝道師については、荒波龍美館の整備基本構想の際と、教育民泊事業の立ち上げのときに活用しまして、助言等をいただいております。

この地域力創造アドバイザー、今後何か活用する事案等がございましたら、積極的に活用していきたいと思えます。

特別交付税のほうで措置がされるということでございますので、検討したいと思えます。

○9番（徳永義郎議員）

この事業に対しては、アドバイザー事業に対してはたくさん要綱があつて、この龍郷も利用できるのもいっぱいあるだろう、さっきも言いましたが、その中で、この前、龍郷町も菊池市のほうに町長、議長なども行かれて、あれはMOUですかね、世界交流の、そういう国際交流や国際協力などの分野も入っておりますので、こういうのを活用していくと、今よりもっと大きな交流もできていこうと思えますので、ぜひ、ひとつしっかり審査して、今、龍郷町に合ったやつをしっかりと適用して、それに合ったやつがあればマッチングしてもらって、ここを支援してもらうとかいうのも、職員数もそう多くありませんので、そういう後ろから支援をしっかりともらうと、本町もだいぶ良くなっていくのではないかと思えますので、ぜひその付近もよく職員同士話し合いされて、特に町長、副町長とも話されて活用していただければいいかと思えますが、町長、その点はいかがでしょう。

○竹田泰典町長

私、トップセールスとして今、徳永議員から提言がありましたように、各方面に出

かけ、その情報をキャッチしながら職場の中に入れ込んでいるという状況でございます。さらに頑張って町の振興に向けた取り組みを展開してまいりたいと思っております。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

それでは、この人材バンクのほうについては終わりたいと思います。

最後になりますが、龍郷町の第6次龍郷町総合振興計画、たくさんありますが、その中で2点ほど質問を再度していきたいと思っております。

この中で、答弁の中に、「未利用宅地が課題となっております」と書いてありますね、空き地と空き家については有効活用についてもありますが、その中で、高齢者、町外在住者の出身者向けに啓発活動を行っておりますが、有効利用が進まない背景に、相続未登記や管理者不在の問題が起きている、これは私たち多くの方が理解していることだろうと思っておりますが、この点について時間もあんまり長くかからずに解決する方法というのは、新規とかいうのはもうないのでしょうか。

今までどおりずっとやっていかれていくのか、せっかく良い土地があっても利用できないということがあれば、大変若い世代の宅地問題についても困ってきますから、そういう点についてはどういう対策を今後とられていかれるのか、ぜひもう一度説明をお願いしたいと思います。

○勝元 隆企画観光課長

町長答弁にもありましたように、空き家、空き地の有効利用がなかなか進まないのは、登記、未登記の問題、管理不全の問題になっているんですけども、今、先ほど来出ました地域おこし協力隊、空き家の問題に今、従事しております。登記の調査とかそういったのをやっているんですけども、なかなか進まないのが実情でございます。ただ協力隊は協力隊で他の市町村の自治体の事例等も参考にしながら、何とかここをうまく解決できるような施策を今、頑張っておりますので、地道にやるしかないのかなと今、考えております。

○9番（徳永義郎議員）

空き家のほうは空き家対策でだいぶやって、ある程度は進んできているかなと思っておりますが、未利用土地、利用がまだできない土地など、空き地でいっぱい空いているところもあります。おそらくさっき言われたように登記とかそういう問題が大きいのかなと思っておりますが、その解決はなかなかこれからも難しくなっていくのかどうか、その点の説明をもう一度お願いしたいと思います。

○勝元 隆企画観光課長

住宅地として活用するのであれば、やはり地目はどうしても宅地、あるいは雑種地

という形になりますので、ここらあたりは住宅のマスタープランを今、作っておりますし、宅地と農地が点在しているようなところについては、各担当課のほうで利用計画を作っておりますので、各分野分野でこのあたりは解決をするよう頑張っているところでございます。

○9番（徳永義郎議員）

そこはなかなか難しい個人との話し合いも多いですし、町有地でしたらすぐ決まるだろうと思いますが、また町有地と個人の土地が重なっている場合は、境界のあれでいろいろ問題が出てくるだろうと思いますが、その中で、本町も総面積の80%が森林で、残り20%が農用地とか住宅地などがあります。

現在農振地域より商業地域や一般住宅に補助事業地域など含めて、転用する場合に手続きの違いが多くあるだろうと思いますが、その手続きにかかる期間とか、この事業をやったところは絶対転用はだめだとかいう違いがあるだろうと、事業によってはですね。

その点についておわかりであれば説明をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

今、農業振興地域のお話でしたが、農業振興地域の農用地区域内における農地、これにつきましては、農地以外の利用というのは原則不許可となっております。

いかなる理由があっても農地以外の利用はできないと原則的となっております。

ただし、またこれ例外規定がございますので、そこらあたりはいろいろな要件を満たしたのであれば、特にそういった要件を満たすのであれば宅地にすることは可能でございますけれども、私ども農業振興地域というのは、非常に重要な農業振興を図るうえでも重要な地域ということで、特に土地改良事業を行なったところについては、転用の立地基準、あるいは農地の広がり、除外にかかる要件等を考慮した場合、除外あるいは転用は難しく、ハードルは非常に高いものと認識しております。

それからその手続きにつきましてはですけれども、これはまず農振地域の除外というのが申請が必要になります。

これもかなりの時間がかかるわけですが、農振除外ができたとしても、そのあと今度は農地法による農地法4条、5条の申請が必要になりまして、これは転用手続きとなりますけれども、これも農業委員会に諮って、最終的に県が許可をしますので、そういったあたりの要件を満たすのは非常に厳しいと認識しているところでございます。

○9番（徳永義郎議員）

今、話にも出ましたが、私も一般の方からよく話を聞きます。

家を造りたいんだけど農振地域でなかなか造れない、だけど商業地はよくできる、

何でかなと言われる質問も聞きますが、私たちはあんまり内容を理解していませんので、なかなか正確に答えることはできませんが、その中で今、答弁がありました。土地改良区域などは原則だめという話は聞きましたが、私は聞くところによると、55年に補助事業が切れた場合には農地転用きくのかなあと考えておりましたが、その点についてはいかがですか。

それと、ただしと最後ありましたが、ただしは何があったときにただしが出てくるのか、ぜひお聞かせを、例があったら例をたどって説明をお願いしたいと思います。

○迫地政明農林水産課長

農業振興地域内での転用手続きの件でございますけれども、ただしという話をしたのは、農地の立地の基準というのが5種類ございまして、そのうち三つは原則不許可となっています。

三つにつきましては、まずは農用地区域内の農地、いわゆる市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農地、それから甲種農地、これは土地改良事業の対象となった農地と、特に良好な営農条件を備えている農地、それから第1種農地、これは概ね10ヘクタール以上の規模の一団の土地改良事業等の対象農地となっております。土地改良事業を行なったところについては、経過年数を過ぎたとしてもこのように農業振興地域ということで、原則不許可となっているところです。

ただしというところでございますけれども、第2種農地、これにつきましては、市街化が見込まれる農地、あるいは生産性の低い農地、それから第3種農地、これは市街化の傾向が著しい区域にある農地、これら二つの立地区分については、転用することが可能となっておりますけれども、農用地区域外からの除外については、さらに六つの要件を満たした場合に適用されまして、最終的に県が許可することとなっておりますが、その六つの要件につきましては省かせていただきます。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

なかなか法律的にも専門的にやらないとわからない問題もたくさんあって、今、答弁聞いてもなかなか私も理解できておりませんが、その中でなぜこの質問をしたかという、町有地の現在払い下げの状況、この前も説明いただいたんですけれども、龍郷のほうであったみたいですが、それと農用地と伴い、土地の確保ができず新築を断念する若い世代の方もいらっしゃいます。

理由としては、土地の単価の上昇や資材等の現在の高騰、それから奄美豪雨災害以降、建築基準が変わりまして、自己資金では造れますが、借り入れする場合にはレッドゾーンやイエローゾーンに引っかかり、借り入れができないという場合があります。

本町も各集落に住宅があった町有地があって、その管理もまだやらなければいけ

ませんが、何か建てる計画がなければ、前も一度質問しましたが、若い世代に分筆と
かできるような状況はないのかどうか、その点をぜひ説明をお願いしたいと思います。

○竹山智幸土地対策課長

町有地の払い下げについてのご質問でよろしいですか。

町内いたる所に町有地が空き地があるんですけども、それが払い下げが可能かとい
うご質問だと思うんですが、今現在行なっているところは、機能がない里道水路、
それにつきましては、隣接者や集落の同意を得て、近隣する土地所有者へ払い下げを
行なってはおります。

先ほど議員もおっしゃっていましたが、直近払い下げ事例としまして、令和4年度
に利用可能な町有地調査の庁議というのを行ないまして、今後活用する町有地と今後
活用しない町有地というのを決定しまして、令和5年度に1筆を一般競争入札により
払い下げを行なった経緯がございます。

ただ、今後活用しない町有地があれば、また庁議等で協議を行ない、払い下げを検
討したいと考えております。

○9番（徳永義郎議員）

私もこの前の委員会でも、龍郷集落のほう、志村商店の後ろ付近を1回払い下げした
と話も聞きましたので、それはまた良いことだろうと思います。

使うところはぜひ残しておいて、広域の財産ですので、ぜひ大事に活用していただ
きたいんですが、前にも町長に質問して、戸口の住宅地が町有地が空いているところ
があるから、それを使わなければ若い世代に払い下げてはどうかということでお話し
しましたが、町長はそのとき利用するということでしたので、私はてっきり住宅も建っ
ていくのかなと思っておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○竹田泰典町長

今、土地対策課長が答弁したとおりですけども、いたる所に町有地がございます。
町有地の中で、その町有地に草が繁茂して大変地域の皆さんに迷惑をかけている土地
というのもございます。

そういう状況の中で、今後龍郷町がこの土地を利用する計画はあるかということ
を調査を入れました。

将来これは絶対必要だというものについては残していかなければどうにもならない
だろうという考え方でございますけれども、そのあたりの見極めをしっかりとって、
町民の皆さんに払い下げをやっていくということはやぶさかではなくて、ぜひそうい
う土地があれば役場のほうにも情報を伝えていただいて、払い下げに応じていくとい
う形にしたいと思います。

ただ、問題は以前町有地であったものであっても相続登記、いわゆる登記ができて

いないという土地がございます。

そういうときには大変ほかの人にも払い下げても問題が生じますので、なかなか踏み切れないという実態がございます。

現在は土地の取得については、所有権がまわらない土地については執行しないという原則論がございまして、あるんですけども、以前はそういうきちんとした形がなくて、取得した土地がありまして、その土地の管理をどうしていくかということで今、場内でいろいろ議論しているところでございます。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

すみません、この問題については本当に若い世代から苦しい胸の内を訴えて、土地をできるだけ、今、土地上昇することは個人的には良いことだろうと思いますが、上がりすぎて若い世代が土地を購入できないという問題も出ております。

前よりも値段もだいぶ上がって、この前の県内の土地の問題でも、龍郷町も上昇の中で入っておりますので、その点でぜひ町有地があれば、若い世代にも譲っていただきたいかなと思っております。

また、譲っていただけなく大事に使っていくのであれば、前にも質問しましたが、令和7年度には町営住宅を建設していくという答弁を、前の質問で私、もらっておりますので、これ計画が入っているのかどうか、それとも何も手を着けていないのかどうかまで説明をお願いしたいと思っております。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

今現在、建設課のほうで公営住宅の長寿命化計画というのがございまして、令和4年度に見直しをしております。

現在の計画でいきますと、新規の住宅の計画、新しく造るという計画はございませんで、基本的には耐用年数を過ぎた用途廃止予定の住宅を取り壊して建て替えをするという計画の住宅が幾つかございまして、現在の計画によりますと、令和9年度からという記載がございます。

新たに造るということではなくて、現在ある用途廃止の予定の住宅を取り壊して建て替えをするという計画で、令和9年度から計画では持っているところでございます。

○9番（徳永義郎議員）

前の答弁では令和7年度と私は議事録にも記載されているだろうと思いますが、私はそれを信じて待つておりました。

もう来年だなあと思って、ぜひそのときの答弁も家族だけの世帯ではなくて、単身者も含めて造るという約束だったので、私はどこか町内で1カ所でもできていけば

次々いいかなと思っております。

今、南風が個人でも入れるような住宅もありますが、普通の公営住宅は夫婦じゃなければ入れないとかいうのは、それ以外は障がいがあったりとか、60歳以上の方しか入居できませんので、その付近はまだあと9年ですか、町長どうですか7年で約束したんですけど。

○竹田泰典町長

ちょっとその答弁につきましては、徳永議員も何年か議員をやっておられて、私どもはしっかりと計画行政を推し進めていかないと、財政的に大変厳しい問題が生じるということで、総合振興計画の中で計画をやって、実施を進めているんですけども、財源の調達、財政の問題、そのあたりはローリングをしながら、前に引き寄せたり後ろに送ったりという状況で、議会の皆さんに説明をしながら、計画行政を推し進めていくということでやってございまして、ご理解を賜りたいと思います。

○9番（徳永義郎議員）

議会の答弁はすごく大事で、聞いた人はそれはやるかなと思って私も待っておりますので、そこはぜひ頭の一番先に入れて、あとではなくて前に入れてやっていただきたいと思います。

大丈夫ですね。

わかりました。

だけどぜひ答弁したことに対しては、しっかり私はやっていってもらいたいと思います。

その中で、次に最後になりますが、基本計画のプロジェクトについて質問をしていきたいと思います。

このプロジェクトもいろんな課題を集めて、私も見たら説明する場所も飛んでいってしまいそうですけれども、その中でまちづくりをする中で、町民アンケートの結果、やっぱり地域特性、過疎、高齢化はみんなわかっていることですので、地域の特性が入っております。

現状を踏まえて設定されたものであり、重点的に取り組む必要性があるものだと思いますと書いてありますが、その地域の特性とかいうのは、この龍郷の地の利とかそういうのも含めてだろうと思いますが、ほかにどういうものがあるのかどうか、地域特性について、ぜひ地域特性があればぜひ説明をしていただきたいと思います。

○勝元 隆企画観光課長

この重点プロジェクトでございませけれども、地域の特性というよりも、先ほど議員がおっしゃったように、令和4年度に町民アンケートをとっております。

各集落でワークショップも開催いたしました。

この振興計画の中にもこのアンケート結果、ワークショップの結果等も踏まえて、マトリックス図というのを作っておりまして、これで町長の答弁にもございましたけれども、満足度が低かったもの、雇用創出とか道路とか公共交通、住宅の整備、このへんが要するに重要だけでも満足が低いよと、こういったことに対応するために重点プロジェクトを三つ設定したということでございます。

○9番（徳永義郎議員）

それではなかなか大きくて答えにくいだろうと思います。

すみません、その中で下のほうにも書いてありますが、町民アンケートで満足度が低かった雇用創出がありますが、この雇用創出ですけれども、雇用というのは今たくさんあるだろうと思います。

ただその中で、仕事があればいいのではなくて、やっぱり子育て世代にとっては安定した仕事などが欲しいのがおそらく雇用創出をうたっているだろうと私は思っておりますが、まだその世代によっても雇用創出の意味合いも少しずつ違ってくる、年代によっても、その付近について、しっかりした雇用創出を生むために龍郷町として今、取り組んでいるものや、今後取り組んでいこうと思っているものなどはあるのかどうか、説明をお願いしたいと思います。

○勝元 隆企画観光課長

雇用創出ということでございますけれども、これも議員から幾度となく質問を受けておりまして、龍郷町の基幹産業とはいったい何ぞやということも質問を受けております。

私ども考えるのは、やはりこれからはどうしても観光産業が力を入れなきゃいけない分野じゃないかなあとは思っているところでございます。

ただ、具体的にじゃあ観光産業をどうしていこうとかいう施策は今、持っておりませんけれども、このへんは官民が連絡しながら新しい雇用を生み出していかなければならないと考えています。

以上です。

○9番（徳永義郎議員）

それでは、あと時間も押し迫ってまいりましたが、その中で、重点プロジェクトで町民、事業者、そして町など多様な主体が協働して効果的なまちづくりを推進していくとありますが、重点プロジェクトの中で取り組む場合、リーダーとなるべき職員の配置はすごく大事になってくるかと思いますが、その付近のリーダーとなる職員の配置などをどのように考えておられるのか、どういう人がそこに適正なのか、よく調べてこれから先も町長答弁でありましたが、異動でやっていくと話もありましたがその事業に合った職員をどのようにして配置していくのか、お考えがあればぜひ説明をお

願いたいと思います。

○勝元 隆企画観光課長

各プロジェクトについてその職員の配置をとすることは、これは適材適所というの
がございますので、これは総務課のほうできちんとやっていただけるものと私ども思
っております。

ただ、このプロジェクトの達成に向けて、具体的なプロジェクトチームを午前中ち
よっと出ましたけれども、今、第3期龍郷町創生総合戦略を策定中でございまして、
この創生総合戦略の基本目標が、この総合振興計画の三つのプロジェクト、つくる・
呼び込む・守りつなぐ、ここに子育てと出産のサポートという形で、育むを加えた四
つの柱としております。

この総合戦略を具体的に施策を提示したりとか、骨子とか達成値、いわゆるK P I
の設定をするのに、庁舎内で若手のワーキンググループ、これは中堅職員を今、予定
しているんですけども、このワーキンググループを組織しまして、今、言ったよう
な施策に取り組む、どうやって取り組むかというのを議論したいと思っております。

来年3月末にできる予定でございますので、完成しましたらまたお示ししたいと考
えております。

○竹田泰典町長

補足しますけれども、今、企画観光課長がワーキンググループを立ち上げて、いろ
んな職員が前向きに発言できるシステムを構築しているところでございまして、管轄
外のものも職員も入れ込んで、今いろんなプロジェクトを立ち上げてございます。

そういう方をそういう状況の中で、やはり初心に戻るものは前向きにできる職員、
やる気のある職員をどうつくっていくかと私は思っています。

できるだけ、できる限り研修にも出し、今まで指名していたんですけども、今、
本人から手を挙げて研修を行きたいという状況を先行して今させているところで、職
員が意欲ある職員をどんどんつくり上げていきたいと思っているところでございます。

そういうことで町民にためになる職員が養成されていくものだろうと信じて今、貫
いているところでございます。

ご理解を賜りたいと思います。

○9番（徳永義郎議員）

それでは最後の質問になりますが、これはどこの過疎地域の問題でもありますが、
地域の担い手不足が顕在化最近しております。

その中で、本町ではどの事業にでもどれだけ人手が足りていないのか、調査、把握
されたことはあるのかどうか、私はこれはすごく大事なことだろうと思います。

そういうのを一度されたことがあるのかどうか、なければいいかまいませんで

お願いしたいと思います。

○勝元 隆企画観光課長

今、手元に詳しい資料はございませんけれども、龍郷町の就業者の割合とかいうデータもございますので、今どの業種に人が足りないかというのは、調べれば出てくるだろうと思います。

あと、先ほどの質問にもありましたけど、地域の担い手が今いないということですので、地域の担い手がいないと地域のコミュニティが成り立たないわけでございますので、そのへんも含めて、どういった職種の方が足りないのかというのは、今後早急に調査をしたいと思います。

残念ながら今のところはそういったデータは持ち合わせておりません。

○9番（徳永義郎議員）

すみませんがそういうのもできたら各事業所確認されて、大きな事業所単位でいいと思いますので、どれだけ足りないか確認されて、こういう実態がわかると防災面でも役に立ちますし、いろんなことで利用価値も出てくるだろうと思いますので、また足りなければ足りない分のやり方をしていかないと、足りないばかり言ってもこれから人は増えるわけじゃありませんので、ぜひその付近は考えてやられていければ良いほうに向かっていくのではないかと思いますので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

それから、住民主体の龍郷町であることを望み、私の質問はこれで終わりたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（平岡 馨議員）

徳永義郎議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

15時35分より再開いたします。

休憩 午後3時23分

再開 午後3時35分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

前島克幸議員の一般質問を行ないます。

○1番（前島克幸議員）

町民の皆様、こんにちは。

新人の前島克幸と申します。

このたび議会議員選挙では、皆様の信任をいただきこの場に立てることに深く感謝

申し上げます。

同時に皆様からいただいた1票の重さをしっかりと受け止め、その責任を果たせるよう努めてまいります。

どうぞこれからの4年間、よろしく願いいたします。

それでは、先に提出しました通告書に基づき一般質問に入らせていただきます。

最初に教育行政について質問させていただきます。

小中一貫教育を行なう義務教育が制度化され久しいですが、これまでの小学校6年、中学校3年という区切りではなく、義務教育の9年間を円滑に教育するために必要な指導形態として、小学校高学年から教科担任制を導入するようにと伺っております。

1、本町の小学校の加配職員について、何の教科が配置されているのかを教えてください。

2、本町は小規模複式の小学校もありますが、加配のない小学校での独自の教科担任制はどの程度行なわれているか。

3、中学校教職員の専門性を生かした小学校での授業などは考えられないか。

4、4は先ほど中学校在り方検討委員会の報告を受けて、町長の考えをとということでしたが、先ほど午前中、圓山議員の質問でお答えをいただいておりますので割愛いたします。

それについて少しお話をさせてください。

少年野球を立ち上げ24年ほどになりますが、その間、野球をしたいために校区外、また奄美市の中学校に通う子どもたちを何人も見てきました。

中学校が一つになれば少なからずそういう子どもたちは減ることだと思います。

それと私も中学校在り方検討委員会にいましたので、町長のお答えのように、お答えはありましたが、なるべく早急に子どもたちの未来のために統合を進めていっていただければと思います。

次に、福祉行政についてお伺いします。

1、福祉施設、介護事業所、保育所などでの人材不足は把握をしていらっしゃるのか。

2、現在は町内事業所に外国人労働者も来ているようですが、町内で奨学金などを活用しての人材育成（確保）は考えられないかを質問いたします。

よろしく願いいたします。

○竹田泰典町長

ただ今、前島議員から一般質問がございまして、2項目ありますけれども、順次お答えを申し上げます。

なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

2項目の福祉行政について、1点目の本町の福祉施設や介護事業所での人材不足等はないかのご質問にお答えを申し上げます。

令和5年2月に町内の介護保険事業所、障がい者支援事業所13事業所にアンケートを実施いたしました。

その中で人材が不足しているとの回答が11事業所であり、不足している職種は介護職、保育士、指導員、社会福祉等との回答をいただいているところでございます。

また、アンケートに回答した全事業所が、今後人材が不足していくと考えているという結果も出ているようでございます。

事業所においては、人材が不足している事業所があると考えられます。

2点目の今後海外からの派遣も考えられるが、奨学金等を活用し、本町から人材育成確保は考えられないかとの質問にお答えを申し上げます。

本町の保健医療福祉施設における人材確保のために、平成6年7月から平成13年3月まで看護職員等就学資金の制度がございました。

その当時、人材の確保が容易になったこと、制度の利用者が少なくなったこと、また、教育委員会の奨学資金貸付金条例でも対応できることになったということで、看護職員等就学資金の制度が廃止となっております。

今後も奨学資金での人材育成は、教育委員会の奨学資金を活用していただきたいと考えているところでございます。

1回目の答弁とさせていただきます。

○碓山和宏教育長

1項目の教育行政について、1点目の本町の小学校の加配教員については、何の教科が配置されているかのご質問にお答えいたします。

加配教員というのは、学級数に応じて算定される教員の数以上に配置される教員のことです。

文科省では、小学校高学年の「教科担任制」を推進するために加配教員の増員を進めていますし、教員の長時間労働の是正、働き方改革を加速させるねらいもあります。

本町では、4年前から龍郷小に外国語の加配教員、2年前からは円小学校に理科の加配教員を配置してもらい、隣接する複式学級のある学校の5、6年生の理科、外国語の強化の充実を図っているところです。

2点目の加配のない小学校での独自の教科担任制は、どの程度行なわれているかのご質問にお答えいたします。

専科の加配のない学校・教科については、学校独自で教科担任制を実施しています。

例としては、ある小学校では、3年生以上を中心に支援学級の先生も協力して、理科、社会、音楽で教科の専門性の高い先生が授業をしています。

また、別の小学校では、体育、理科、音楽等で教頭も授業に入って、授業の質の向上や空き時間を増やして授業の準備に充てるなど、各学校で工夫を凝らした独自の教科担任制に積極的に取り組んでいるところです。

教科担任制に取り組んでいる学校については、学習の定着についても成果が上がっています。

3点目の中学校教職員の専門性を生かした小学校での授業等は考えられないかのご質問にお答えいたします。

中学校から小学校への乗り入れ授業は実施していませんが、制度としては、小中交流研修という制度があり、本町でも中学校の先生が小学校に3年間在籍し、双方の校種の教育活動を体験して、専門性に生かしています。

交流研修以外では、小学校からの要請を受けて、陸上の指導や合唱の指導、社会の授業の在り方等について専門性を生かした指導にあたっています。

また、併設校においては、運動会における歌唱指導、陸上の指導等に中学校の先生が携わることもあります。

小中合同の研修については、本町では、他市町村に先駆けてIR研修に令和2年度から取り組んでいます。

この研修は、中学校校区ごとにチームをつくり、チーム内の小中学校を訪問しながら授業改善を図り、お互いの授業力向上を図る研修システムです。

小学校・中学校という校種や教科の垣根を越えた研修となっており、専門性の高い中学校の教員からのアドバイス等も含めて、学び続ける教師集団づくりに役立っています。

4点目の中学校在り方については、先ほど割愛をしますということでありますので省かせていただきます。

以上1回目の答弁とさせていただきます。

○1番（前島克幸議員）

ありがとうございます。

二、三質問確認をさせていただきます。

教科担任制の導入には、次のようなメリットが考えられると思います。

教員が同じ内容の授業を複数回実施することで授業改善になる。

高学年の教員を中心にチームで児童の指導にあたることで、生徒指導上の問題行動が未然に防げる。

児童の指導に悩みを持つ若手教員をサポートし、人材育成につながるなどと考えられておりますが、ほかに考えられるメリット、またデメリットは何があるかとお考えでしょうか、よろしく申し上げます。

○碓山和宏教育長

今言われたとおりです。

メリットについては、一番授業力の質の向上というのがあると思います。

専門性の高い先生が授業に入っていきますので、それとその時間帯に空き時間ができますので、空き時間において他の先生が教材研究をできるというようなメリットがありますし、今までの担任制であれば、1人の先生が子どもたちを全部見るというシステムだったわけですが、教科担任制になると何名かの先生が1人の生徒を見るということで、多面的な見方ができるというメリットがあります。

それともう一つは、その逆を言うと、その多面性よりも継続してその子を見るというのが少し薄れる面もあります。

それからデメリットとしては、これはたくさんの先生がいて、児童数が多い学校での教科担任制であればそうでもないんでしょうけれども、本町の場合にはほとんど複式のところでやっていますので、その先生の時間割を動かしていくのが非常に難しくなるというのがありますし、もう一つは、教科を飛び越えてほかの先生がいろんな見ますので、教科を飛び越えての指導がしにくくなるだろうというのがあります。

よく言われるのが中一ギャップということで、小学校6年間は担任制でやってきた子どもたちが、中学校に入ると急に教科担任で教える先生が違くと、そこに対する戸惑いが今まであったんですが、それが少し解消されるというようなメリットはあると思います。

以上です。

○1番（前島克幸議員）

私の質問の中で、加配のできていないところの先生方の配置ということでしたが、お答えの中に、龍郷小の外国語の先生、田小の理科の加配の先生をまわしていらっしゃるからおっしゃったので、そのままいろいろ学校の問題もあるでしょうけれども、できるようによろしく願いいたします。

それと文科省では小学校の教科担任制として特に優先して専科指導すべき教科として、今おっしゃった外国語、理科、それと算数、体育をあげています。

現在、今おっしゃった理科と外国語は専科で動いていると聞きましたが、今後算数体育など、また小学校の中学年、3、4年生の取り組みはどうなっているか、今後どうなるかを教えてください。

○碓山和宏教育長

この5、6年生の教科担任制が始まったのが2022年だったと思うんですが、今その効果が現れて、2025年これを小学校5、6年生を小学校3、4年生までに広げようという文科省の中央教育審議会の話があります。

非常に良いことだと思います。

課題があるのが教員不足、果たしてそれじゃあそこに教員をまわしていけるかとなると、今の現状のままでは少し厳しい面があるのかなと思ってはいますが、子どもたちのことを考えると専門性の高い先生が教えることとなりますので、非常に良いシステムになるだろうなどは考えております。

以上です。

○1番（前島克幸議員）

ありがとうございます。

ぜひ教員の先生方、小学校の先生方の軽減負担のためにもどんどん取り組んでいただければと思います。

続きまして、福祉施設などの人材不足は、確認していると町長がおっしゃいましたが、看護の学生さんたちは病院の奨学金を利用して、資格を取ってその病院に勤めると返さなくてもいいという制度がありますが、そういう制度はできないのか、または、何かほかに進んでいる対策などがあれば教えていただきたいと思います。

○竹田泰典町長

大変人材の確保ということは、我が町においては大事な大事な施策だろうと思っておりますけれども、本年度、令和5年度奨学資金の貸付額を引き上げました。

約倍になったと思うんですけれども、1カ月6万円にしたところです。

我々としては、行政としては、あまりにもしたら返納は大丈夫かなということもありますけれども、まず龍郷町の子どもたちがしっかりと高等教育に従事できるようにというフォローをさせていただきました。

そういう状況の中で、次のステップは今、前島議員がお話のとおり、どういうステップがあるのかと、アップをどうすればいいのかということだろうと思っております。

先ほど久保議員からも、専門学校があるのにその専門学校の子どもたちはほとんど本土に行くというものを、どう本町に引き寄せるかということが大事な施策じゃないかということなんですけれども、私は、まだ私的な考えですけれども、龍郷町に就職をしたら返済金を減免する制度はできないのかと、次のステップだと私、思っています。

これは町民の皆さんの意見、議会の皆さんの了解をいただかねばできない仕事ですけれども、そういう施策も展開していきたいと思っています。

私、そういうことで人材の確保は、我が町には避けて通れない状況になっていると。特に福祉の町と言われております。

福祉施設の職員が集まらないとなりますと、福祉サービスというのが低下していくことになるだろうと思っております。

そういう状況の中で施設長ともいろんな角度から話をさせているんですけども、龍郷町でも今、外国人、いわゆるインバウンドの人を雇って運営をしている施設もございます。

その中で、一番悩んでいるのが宿泊施設の問題だということがお話がありました。

それであれば法人の皆さんがしっかりと宿泊施設の建設をして、その建設費用を町が支援をしていくという形はいかかなものかと私、今、私的な考えをもって役場の内部で話しているんですけども、そして、その雇用対策というんですか、人材不足のものをその施設に宿泊をしてもらおうと、家賃も今ものすごく高騰しています。

家賃もある程度の額で龍郷町に住んでいただいて、それぞれの施設に就職をしていただければと今、思っ、各施設長と具体的にしっかりとやろうということで話しているところですけども、そういうことで人材の確保、さらには、先ほど久保議員がお話がありましたように、看護学校、いわゆる学校の子どもたちにしっかりとうちの奨学資金が生きるような形に、今後切り替えていく必要があるんじゃないかと思っています。

そういう状況で、人材の確保をどの市町村でも悩んでいる問題だと思いますけれども、これを何とか解消して、龍郷町の施設、あるいは我が町の職員、いろんな雇用があるわけですけども、その雇用に充足できるような施策に今後は改めていく必要があるだろうと思います。

制度的に公営住宅の建設においては、大変国の厳しいルールがございます。

そういう偏ったルールは補助事業には該当しませんので、新たな制度を構築していただくように国・県に働きかけていきたいと今、思っているところでございます。

どうぞ前島議員の今日の初議会での質問は的を射た、今、町民が一番悩んでいるところだろうなという思いを持たせていただきました。

どうぞ議会の皆さんもしっかりとそこは議論をしながら、本町の身の丈に合った施策を展開できるようにご支援、ご協力を賜りたいと思っているところでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○1番（前島克幸議員）

ありがとうございます。

今、町長が各施設の方々とお話をして、あとは住宅とか、あとは返済の軽減とか考えていらっしゃるということであったんですが、具体的に事業所の方々との話し合いをする場所とか、場とか今あるのかないのかをお聞かせください。

○竹田泰典町長

今そういう調整するところはございませんけれども、私は常に施設長にはその話をさせていただいて、当然社会福祉協議会、あるいはうちの保健福祉課、子ども子育て

課、その福祉の担当をしている職員がそこらあたりのフォローをしていくという形になれば、自ずと先が見えてくるんじゃないかと思っているところでございます。

以上です。

○則 敏光副町長

町長が結論を申し上げましたので詳しく申し上げませんが、その事業所に対するアンケートで、どうしても高齢になって辞めたいんだけども人手不足で辞められないとか、猫の手も借りたいという話でしたので、福祉人材育成プロジェクトチーム、検討委員会というのを立ち上げたんですよ、昨年2月に、その中で、すでにその時点で保健、医療、福祉、介護人材、新規就労者確保に向けての奨励金事業支給要綱と要綱の案までいったん作成しました。

その財源はまたその町の雇用創出基金なのか、あるいはふるさと納税、あるいは国債を購入してその利息から支払うという特定財源、そういった話もすでに進めていたんですけれども、いざ奨励金となりますと月2万円、年間24万円、これを町内に住んでいただくというのが条件になりまして、どうしても家がない、住めない、そういう居住する家との問題、そういうのが非常に問題になりました。

その中でにわかに出てきたのが特定地域づくり事業協同組合ですよ、これ12市町村でもう6市町村できていますから、福祉、介護あるいは観光、そういった施設の従業員を雇ってそれぞれ派遣すると、日程ごとに期間限定で派遣する、そういった事業も検討いたしました。

それもどうしても事業所の皆さんが短期じゃ困るというような話もありましたので、そこもまた頓挫しております。

ただ、その福祉人材プロジェクトというのはまだ消滅していなくて、今、町長が申し上げたことを念頭に、奨学金の免除制度とか、今言った住宅、寮ですよ、そういったものも含めて多角的に制度設計したうえで、また再度検討しようかと今、保留になっているところでございます。

今、町長が結論部分です。

今後検討していくと、考えていくということですよ。

○1番（前島克幸議員）

その検討会は立ち上げて、現在はまだ継続的にやっつけらっしゃるということですか。

○則 敏光副町長

外部の委員は入っておりません。

事業者の委員は入っていないで、庁内だけです。

子ども子育て、福祉、企画それから総務、委員長が町長というような形で、一応委

員会としては残っております。

○1番（前島克幸議員）

ありがとうございました。

午前中から住む家がないとか、土地がどうのこうのとか、全部何かかかわってくるような気がいたしております。

今後龍郷町が立地条件に恵まれた龍郷町、立地条件だけじゃない龍郷町、それ以外の利点をどんどんつくって行って、町政に進んで行っていただきたいと思います。

初めて質問しました。

短いですがありがとうございました。

○議長（平岡 馨議員）

以上で前島克幸議員の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでした。

散 会 午後4時01分

令和6年3回龍郷町議会定例会

第 3 日

令和 6 年 1 0 月 8 日

令和6年第3回龍郷町議会定例会議事日程（第3号）

令和6年10月8日（火曜）

午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

○日程第1 一般質問

1. 長谷場 洋一郎 議員 P152－P169

2. 隈 元 巳 子 議員 P169－P174

○日程第2 議案第46号 令和5年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○日程第3 議案第47号 令和5年度龍郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○日程第4 認定第1号 令和5年度龍郷町一般会計歳入歳出決算

○日程第5 認定第2号 令和5年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算

○日程第6 認定第3号 令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

○日程第7 認定第4号 令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

○日程第8 議案第50号 令和6年度敷料生産施設新築工事請負契約の締結

○日程第9 議員派遣の件

○日程第10 委員会の閉会中の所管事務調査の件

○日程第11 委員会の閉会中の所管事務調査の件

○日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1 番	前 島 克 幸	2 番	得 田 要 一
3 番	長谷場 洋一郎	4 番	平 岡 馨
5 番	久 保 誠	6 番	隈 元 巳 子
7 番	圓 山 和 昭	8 番	伊集院 巖
9 番	徳 永 義 郎	10 番	前 田 豊 成

4. 欠席議員（なし）

5. 議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 川 畑 進 弥 書 記 岡 江 敏 幸

6. 説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	竹 田 泰 典	町民税務課長	園 田 徳 一
副 町 長	則 敏 光	建 設 課 長	勝 林 太 郎
会 計 管 理 者	大 司 直 美	農 林 水 産 課 長	迫 地 政 明
教 育 長	碓 山 和 宏	生 活 環 境 課 長	屋 浩 仁
総 務 課 長	大 吉 正 一 郎	土 地 対 策 課 長	竹 山 智 幸
企 画 観 光 課 長	勝 元 隆	教 育 委 員 会 事 務 局 長	里 園 一 樹
保 健 福 祉 課 長	加 藤 寛 之	大 島 地 区 消 防 組 合 龍 郷 消 防 分 署 長	大 司 昭 二
子 ども 子 育 て 応 援 課 長	松 尾 昭 宏		

△ 開 議 午前10時00分

○議長（平岡 馨議員）

おはようございます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

本日の議事日程に入る前に、昨日の久保議員の一般質問の答弁において、大吉総務課長より訂正があります。

○大吉正一郎総務課長

おはようございます。

昨日の久保誠議員の質問の中で、1点修正をさせていただきたいと思います。

奄美看護専門学校の卒業生で職員がいるかとの質問でしたけれども、職員は会計年度任用職員が数名いますという回答をいたしたところですが、その後職員一人一人調べましたところ、一般職が1名、保育士が2名採用いたしております。

以上でございます。

申し訳ありませんでした。

△ 日程第1 一般質問

○議長（平岡 馨議員）

日程第1、一般質問を行ないます。

順番に発言を許します。

長谷場洋一郎議員の一般質問を行ないます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

改めましておはようございます。

長谷場でございます。

先に提出しました一般質問通告書に基づき、私からの質問を始めさせていただきます。

1項目めは、龍郷町男女共同参画推進総合計画についてであります。

2024年から2033年までの10年間の計画と理解していますが、本計画が目指すもの及び特徴についてご説明をください。

2項目めは、龍郷町地域女性団体連絡協議会、いわゆる地女連であります。

1点目は、地女連の目的と概要及び年間の活動についてお示しください。

2点目は、地女連の将来の展望についてお聞かせください。

3項目めは、河川作業の必要性についてであります。

1点目は、河川愛護月間に併せ、河川作業を実施していると認識していますが、各

集落の実施状況についてご説明ください。

2点目に、河川作業の必要性と課題についてお聞かせください。

3点目は、発がん性など健康への被害が懸念される有機フッ素化合物（PFAS）が全国の河川や地下水から相次いで検出されていますが、本町では調査を行なっているのかどうかお答えください。

以上が1回目の質問です。

当局の答弁を求めます。

○竹田泰典町長

おはようございます。

長谷場議員から3項目の質問事項がございますので、順次お答えを申し上げます。なお、教育委員会関係の質問事項につきましては、教育長から答弁をいたします。

1項目の龍郷町男女共同参画推進総合計画について。

今年の3月に策定された本計画の目指すもの及びその特徴はについてのご質問にお答えをいたします。

今回策定した総合計画では、男女共同参画社会基本法を踏まえ、性別にかかわらず一人一人の人権が尊重され、「誰もが夢や希望を持って、多様な生き方を選ぶことができる地域」「誰もが個性と能力を発揮でき、責任を分かち合い、支え合える地域」「誰もが安心・安全に暮らすことができる地域」の三つを目指すべき地域の姿としています。

また、新計画は四つの個別計画を統合した「総合計画」となっているほか、奄美大島4町村連携・協力して広域的に策定しており、このような策定方法は、本町の行政計画において、初めての試みとなっているところでございます。

次に、3項目の河川愛護運動中の河川作業の必要性について、1点目の期間中の各集落の実施状況についてのご質問にお答えいたします。

今年度は6月1日から7月15日を対象期間として各集落へ依頼し、報告があがってきている分としまして、12集落延べ5,230メートルの河川の雑草及びごみの除去作業を実施していただいたところでございます。

2点目の河川作業の必要性と課題についてのご質問にお答えいたします。

河川作業の必要性につきましては、主に良好な河川環境の保全を図ることが目的でございます。

また、課題としては、各集落の作業へ参加する人数が減少していることと、作業中の安全面で心配しているところでございます。

次に、3点目の河川での有機フッ素化合物（PFAS）の調査はなされているかのご質問にお答えいたします。

町が管理する河川におきまして、有機フッ素化合物の調査は、現在のところ実施していないところでございます。

以上1回目の答弁といたします。

○碓山和宏教育長

2項目の龍郷町地域女性団体連絡協議会について。

1点目の協議会の組織概要と年間活動計画及び2点目の協議会の将来の展望はについてのご質問は、関連しますので一括してお答えいたします。

龍郷町地域女性団体連絡協議会は、「女性の文化活動と地域向上を図り、連帯意識を高めながら社会奉仕と明るいまちづくりに寄与する」ことを目的に掲げ、これに賛同する単位女性団体及び個人によって組織される団体であります。

協議会の役員につきましては、会長1名、副会長2名、会計1名、理事などで、集落単位女性団体会長をもって構成されており、町民体育大会をはじめ様々な行事や社会教育関係の研修会等へ、年間を通して参加しているところでございます。

次に、協議会の将来の展望ですが、現時点では全20集落の単位団体が加盟しており、活動自体に影響はないと考えておりますが、加盟会員数も減少傾向にありますので、まずは各集落での会員確保が課題となってくるのではないかと考えているところでございます。

以上1回目の答弁といたします。

○3番（長谷場洋一郎議員）

それでは改めて男女共同参画についていくつか質問をさせていただきます。

町長の答弁の中で、新計画は四つの個別計画を統合した総合計画となっているほか、奄美大島4町村が連携・協力して広域的に策定していますと、これが本町単独じゃなくて合同にした理由と、見込まれる効果がありましたらお答えください。

○勝元 隆企画観光課長

男女共同参画基本法に踏まえた計画でございますけれども、やはり龍郷町というよりは地域全体、奄美大島全体でこの男女共同参画を推進していかなきゃならないということも踏まえて、今回こういったたまたまちょうど改定期が4町村、私どもと瀬戸内町、大和村、宇検村がちょうど改定期が同じだったものですから、担当者レベルでこれは一緒につくっていったほうがいいんじゃないかということで、合同で今回初めてつくった次第でございます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

多分このデータの説明も要求しますが、町村が増えたほうがデータ量も多くなるからそれは良いことかと思っております。

この男女共同参画基本計画、これ4ページですけど、特定事業主行動計画というの

を本町でも策定しますとあります。

これはどういうものかご説明ください。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

特定事業主行動計画これにつきましては時限立法となっております。

10年間のですね。

次世代育成支援対策推進法という国の法律に基づく計画でして、今年度が最終年度となっております。

策定の目的は、職員が子育てしやすい環境づくりへの取り組みを推進するための計画でありまして、勤務環境に関するもの、男性の子育て目的の休暇取得促進、育児休業を取得しやすい環境の整備等を掲げております。

以上です。

○3番（長谷場洋一郎議員）

この特定事業主行動計画、これは事業所は町内の事業所用、またこちらの龍郷町役場用のやつがあると認識していますが、それはそうですよね、事業所用の、その事業所用は、例えば従業員が何名以上とか、そういうところにやるというのはわかっていますか。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

一般企業については、一般事業主特定行動計画というものが別にありまして、公官庁については特定事業主と呼んでおります。

それぞれ別に分かれております。

一般事業主行動計画については、100名以上の事業所に計画の策定義務が負わされております。

以上です。

○3番（長谷場洋一郎議員）

これの町民への周知、どういうふうに町民に知らせているのか、町民に届けているのか、そういうところ、例えば何冊作りどういう事業所に送っているのか、町内の企業、病院、学校、図書館に例えば特設コーナーをつくってやっているとか、そういう周知の仕方は行なっているかどうかというのを教えてください。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

この一般事業主行動計画の推進については、国が責任をもって推進していくということになっておりまして、国のほうでその推進の協議会を設置していると記憶してお

ります。

○3番（長谷場洋一郎議員）

ということは、これは一般企業には、町内の企業には行っていないということですか。

これ自体を配布、周知させるために配布はしていない、やっている。

今、国の事業と言ったけどつくっているわけじゃないですか、これを。

○大吉正一郎総務課長

これ特定事業主行動計画というのは、龍郷町の職場の中の計画ですので、一般企業に当てはめるものではなくて、龍郷町役場がこのようにして行動していきますよという計画ですので、逆に職員への周知が一般的になっております。

ただ、この計画については、ホームページ上では公表をしております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

今のは、さっき100名以上と言ったのは、それは町がやるんじゃなくて国がやるということですか。

これは、例えば、龍郷町の男女共同参画推進計画というのを作っております。

これは龍郷、この役場のものだけ。

○勝元 隆企画観光課長

この男女共同参画というこの冊子は、役場が策定をしまして町民の皆様に周知をするという形でございまして、これは今年の3月に策定できましたので、広報紙を通じて住民に周知をして、またホームページ上でもこの計画、総合計画と、これに関する住民意識の調査報告書、これについてもホームページのほうでアップされております。以上です。

○3番（長谷場洋一郎議員）

地元企業へこういう情報というかでき上がったやつがないのか。

例えばこれが役場管内だけで配っているのか、それとも企業用に作ったやつが別がないのか、配らないのかな。

○勝元 隆企画観光課長

事業所用にこの冊子を全て配布するということには行なっておりません。

財源というほどでもないんですけども、一応紙ベースよりもデータということで、ホームページ上でアップしておりますので、そちらをご覧いただきたいということは、広報紙等でも周知はなされていると。

○3番（長谷場洋一郎議員）

龍郷町役場関係というのは理解しましたが、これとは別に龍郷町における女性職員に対する特定事業計画というのがあると思いますが、ありますか。

○大吉正一郎総務課長

非常にわかりにくいので整理して回答いたしますけれども、私が先ほど、この特定事業主行動計画というのは2種類ございまして、一つが、先ほど申し上げましたとおり、次世代育成支援対策推進法に基づいて、これは令和2年の4月に策定しております。

それと今、長谷場議員がお聞きになったのは、女性活躍推進法に基づく特定事業主計画というものかと思われまして、これについては1年遅れの令和3年4月に策定をされてきております。

非常にわかりにくいものですから、国はこの二つを統合しようということで、統合してもかまわないということになっているようでございますので、今後は一つにまとめたいと思っております。

以上です。

○3番（長谷場洋一郎議員）

それで、いろいろデータをとって、女性が働きやすい環境にするために、どういう意識を持っているかというのをアンケートをとったりしていると思うんですけど、ここにある育児休暇というものがあると思うんですけど、その男女別の育児休暇の取得率、これがどうなっているのか。

多分男性のほうが取得率低いと思うんですけど、そこらの理由もお聞かせください。

○大吉正一郎総務課長

男女別の育児休暇取得率ということでございますけれども、現在のところは、女性職員の取得率については100%取得をしているような状況でございます。

男性職員につきましては、令和3年から取得する職員がでてきた。

それまでは取得する職員がいなかったんですけど、令和3年からは取得する職員が出てきておまして、令和3年度が取得率33%です。

令和4年度が100%、これ1名対象で1名がとったということで100%になっております。

令和5年度が50%、2名中1名が取得したということということでございます。

男性の取得率が低い原因ということでございますけれども、近年は国のほうでも男性の育児取得向上が推進している中で、共稼ぎが増えてきておまして、ワークライフバランスということを重視する職員が増えてきている関係で、今後は増えていくのではないかとこちらも考えております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

R3年が33%、R4年が100%、男性職員が手をあげて育児休暇、休ませてくださいというのはなかなか言いづらい、今までは言いづらい環境だったと思うんですけど、

これを男性が声をあげやすい環境づくりというのは何か努力をしていますか。

要は休ませてくれと言いやすいような環境。

○大吉正一郎総務課長

特別にどのようなことをやっているとかいう話ではないんですけれども、昨今の若手の職員については、この男女共同参画という意識が強いのかもわかりませんが、特段遠慮せずに取得を申し出ているのではないかと考えております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

それで、先ほど総合計画を国のほうで一つにまとめるとか話があつて、2023年のやつとかいろいろ作ったやつはありますが、この男性の子育て目的の休暇等の取得促進というやつで、片方では男性の取得率10%というのがあるわけですよ、片方では100%、これを男性を10%と設定している理由がわからないんですけど、そこらを説明をお願いします。

○大吉正一郎総務課長

これを先ほど作ったのが令和2年4月ということで、それまで取得する職員がいなかったものですから、あまり高いところに設定してもなかなか目標達成ができないのではないかとということで、一応10%にこのときはしました。

ただ、今回の男女共同参画のときは、令和3年から男性職員もとる職員がでてきたものですから、一応100%ということで数字に差異がでてきたんだろうと思います。

○3番（長谷場洋一郎議員）

男性職員100%とれるようにやっていってほしいと思います。

男女共同参画について、住民の意識調査これを行なっていると認識しています。

これで家庭における家事・育児等など、夫婦の役割分担、この比重がどうなっているのか、変わってきているのか、そこらへんの説明をお願いいたします。

○勝元 隆企画観光課長

議員ご指摘の昨年策定しましたこの総合計画の基礎資料として、昨年8月にまず住民基本台帳に基づく無作為抽出によりまして、2,000人に配布しております。

その結果、564名から回答をいただいているところでございまして、回答率が28.2%でございました。

全体で48項目の回答がいただいております、ご質問の家庭における家事・育児等、夫婦の役割分担の比重という項目もございます。

まず、家事における夫婦の役割分担でございますけれども、夫が多く分担しているという回答者が6.4%でございました。

ただこれは前回の調査よりも5.2%も上昇しております。

また育児の役割分担を夫が多く分担が、前回の0.3%から3.5%に上昇しております。

この数字だけを見ると、男性の家事・育児参加が増えたように見てとれるんですけども、妻が多く分担しているという回答は、やはり二つ合わせて約60%ございます。

半分ずつ分担しているという回答も約16%に止まっているということでございますので、共働き世帯が増えてきている現代において、まだまだ女性の負担が大きいのではないかと、このように分析をしております。

以上です。

○3番（長谷場洋一郎議員）

例えば、昭和生まれの方と平成生まれの方、若い方と年配の方の意識が違うと思うんですよ、それに対してのパーセンテージが、どうですかね、若いほうが一緒にやるのが5割以上を越すとか、そういう傾向が見られますか。

○勝元 隆企画観光課長

この調査は属性の調査も行なっております、世代別のデータもございます。

このデータを見ますと、30代から50代、30歳から59歳まで、いわゆる働く世代につきましては、家事・育児ともに半分ずつの分担の割合が多くなっていますので、議員がおっしゃるように世代別でギャップというか、差異があるというようなことは感じております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

昨日の一般質問、給食無償化が、これは経済的な負担軽減としてはすごく良いことだと判断しています。

もともと給食を提供することで、有償であっても弁当作り等の家事労働への女性に対する負担軽減につながっていると思っています。

少子高齢化、人口減少、そういう諸々のことで女性の社会進出は、我が国の経済活性化のためにも必要と考えています。

考えていますが、さっき言った共働きが増えてくる、男女ともに8時から17時まで働く、一緒に働いて退社後に、イメージとして、男性は仕事を終わったら家へ帰ってビールを飲みながらテレビを見て食事を待っている、女性は食材の買い物をして食事の準備、洗濯、掃除、子どもたちの明日の準備、そういうイメージがまだあります。

女性の家庭での負担軽減、給食はさっき申しましたように、朝の準備をしなくて済むことによって自由な時間ができます。

各家庭で家事の役割分担、もっともっと男性がやらなきゃいけない、これは重要だと思いますが、そういう意識の改革、それを含めて、龍郷町は子育て応援を目玉にしていますが、本町がその意識改革のために取り組んでいるものがありましたらお答えください。

○松尾昭宏子ども子育て応援課長

お答えいたします。

子ども子育て応援課では、令和2年度からプレパパ・プレママ教室という教室を開催しております。

その中で出産を控えたお父さん、お母さん、お二人を対象に、これからお子さんを出産を迎えるにあたってのライフイベントの設計ですとか、子どもが生まれればもちろん自分たちのライフスタイルも変わってくるよということで、その準備と、生まれたあとの自分たちの生活スタイルがイメージしやすいような教室を行なっております。

令和6年度については、二つのクールに分けてそれぞれ3回ずつ教室を開いて、その準備、いかに男性パートナーの協力が大事なのか、核家族化が進む中で、二人っきりで子どもを育てることがないように、うまく周りの協力を得ながら、ぜひそういう新しい家庭をつくっていただきたいという思いで、そういう教室を開催しております。

○勝元 隆企画観光課長

先ほどの住民意識調査の中で、男女ともに家事など生活に必要な技術の習得に賛成であると答えた方は、全体で94%ございましたので、家事・育児における男女平等の意識は着実に上向いてはいると考えております。

ですので、先ほど言いましたように、意識調査で総合振興計画、ホームページ上でもご覧になれますので、ぜひご覧になっていただきたいと思います。

役場内で言いますと、職員の意識の改革を目的としまして、昨年は全職員を対象にして研修会も実施しております。

今年度も同様の研修会を開催するほか、直近では課長級がメンバーであります男女共同参画行政推進会議も開催する予定でございます。

いずれも本町の男女共同参画アドバイザーの印南氏を招聘しまして、講師として招いています。

あともう一つ言わせていただくなら、子どもたちと地域のジェンダー平等学びあい事業というのも今年度からいたしておりまして、これは子どもの頃からジェンダー平等教育の推進及び住民ジェンダー平等教育学習の推進ということで、こういった事業の取り組みも行なっているところでございます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

私の周りでも30代、40代の男性の方が、女性に協力して家事を手伝ったりとか、洗濯物をしたりというのが結構多く見受けられていますので、そういう時代が変わっていくかなと期待もしております。

それで、この52ページに役場における女性登用の推進とあります。

事業所等に率先して役場における女性の登用を推進しますとありますが、令和4年の6月の議会でも伺っています。

女性職員の採用、育成、登用に関連して、各課における女性比率はどうなっていますか。

○大吉正一郎総務課長

お答えいたします。

今の質問とはちょっと違うのかなと思いますけれども、各課におきましては、現在管理職相当職です、女性の、女性登用における、管理職相当職が18.8%です。

課長補佐級が37.5%、係長相当職が40%という比率になっております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

当時は女性管理職が3名で20%という返事もらっています。

国の目標は30%だということですが、なかなか難しそうでございます。

それで、国の目標は30%だけど、今全体で18%なんですかね、管理職は、これは目標は国の30%に近づけるといって理解でよろしいですか。

これで私の一般質問でも何回か提起しましたが、学童保育への夏休み期間中の給食提供も、男女共同参画推進計画になると思います。

女性の職業、生活における活躍推進の後押しになる施策の一つと考えております。

時代の変化に寄り添った対応が必要であるということをお願いしまして、この男女共同参画が本町でスムーズにいくことを願いましてこの質問は終わります。

次は、龍郷町地域女性団体連絡協議会、地女連、これについて改めてお伺いいたします。

地女連は女性の文化生活と地域向上を図るといいうんぬんありまして、賛同する単位女性、これは婦人会だと思うんですけど、これで年間を通して活動をしているということではありますが、その地女連の年間の活動計画ですか、例えばどういう会に参加させる、会長が参加する会合、何団体ほどあり、年間で何回ほど開催されているか、それがわかりであればお答えください。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

教育委員会関係で出席をお願いしている会議は、社会教育委員会議、生涯学習センター運営審議会、社会教育関連等の会議で年5回程度と考えられます。

そのほかに各課のほうで関連会議等がございますが、そちらに関しては把握はできていないような状況でございます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

その会長が出る会議がかなり多くて、本当に必要かどうかという疑問に思っている方もいらっしゃるわけですよ、だから、そこらへんを1回地女連の方から、会長からでも前会長からでもお聞きをして、本当に必要な会議なのか、参加しなきゃいけない

のか、そこらへんはさっき言った子育てのためにも自由な時間必要だと思うわけですよ。

だから、本当に必要な会議には参加してもらって、意見を言ってもらうのも大変重要だと思いますが、そんなに行かなくてもすみそうなものがあつたら、それは分けて行ってもいいんじゃないかなと思います。

それは調べてください。

6月15日の地元新聞、与論町の地女連が活動休止と報道されています。会議が減少、町長の答弁でも会議が減少しているとあります。

地女連、今、私は与論町の話だけをしましたが、群島内で同じように解散に追い込まれる、もしくは活動停止をしている地女連等がありましたらお答えください。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

大島地区内でもう1自治体のほうで休止をしているというふうなお話は聞いております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

本町での地女連の活動、さっき言った会議が多いというのが一つあると、調べればわかると思いますが、それ以外に地女連の会員とか、そちらのほうから教育委員会のほうに相談とかそういうのは例がありますか。

○里園一樹教育委員会事務局長

会長のほうから運営の方法等、事務局のほうに相談等はありません、こちらとしても対応できることについては相談を受けるといような形をとっております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

地域女性団体連絡協議会、地女連ですね、地域男性団体連絡協議会に相当するものが、例えば、今言っているやつは、ジェンダーなり男女共同参画とありますが、ここにわざわざ地域女性団体連絡協議会と名を付ける必要があるのか。

これが例えば何の目的でこの会がつくられて、今の主体はどこになっているのか、そこらへんを答えてもらっていいですか。

○里園一樹教育委員会事務局長

先ほども申し上げましたが、教育長の答弁にもございましたが、あくまでも各単位女性団体の任意の集まっている団体でありまして、主体は地域女性団体連絡協議会が主体になっているものであると思っております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

龍郷町の地域女性団体連絡協議会の上の組織はないということでもいいんですね。

○里園一樹教育委員会事務局長

上部団体と申しますか、鹿児島県地域婦人会連絡協議会というのがあると認識しております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

それは県の団体ですか、それとも任意団体ですか。

○里園一樹教育委員会事務局長

任意の団体だと私は認識しております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

それも含めて、では地女連の活動でもあるマスゲーム、ちょっと関連していきませんが、マスゲーム、これは女性集団演技ですね、マスゲーム、この目的と現状についてお考えをお聞かせください。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

お話のとおり、マスゲーム集団演技というような意味合いがあると思います。

始まりは昭和42年の太陽国体で披露され広まったと言われております。

目的としまして、集団演技において大会に花を添えるといった意味合いがあったと考えられます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

その踊りの内容というのは毎年毎年違うものなのか、その踊りのテーマがあるのかないのか、それに対して地女連の参加者の方が、どういう思いを持っているのかというのを聞かせてもらっていいですか。

○里園一樹教育委員会事務局長

踊りのテーマその他については、県のほうから毎年下りてきますので、毎年毎年変わったりするのかなと思っております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

太陽国体から多分始まっていると思います。

踊りの内容はその年その年のはやったものをテーマにしていると思います。

参加者の声は今ありませんでしたが、参加者の声もいろんなやりたいという意見もありますし、絶対参加したくない意見もあると思っております。

個々で先ほど言った地女連の上の団体が、県の任意団体が変わった理由が何かあると思います。

そこらへんは答えは要りませんが、時代の流れによって県が主体となるんじゃないかと、そういう団体に任せたんじゃないかなと思いますが、そこらへんはまた改めて調べて返事をください。

今日はいいです。

奄美市の場合はそのマスゲーム、ジェンダー平等という観念からですか、女性集団演技から集団演技と変更になりました。

変更になった理由もジェンダー平等そこからあるんですが、結局女性集団演技から集団演技に変更することによって男性も参加できると、それをうたったんですけど、結局参加者が少なくなって参加者不足で中止になっております、今年ですね。

本町は今でも地女連が主体となってマスゲームをやる、そのマスゲームが集団女性演技という認識でやっているのか、それともさっき言ったみたいに平等の男女参画企画のためにも、共同参画のためにも、女性に限らずそういう新しいマスゲームの在り方というのはやっていますか。

○里園一樹教育委員会事務局長

お答えいたします。

マスゲームの女性のみ参加については、以前より議論をされておりましたので、昨年は町体で初めて男性や子どもたちの参加、着ぐるみの着用などを取り入れてみました。

誰もが参加できる親しみやすいイメージに近づけたのではないかと感じております。

今年の町体につきましても地女連をはじめ老人クラブ連合会、子ども会育成会、PTA協議会、青壮年団に参加を呼びかけており、プログラム名もマスゲームから町民創作ダンスに変更しておりますので、多くの町民の皆様の参加、そして長谷場議員をはじめ議員の皆様も参加していただいて、町制施行50周年記念を盛り上げていただければと思っているところですので、よろしく願いいたします。

○3番（長谷場洋一郎議員）

任せなさいという返事はできません。

努力はいたします。

先ほどの男女共同参画の質問で申し上げましたが、女性がより一層活躍できるように、これは時代に寄り添った、変化に寄り添った対応が必要だと思っています。

日本は昔から武士道があったり道徳があったり三歩下がってとか、厨房に入らずとかいろんなことがあります、これから時代が変わっていった基準を世界にした場合に、例えば外国のアメリカであり欧米の基準を、多分男女同じような家事をやっていると思いますので、そこいらも参考にして取り組んでほしいと思っています。

地女連に関しては以上です。

次は、河川愛護月間、これについて改めて伺いますが、町長の答弁で12集落でしたっけ、20集落あるんだけど12集落が5,230メートルの河川の雑草及びごみの除去作業をしていただいています。

12集落がどこなのか、集落ごとに行なっている川の数、2級河川も県の河川も町の

河川もあると思いますが、その数がわかったらお示してください。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

12集落というのは、毎年6月から各集落へ依頼をして、報告をいただいているところでございまして、その報告があがってきている分で12集落ということでございます。

集落名としましては、秋名、幾里、嘉渡、円、安木屋場、龍郷、瀬留、浦、大勝、川内、中勝、手広の12集落が、これは令和6年度の実績としてございます。

河川の数としましては、それぞれ一つの河川でありますとか二つやっているところもありまして、全体で言いますと20河川ぐらいそれぞれやっただけだという状況でございます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

その20河川のうちに2級河川、県が管理している河川は何カ所ありますか。

○勝 林太郎建設課長

県が管理する2級河川、令和6年度の実績で申し上げますと、秋名川、それから大美川の2河川でございます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

先ほど12集落報告きているということですが、区長さんのほうが作業人数そういうのを町のほうに報告しています。

その参加する人数の推移、10年単位でも5年単位でもかまわないですが、それを示してもらっていいですか。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

過去10年の統計をピックアップしましたところ、それぞれ集落によりましては、ほぼ横ばいか、あるいは減少という集落がほとんどでございます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

うちの大勝集落、これは半分以下なんですよ、今言った2級河川、県が管理する大美川が一つあります。

半田側、金川、大川、あと町が管理するやつが3河川あります。

作業をする方が少なくなっているのは目に見えています。

去年が40人、その前が80人とか下がっていているんですけど、高齢化で若い子の時間がなかなかとれなくて参加できない。

集落の例えば子ども会とか種下ろしとか、そういうのに参加する若い男女もいますが、この集落作業に関しては、例えば子どものクラブ活動があったりPTA活動があったりということで、なかなか参加する人も少なくなっています。

そこで、昔、建設課と思うんだけど、河川、土手を工事しよった重機があったんですが、あの重機は何て言いましたか。

重機があってブルドーザーみたいなやつがあって、グレーダーというのが昔あったんですよ、あって町の方がそれを運転して、河川作業を行なっている時期がありました。

ご存じかどうかかわからないですけど、それがなくなった理由、あれはすごく便利だったんですよ、1回行けばきれいになったから。

機械が重機が古くなってやめて、あと購入する資金がないのか、少なくとも県が管理するやつは県から負担でもらって、やるのは町が受けてやるぐらいの、そういう考えはないですか。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

議員おっしゃるグレーダーは過去に町のほうで所有したという話は聞いてございません。

それがなくなった経緯は定かではございませんけれども、今はその機械は所有はしていないところでございます。

基本的にグレーダーは道路の整地に使用する機械でございまして、草刈をするという機能は基本的にはないものだと考えておりますが、県の2級河川でありますとか河川敷の管理道路ですかね、そういったところの伐採がございましたら、県の管理でありましたらまた県のほうに依頼ということもできるかと思えます。

○3番（長谷場洋一郎議員）

そのグレーダーというやつは、ブルドーザーみたいなこういうのが付いていて、それが通ったら根こそぎ持っていくわけですよ、土手なんかだったらちょうどよかったもんですから。

県のほうに2級河川のほうのそれを要望したら、町なり集落から要望があったら、予算を付けると、だからすぐすぐにはできない。

要望があったらそこから予算を付けてやるから1年遅れるという話でした。

だから要望してほしいというのと、町が受けることができないか。

それと先ほど言った町が管理する河川について、参加する人間も少なくなってきている、年寄りに負担かけていますから、そこいらを例えばシルバーに委託するとか、建設業者に委託するとか、そういうお考えはありませんか。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

議員おっしゃいますように、参加人数の減少でありますとか、高齢化が進んで、作

業も恐らく各集落年に1回か2回で、草の生え方もだいぶ早かったりして、管理が集落だけでは行き届かないという面もあるかと思っておりますので、そういった場合は建設課にご連絡いただいて、現場を確認して業者に委託するですとか、そういった対応をできればと考えております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

例えば町道を管理しているみたく、河川のほうも町のほうで管理してもらったら、安心安全のためにも良いかと思っております。

この河川愛護月間、昭和49年から始まっていると書いています。

昭和49年から環境も川に対する状況も全て変わっていると思いますが、ここいらを見直すそういう流れというのはないですか。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

国土交通省が出している資料で、昭和49年からこの河川愛護の月間が始まっているということで、50年ほど経過しているわけでございますけれども、おっしゃるように参加人数の減少であるとか、高齢化が進んでいる状況でありますので、どうしても集落対応では難しいということがございましたら、2級河川であれば鹿児島県、町管理であれば我々のほうにご相談をいただいて、河川管理、フォローアップしていければと考えております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

県のほうにも相談して、助成金をもらうなり機械を準備してもらうなり、それで負担軽減してもらえれば良いと思っております。

あと最後にPFAS、有機フッ素化合物、こちらのほうです。

PFASというのがあります。

これは調査は行っていないということですが、環境省は令和5年度から自治体の調査結果を取りまとめて公表を始めています。

令和4年度のPFAS調査は38都道府県、1,258地点で行なわれています。

このうち111地点で国の値を超えています。

環境省と国土交通省は今年5月に、都道府県や事業所などに対して、9月末までに水道の状況を報告するように求める通知を出しているそうですが、本町で調査ができていない理由等がありましたらお答えください。

○屋 浩仁生活環境課長

お答えします。

議員ご案内のPFASは、有機フッ素化合物の総称で、環境省が暫定的な目標値を定めております。

先ほど議員ご案内のとおり、令和4年度のPFAS調査、38都道府県1,258地点で行なわれ、111地点で国の値を超えているということで、環境省、国土交通省から、今年5月に調査、9月末までに水道状況の報告を求めるといような内容が届いております。

その結果を踏まえまして、今年度2水源のほうでこのPFASの総称の、環境省が暫定的な目標調査で見えていますPFOS、PFOAについて調査を行なったところであります。

○3番（長谷場洋一郎議員）

水道検査の55項目とか100何項目あるうちのそこに入っているということですか。

○屋 浩仁生活環境課長

お答えします。

これが水質検査には水質基準項目と、あと水質管理目標設定項目というのがございます。

議員今、ご案内の51項目というのは水質管理項目のことです。

先ほどからお話があるこの有機フッ素化合物につきましては、水質管理目標設定項目というところで検査したほうが望ましいとか、そういう部類にあたっております。

○3番（長谷場洋一郎議員）

これは龍郷町の水道の給水タンク、そちらの水質検査ですよね。

○屋 浩仁生活環境課長

今年度行なった2カ所については水源のほうです。

取水施設ですね。

1カ所目が龍南浄水場にありますが戸口側上流の漂流水、あと中勝浄水場地区の地下水源地の2カ所を採水して検査を行なっております。

以上です。

○3番（長谷場洋一郎議員）

ちなみに結果はどうでしたか。

○屋 浩仁生活環境課長

今年度8月6日採水いたしまして検査機関に検査を依頼しました。

その結果、2カ所ともに国が定める暫定目標値未満の結果ということで報告を受けております。

以上です。

○3番（長谷場洋一郎議員）

県のほうもなかなかこういう情報があんまり周知されていなくて、龍郷町がやれていたということにはすごく安心し、感謝を申し上げたいと思います。

町民の安心・安全を守るためにもこういう情報収集、住民への周知、早めの対応、

これは不可欠であると思います。

このことを申し上げて本日の質問を終了いたします。

以上です。

○議長（平岡 馨議員）

長谷場洋一郎議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

11時10分より再開します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

隈元巳子議員の一般質問を行ないます。

○6番（隈元巳子議員）

町民の皆様、おはようございます。

先の町議選では2期目を当選させていただきありがとうございました。

女性の視点で、子どもたちの未来のために、また町民のために今まで以上に頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、先にお渡ししました通告書に基づいて質問をいたします。

1項目めが、主要地方道名瀬・竜郷線の秋名～大熊間整備について。

1点目が、奄美市と調整も必要になるかとは思いますが、本線でのトンネルの協議状況は。

2点目が県道となりますが、県への要望状況は。

2項目めの災害時の停電対策について。

1点目が台風時に停電が発生した際、秋名、幾里集落は最後の復旧となっておりますが、電流配線はどこからなのか。

2点目が、配線改善等、電力会社への要望はできないのでしょうか。

3項目めが、子どもたちの給食無償化についてですが、先日の同僚議員の質問で、町長からの答弁で無償化に来年度からするという事ですので、私のほうは質問はいたしませんのでよろしく願いいたします。

以上、当局の答弁を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○竹田泰典町長

隈元議員から3項目の通告がありましたけれども、今、お話のとおり2項目ということですので、順次お答えを申し上げたいと思います。

1 項目の主要地方道名瀬・竜郷線の秋名～大熊間の整備について。

1 点目の本路線でのトンネルの協議状況と 2 点目の県への要望状況については、関連いたしますので一括してご質問にお答え申し上げます。

主要地方道名瀬・竜郷線の秋名～大熊間のトンネルの整備状況につきましては、これまでも幾度となくご質問がございました。

これまで奄美市と連名で鹿児島県知事への要望書の提出や奄美群島市町村議員大会、各種協議会でも要望書を提出しているところでございます。

改良事業として採択されていない現状でございます。

トンネルの整備は荒波地区の活性化には欠かせないものと思っております。認識をしているところですが、そのような状況にあります。

道路を管理する県におきましては、大規模な事業となることが予想されるため、他の事業中箇所を進捗状況を見ながら、必要性や熟度などを総合的に勘案して検討していきたいとのことでございます。

引き続き整備実現に向けて要望活動を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2 項目の「災害時の停電対策について」、1 点目の「台風時に停電が発生した際、秋名、幾里集落は最後の復旧となっているが、電流配線はどこからなのか」、2 点目の「配線改善等、電力会社への要望はできないか」とのご質問につきましては、関連しますので、一括してお答えを申し上げます。

秋名・幾里集落への送電について確認しましたところ、秋名・幾里集落につきましては、通常、名瀬発電所からの送電となっているようでございます。

名瀬発電所からの電線路に障がいが発生した場合には、竜郷発電所から送電できる系統となっているようでございます。

しかし、台風等によって、名瀬発電所からの電線路に多数の障がいが発生し、さらに竜郷発電所からの送電も困難な場合には、停電の復旧に遅れが生じるとのことでございます。

台風被害による停電の早期復旧につきましては、赤尾木地区など町内の他集落からも同様の要望をいただいております。九州電力送配電株式会社に対し、これまでも何度かお願いをしておりますところではございますが、大変これ解消できていないという状況でございます。

今後とも要望を継続していきたいと思っております。つい先日、奄美営業所の支店長が見えまして、その際にも強く申し上げます。

このことは赤尾木地区、秋名地区の停電状況については回復が遅いということで、我が龍郷町に発電所があるにもかかわらずこのようなことではいけないんじゃないか

と、九電に対する町民の不安と不信というのもあるということで強く申し上げたところですけども、今後送配電の営業所にいろんな話を何十年も申し上げているんですけど埒があかないと。

今後は本社にも赴き、このことを切実に訴えて解消を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○6番（隈元巳子議員）

町長の答弁で大体は理解をしていますが、トンネルの改良事業として採択されていない状況であるということですが、以前、トンネルの優先順位が低いということを知ったことがあります。

今は、今現在どれぐらいの、もし差し支えなかったら今どれぐらいの優先順位になっているのか、よろしくをお願いします。

○竹田泰典町長

この問題は有良、大熊というルートで今、要望活動を展開しているところですけども、奄美市安田市長ともこのことについては十分協議をしながら進めているところですが、なかなかその折り合いがつかないということでもございまして、奄美市の考え方、私どもの考え方、いろいろちょっと調整しなければいけない部分がありまして、このことについては奄美市としっかりと協議を進めながら、ルートの件も含めて協議をしてみたいと思っておりますのでございます。

詳細については、このことが独りよがりにならないようにしっかりと奄美市との連携を保ちながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○6番（隈元巳子議員）

このトンネルの最初の発端は、30年余り前だと記憶していますが、朝日小学校でその当時の議員さんたちと一緒に荒波地区の皆さんで、朝日小学校で決起大会もいたしました。

その頃にはもうできるということも聞いて町民喜んでいましたが、その間、奄美市も4名の市長さんが代わりまして、それが場所がどうのこうのとかいう問題で今現在に至ってきましたが、今現在、奄美市のこれは本当に町長さんが言うように、奄美市との関連がありますので、龍郷町ばかりしてもできない事業だと思いますが、今現在、奄美市の市長さんのお考えはどうでしょうか。

○竹田泰典町長

奄美市の考え方は、まず今、中心にやっているおがみ山トンネルの問題、それから三儀山運動公園というものが大きくウエイトを占めている、そういう状況でお考えで

はないかと思っっているところですけども、そのことについても含めて、この秋名・大熊トンネルについては、市長と協議を重ねているということでご理解を賜りたいと思います。

市長の考え方というものはこの場でお話するという、ちょっと控えたいと思います。以上です。

○6番（隈元巳子議員）

このトンネルができることにより、荒波地区の活性化にもつながるものではないかと思っいます。

私たち荒波地区活性委員会を中心に、また町民、荒波地区の皆さんを中心に、いろんな形でまた奄美市へ働きかけていきたいと思っいます。

次に、2項目めの災害時の停電対策についてですが、以前の台風でも秋名・幾里は一週間近くも停電をしたり、また先月の台風で嘉渡のトンネルまではきてるんですけども、秋名・幾里は2日間も停電をして、この暑い中、台風で戸を閉めなければならぬ、熱中症になっていく方もいるんじゃないかと健康面にも心配をしました。

私たちの秋名・幾里地区は、話を聞いてみると、名瀬のほうから配線をしてると聞きましたが、それは何か理由があるのでしょうか。

○大吉正一郎総務課長

それが理由になるかどうかはあれなんですけれども、先ほど町長のほうから秋名・幾里集落については、名瀬発電所からの送電と、嘉渡までは龍郷発電所からの送電ということでわかっております。

ちょっと担当のほうでも調べたんですけども、名瀬発電所から秋名・幾里までの距離と、龍郷発電所からの秋名までの距離、若干龍郷からのほうがちょっと遠いというか、距離がちょっとあります。

前回の台風ときは、秋名・幾里が最後でしたけれども、通常というか、例年台風とかというときは、意外と赤徳地区、赤尾木地区のほうが一番最後というのが普通だったんですけども、今回は秋名・幾里が非常に遅れたということで、途中の送電線の関係だと思っうんですけども、そのような形になっていると思っいます。

龍郷発電所のほうをメインにしてもよろしいんですけども、その際も円とか嘉渡とかも台風ときは停電になる場合もありますので、どっちかというのはちょっと、ちょうど中間地点というんですかね、という感じになっているかと思っいます。

○6番（隈元巳子議員）

わかりました。

それから、これからも町として対策を図っていただくよう要望を継続していきますと言っいますが、この対策というところどのような対策なんですか。

○大吉正一郎総務課長

先ほど町長のほうが1回目の答弁で申し上げましたとおり、この送配電については、九州電力送配電株式会社、送配電を中心にやっている株式会社があるんですけども、これまでは町のほうからは龍郷発電所、また名瀬営業所のほうには再三再四要望活動を行なっておりました。

先ほど町長からも申しましたとおり、これから鹿児島市にある鹿児島支店なのか、福岡にある九州電力の本社になるのかわかりませんが、町長のほうから町長名で要望活動をやっていきたいという答弁もありましたので、そのような活動になっていくのではないかと思います。

○6番（隈元巳子議員）

町のほうでも要望をよろしく願いいたします。

次に、質問はいたしません、子どもたちの給食無償化について、私も質問をしようと思いましたが、昨日の圓山議員の質問で、町長が来年度から無償化にするということで、今日の新聞にも大きく取り上げていましたので、町長のほうにも来年の予算にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いします。

この給食の無償化をすることによって、この機会に子どもたちへの食の大切さや、また、安心・安全な食への関心を持ってくださったら幸いです。

当給食センターでは、一部地場産の食材を使用していると聞いております。

これからも今、全国でもオーガニック給食に少しでも近づいてくださることを期待して、短い時間でしかたけど私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡 馨議員）

竹田町長からひと言。

○竹田泰典町長

今、隈元議員から2期目の中で、1期目から食育に対する提言がありました。

正にそのとおりだろうと思います。

できる限り学校給食費を今回来年度無償化しようと踏み切った理由は、町民の皆さんの保護者の皆さんの負担軽減というものと食育だろうと思って、食育が大事だということで無償化という形に持っていきましたけれども、問題は今後提言のように地産地消、地域でできた農作物を給食センターにどう結び付けるかというのが課題になってくるだろうと思います。

オーガニックというお話もありましたけれども、まずは安心・安全な給食の食材をしっかりと地産地消でやっていけるような仕組みづくりをやっていくということに決定をしていきたいと思っているところでございます。

どうぞ今後とも議会の皆さん、町民の皆さんも協力をいただいて、この給食センターに子どもたちが地産地消というものがしっかり定着するように頑張っていきたいと思っておりますので、ご支援、ご協力を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡 馨議員）

隈元巳子議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

午後は13時より再開いたします。

休憩 午前 11時29分

再開 午後 1時00分

○議長（平岡 馨議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第2 議案第46号 令和5年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定

△ 日程第3 議案第47号 令和5年度龍郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定

○議長（平岡 馨議員）

日程第2、議案第46号、令和5年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定、日程第3、議案第47号、令和5年度龍郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定の2件を一括議題とします。

本案について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（長谷場洋一郎議員）

ただ今議題となりました議案第46号、令和5年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定及び議案第47号、令和5年度龍郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、当委員会に付託された審査の経過と結果を一括して報告いたします。

当委員会は9月26日、大山生活環境課長補佐及び担当職員に出席を求め、本案について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

まず、議案第46号、令和5年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

4ページでございます。

利益の処分について。

剰余金の処分については、議会の議決が必要となることから、処分額である7,591万6,179円を減債積立金へ積み立てし、資本金へ組み入れるものであります。

なお、当年度末未処分利益剰余金及び処分後残高の繰越利益剰余金は1億6,124万8,111円になります。

11ページです。

収益的収入に関しましては、3億2,836万2,789円に対し収益的支出は2億4,162万6,220円で、差額8,673万6,569円が当年度純利益となっております。

資本的収支につきましては、収入額0円に対し支出額1億5,749万2,904円で、差し引き1億5,749万2,904円の不足となっております。

不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額204万8,000円、当年度損益勘定留保資金7,952万8,725円、繰越利益剰余金処分額7,591万6,179円で補填いたしました。

15ページです。

収益的収入は営業収益が1億3,575万9,991円のうち、水道料金が1億3,545万9,985円となっております。

また、営業外収益として1億9,260万2,798円のうち、一般会計補助金が7,899万3,000円となります。

18ページです。

収益的支出に関しましては、人件費や委託料、浄水場等機械運転動力料や水道水質検査業務手数料などになります。

最後に、令和5年度の給水事業につきましては、給水人口5,930人に対し、年間配水量84万6,634立方メートル、年間給水量76万1,971立方メートル、1日平均給水量2,088立方メートルで有収率90.0%となっております。

営業外収益として、一般会計より7,899万3,000円、起債償還金分として6,748万2,000円の合わせて1億4,647万5,000円を繰り入れて事業を運営している状況です。

今後も令和2年度に策定した「新水道ビジョン」及び「経営戦略」を基に、安定的な水道事業経営を目指し、投資と財源のバランスを図りながら健全な事業運営に努めていきたいと思っております。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第46号、令和5年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号、令和5年度龍郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、当委員会に付託された審査の経過と結果を報告いたします。

4ページでございます。

利益の処分について。

剰余金の処分については、議会の議決による処分類及び減債積立金へ積み立てし、資本金への組み入れ、ともに0円であります。

なお、当年度末未処分利益剰余金及び処分後残高の繰越利益剰余金は893万1,853円になります。

11ページです。

収益的収入に関しましては、1億5,224万9,004円に対し収益的支出は1億4,331万7,151円で、差額893万1,853円が当年度純利益となっております。

資本的収支につきましては、収入額4,399万6,000円に対し支出額7,158万5,156円で、差し引き2,818万9,156円の不足となっております。

不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額384万4,279円、当年度損益勘定留保資金2,434万4,877円で補填しました。

15ページです。

収益的収入は営業収益が6,713万7,661円、これは浄化槽使用料金となっております。また、営業外収益として8,381万5,895円のうち、一般会計補助金が2,462万9,000円となっております。

16ページでございます。

収益的支出に関しましては、人件費や委託料及び法定検査手数料、修繕費等です。

最後に、令和5年度の浄化槽設置工事として43基設置し、汚水処理人口普及率は82.99%となっております。

営業外収益として、一般会計より2,462万9,000円、起債償還金分として2,725万6,000円の合わせて5,188万5,000円を繰り入れて事業を運営している状況です。

令和5年度より地方公営企業法に規定する財務規程等を適用した龍郷町下水道事業を設立し、今後の経営の健全化への取り組み等、持続可能な事業経営に努めていただきたいと思っております。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第47号、令和5年度龍郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第46号、議案第47号の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（平岡 馨議員）

これから委員長報告に対する一括質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

これから討論・採決を行ないます。

討論・採決は議案ごとに行ないます。

まず、議案第46号に対する討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する経済建設常任委員長の報告は原案可決です。

議案第46号は、経済建設常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第46号、令和5年度龍郷町水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号に対する討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する経済建設常任委員長の報告は原案可決です。

議案第47号は、経済建設常任委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第47号、令和5年度龍郷町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定は、経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

△ 日程第4 認定第1号 令和5年度龍郷町一般会計歳入歳出決算

○議長（平岡 馨議員）

日程第4、認定第1号、令和5年度龍郷町一般会計歳入歳出決算の件を議題とします。

本件について、各常任委員長から順次審査報告を求めます。

はじめに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（圓山和昭議員）

ただ今議題となりました認定第1号、令和5年度龍郷町一般会計歳入歳出決算について、当委員会に付託された所管事項の審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月25日、26日に開催し、公務出張中の1名を除く4名の委員出席のもと、当局より勝元企画観光課長、大司龍郷消防分署長、園田町民税務課長、加藤保健福祉課長、大吉総務課長、松尾子ども子育て応援課長、里園教育委員会事務局長、中村給食センター所長、そして各課担当職員の出席を求め本件について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

（歳入）

5 ページ

質 款1町税の徴収率や内容は。

答 町民税の徴収率は個人99.69%で対象者は2,937人、法人99.86%で対象事業所は208事業所、固定資産税99.12%で対象者は2,727人、軽自動車税99.67%で対象車は3,892台、町たばこ税100%で販売本数は913万7,575本でした。

滞納繰越分徴収率は町民税個人36.27%、法人100%、固定資産税16.53%、軽自動車税34.86%となっています。

固定資産税の滞納繰越分で不納欠損が77名428件であった理由としては、相続人なし、相続放棄、時効主張、時効成立等である。

6 ページ

質 款7地方消費税交付金1億4,338万7,000円の内容は。

答 地方消費税交付金として6,431万2,000円（国7.8%、地方2.2%）、社会保障財源交付金として7,907万5,000円分です。

8 ページ

質 款13使用料及び手数料、節1保健福祉センター使用料665万9,400円の内容は。

答 どうくさあや館の令和5年度の入浴者数は延べ2万5,868人です。

新型コロナウイルスの影響も終息し、昨年度と比べ332万500円の増収です。

9 ページ

質 款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節15児童手当国庫負担金6,996万8,665円の内容は。

答 児童手当、延べ8,860人分です。

3分の2を国が負担しています。

令和6年度10月から高校生まで対象となります。

13ページ

質 款15県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節3児童福祉費補助金2,737万8,110円の内容は。

答 ひとり親家庭等医療費助成金116万5,000円、子ども・子育て支援事業費補助金1,523万5,000円、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金501万9,533円、保育対策総合支援事業補助金479万9,000円などです。

16ページ

質 款17寄附金、目1総務費寄附金1億1,377万3,000円の内容は。

答 ふるさと納税寄附金が5,141件で1億247万3,000円、企業版ふるさと納税寄附金が14件で520万円、一般寄附金600万円等です。

なお、企業版ふるさと納税は令和4年度より受け入れています。

(歳出)

25ページ

質 款2総務費、目8防災対策費、節14工事請負費1億1,785万円の内容は。

答 令和5年度龍郷町防災行政無線整備工事8,705万円、龍郷町防災行政無線親局機能強化工事3,080万円です。

防災行政無線整備工事は秋名集落から久場集落までの7集落618戸が終了しています。

令和7年度に全集落完了予定です。

同じく25ページ

質 款2総務費、目9自治振興費、節18負担金、補助及び交付金180万円の内容は。

答 荒波地区活性化対策家賃補助金で5世帯分です。

当補助金は令和5年度で終了し、8年間で総額約1,311万円、対象世帯数は11世帯です。

今後はこれに代わる対策を検討中です。

31ページ

質 款2総務費、目36戦略プロジェクト推進費、節12委託料781万6,000円の内容は。

答 安木屋場児童館と安木屋場糊張場施設改修基本計画策定業務275万円などで、児童館は短期滞在や移住体験住宅としての宿泊施設、糊張施設はサテライトオフィスとしての整備を計画しております。

36ページ

質 款 3 民生費、目 1 社会福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金の内容は。

答 社会福祉協議会運営費補助金1,250万円、結婚新生活支援費補助金141万円などです。

結婚新生活支援費補助金は 4 世帯で29歳以下に60万円、39歳以下に30万円を補助しました。

46ページ

質 款 4 衛生費、目 3 母子衛生費、節19扶助費2,996万2,475円の内容は。

答 子ども医療助成金2,283万6,115円、出産・子育て応援交付金415万円等です。

子ども医療助成金の対象者は1,029人。

出産・子育て応援交付金は出産37件、子育て46件で 1 件につき 5 万円交付しました。

66ページ

質 款 9 消防費、目 2 消防施設費、節14工事請負費5,112万2,000円の内容は。

答 防火水槽設置工事費で3,278万2,000円。

戸口のアウン地区と芦徳の 2 基分と、消火栓設置工事が260万円で赤尾木に 4 基、瀬留に 1 基です。

消防団車庫が 2 カ所で1,574万円、浦と戸口地区です。

3,582万5,000円が繰越となっています。

69ページ

質 款10教育費、項 2 小学校費、節14工事請負費 1 億1,752万9,838円の内容は。

答 龍瀬小学校長寿命化改修工事 1 億1,656万1,838円、大勝小学校プールフェンス工事96万8,000円です。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第 1 号、令和 5 年度龍郷町一般会計歳入歳出決算について当委員会に付託された所管事項については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（平岡 馨議員）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

次に、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（長谷場洋一郎議員）

ただ今議題となりました認定第1号、令和5年度龍郷町一般会計歳入歳出決算について、当委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

当委員会は、9月の25日、26日、勝建設課長、竹山土地対策課長、迫地農林水産課長、里園企画観光係長、大山生活環境課長補佐及び各課担当職員の出席を求め、本件についてその説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主たる内容は次のとおりです。

(歳入)

8ページ

質問 目4土木使用料、節1住宅使用料5,937万2,400円の内容は。

答弁 令和5年度の調定件数は2,602件、収納率99.54%(2,590件)である。

また、節2の過年度住宅使用料は44万1,600円で、令和5年度の収納率は34.71%、令和4年度は18.52%でした。

9ページ

質問 目3農林水産業手数料、節1林業手数料14万2,800円の内容は。

答弁 鳥獣飼養許可証交付手数料で、奄美野生生物研究所のサル42頭分×3,400円の飼養許可証手数料です。

11ページ

質問 目4農林水産業費国庫補助金、節3漁港海岸保全事業交付金3,744万2,000円の内容は。

答弁 海岸施設保全工事玉里地区海岸1工区2,952万円、2工区2,664万3,000円、補助率は3分の2で、令和4年度繰越分でございます。

12ページ

質問 款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金、節1土地利用規制等対策補助金1万4,000円の内容は。

答弁 国土利用計画法に基づくもので、大規模土地取引等に係る事務補助金であります。

都市計画区域は5,000平米以上、それ以外は10,000平米以上の土地取引には届出が必要となっております。

14ページ

質問 款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節4地籍調査事業費補助金1,977万円の内容は。

答弁 地籍調査事業費2,636万円の75%(国50%、県25%)で、令和5年度は、秋名・幾里地区の一部の調査を行ない、令和5年度末の進捗率は71.05%となっております。

同じく14ページ

質問 節11鳥獣被害対策事業補助金315万3,000円の内容は。

答弁 北部地区のイノシシ防護柵1,960メートル、箱罟用発信機2基と駆除期間中のイノシシ買い上げ103頭分の補助金となっております。

(歳出)

24ページ

質問 目6財産管理費、節11役務費の備考欄中の全国町村総合賠償保険料45万3,569円の対象は。

答弁 町が所有、使用、管理する施設の瑕疵及び業務執行上の過失に起因する事故について、町が法律上の損害賠償責任を負う場合、また、町が主催、共催する諸行事等で、参加者が被った急激かつ偶然な外来事故等が保険の対象になります。

25ページ

質問 目9自治振興費、節14工事請負費6,015万8,000円の内容は。

答弁 旧安木屋場公民館解体及び建設工事請負費の合計でございます。

50ページ

質問 目4農業振興費、節17備品購入費4,695万9,000円の内容は。

答弁 畜産振興の敷料生産と堆肥生産用として、一次木材破砕機（モロオカ製）2,770万9,000円、二次木材破砕機（コマツ製）を1,925万円で購入いたしました。

52ページ

質問 目11農地費、節12委託料932万6,620円の内容は。

答弁 とおしめ調整池内マングローブ200本の植生委託料66万円、農道瀬留線伐採委託料596万400円、浦の橋立とおしめ地区緊急竣漂工事業測量設計委託料270万6,220円となっております。

57ページ

質問 目4水産基盤整備事業費、節14工事請負費4,757万3,000円の内容は。

答弁 龍郷漁港（番屋地区）機能保全工事（外郭施設）4年度繰越分1,695万円、5年度龍郷漁港（番屋地区）機能保全工事（外郭施設）600万円、龍郷漁港（瀬留地区）機能保全工事（水域施設）2,462万3,000円です。

59ページ

質問 目4観光振興費、節18負担金、補助及び交付金、奄美満喫ツアー助成金300万円の内容は。

答弁 奄美大島5市町村で負担しており、本町の令和5年度の実績は38件で全体の21.6%、延べ宿泊人数は2,672名で全体の15.8%となっております。

62ページ

質問 目1 道路維持費、節13使用料及び賃借料1,309万483円の内容は。

答弁 大美赤尾木線崩土除去等42カ所分の作業機械借上料1,308万1,683円と建設副産物情報交換システム料8,800円の合計です。

同じく62ページ

質問 目1 道路維持費、節17備品購入費716万3,552円の内容は。

答弁 油圧式バックホウ及び付属品の710万852円、草刈機6万2,700円の合計です。

64ページ

質問 項4目1 港湾漁港維持補修費、節14工事請負費5,562万円の内容は。

答弁 緊急自然災害防止対策工事（秋名漁港・戸口港）の浚渫工事で、戸口港の2,408万円は6年度への繰り越しであります。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、認定第1号、令和5年度龍郷町一般会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（平岡 馨議員）

これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

これから、認定第1号に対する討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから認定第1号の件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この決算は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、認定第1号、令和5年度龍郷町一般会計歳入歳出決算は、各委員長報告のとおり認定することに決定しました。

- △ 日程第5 認定第2号 令和5年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第6 認定第3号 令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第7 認定第4号 令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

○議長（平岡 馨議員）

日程第5、認定第2号、令和5年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算、日程第6、認定第3号、令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第7、認定第4号、令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定3件を一括議題とします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（圓山和昭議員）

ただ今議題となりました認定第2号、令和5年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算から認定第4号、令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算まで、当委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

当委員会は9月25日に開催し、公務出張中の1名を除く4名の委員出席のもと、園田町民税務課長、加藤保健福祉課長と担当職員に出席を求め、本件について説明を受け、続いて質疑に入りました。

その主な内容は次のとおりであります。

まず、認定第2号、令和5年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算（歳入）

4ページ

質 款1国民健康保険税、国民健康保険税の加入数や収納率は。

答 国民健康保険一般被保険者数は1,480人、世帯数は1,015世帯です。

加入率は被保険者数で24.7%、世帯数で32.25%。

保険料徴収率は現年分で97.97%、滞納繰越分が31.94%となっています。

同じく4ページ

質 款3県支出金、目1保険給付費等交付金5億4,718万7,605円の内容は。

答 普通交付金5億2,325万3,605円、特別交付金2,393万4,000円です。

昨年度比6,985万6,000円減額の理由は、医療費の減少に伴って県支出金も減額となっています。

5ページ

質 款5繰入金、節1一般会計繰入金、出産育児一時金繰入金の166万7,000円の内容

は。

答 1件につき支給額50万円の3分の2で対象者5名分です。

(歳出)

10ページ

質 款6保健事業費、目1特定健康診査等事業費、節12委託料、特定健診審査等委託料188万3,006円の内容は。

答 令和5年度の特定健診受診実績は255件、情報提供73件でした。

同じく10ページ

質 款6保健事業費、目1保健衛生普及費、節12委託料、人間ドック受診委託料の内容は。

答 令和5年度の間人ドック受診実績は20人でした。

以上で質疑を終わり討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第2号、令和5年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号、令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして報告します。

(歳入)

16ページ

質 款1、項1後期高齢者医療保険料の徴収率は。

答 保険料を年金から徴収する特別徴収は還付未済分があるため100.27%で、対象者は895人です。

保険料を納付書で納める普通徴収の現年度分は99.67%で、対象者は303人です。

特別徴収・普通徴収を合わせた保険料は5,509万9,000円、滞納繰越分の6万3,900円を合わせた後期高齢者医療保険料の合計額は5,516万2,900円です。

(歳出)

18ページ

質 款2後期高齢者医療広域連合納付金8,774万9,825円の内容は。

答 被保険者保険料納付金5,464万6,600円と保険基盤安定分担金3,310万3,225円です。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合に支出するもので、保険料納付金は、後期高齢者医療に加入している75歳以上の被保険者1,074名(うち障がい者認定数46名)から徴収した保険料の納付金です。

また、保険基盤安定分担金は、低所得者の保険料を軽減した分の分担金となっており、一般会計から歳入として一旦繰り入れてから、特別会計から支出するものです。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第3号、令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして報告します。

(歳入)

24ページ

質 款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料の徴収率は。

答 年金から介護保険料が差し引かれる特別徴収は還付未済分があるため100.07%で、対象者は延べ1,824人です。

納付書による普通徴収は98.42%で、対象者は延べ239人です。

滞納繰越分普通徴収保険料の徴収率は31.07%で、不納欠損が18人190件あります。

(歳出)

29ページ

質 款2保険給付費、項1目1介護サービス等諸費、節18負担金、補助及び交付金4億4,859万1,830円の内容は。

答 居宅介護サービス給付費1億4,220万2,959円で利用者は507人、延べ3,560件。

施設介護サービス給付費2億8,100万6,415円で利用者は130人、延べ1,098件。

介護予防サービス計画給付費2,283万2,030円で利用者は21人、延べ175件です。

その他、介護福祉用具購入費、介護住宅改修費です。

同じく29ページ

質 款2保険給付費、目2地域密着型介護サービス給付費、節18負担金、補助及び交付金1億6,980万4,921円の内容は。

答 地域密着型サービス給付費で通所・居宅・グループホームがあり、利用者は延べ1,032件です。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、認定第4号、令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で認定第2号から認定第4号までの審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長(平岡 馨議員)

これから委員長報告に対する一括質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(平岡 馨議員)

「質疑なし」と認めます。

これから討論・採決を行ないます。

討論・採決は各認定ごとに行ないます。

まず、認定第2号に対する討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから認定第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、認定第2号、令和5年度龍郷町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算は、総務厚生常任委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号に対する討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから認定第3号の件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、認定第3号、令和5年度龍郷町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、総務厚生常任委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号に対する討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから認定第4号の件を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、認定第4号、令和5年度龍郷町介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、総務厚生常任委員長報告のとおり認定することに決定しました。

△ 日程第8 議案第50号 令和6年度敷料生産施設新築工事請負契約の
締結

○議長（平岡 馨議員）

日程第8、議案第50号、令和6年度敷料生産施設新築工事請負契約の締結を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○竹田泰典町長

ただ今議題となりました議案第50号、令和6年度敷料生産施設新築工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、畜産農家の敷料不足が深刻な問題となっており、敷料を提供することで、良質な子牛の生産による農家の所得向上を図ることを目的とした施設として整備する新築工事でございます。

また、来年度建設予定の堆肥生産施設においても、敷料を混ぜた牛糞を提供してもらうことにより、有機物を多く含んだ良質な堆肥生産を行なうことが可能となります。

建物の概要といたしましては、鉄骨造平屋建て、延べ床面積625.98平方メートルで、施設内での木材破砕及び破砕物を3カ月貯蔵できるスペースを備えた建物となっております。

令和6年10月2日見積徴収を行なった結果、ヤマシタ建設株式会社代表取締役、山下福男氏に決定しましたので、その工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞご審議のうえ、議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（平岡 馨議員）

これから質疑を行ないます。

質疑ありませんか。

○9番（徳永義郎議員）

契約について、最近、この前の龍瀬保育所のほうから建設が随意契約となっております。

資材等の高騰もわかりますが、今後単価等のアップとか、そういう対策をとられていくのか、そうじゃないと最終的に事業を請ける企業がいなくなる可能性も出てきますので、その付近はどのように考えているのか、説明をお願いしたいと思います。

○勝 林太郎建設課長

お答えいたします。

今、ご質問のありました資材の高騰などに対しましては、県から示されている単価など情勢を見極めて、設計をして発注してまいりたいと考えております。

○議長（平岡 馨議員）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

委員会付託を省略します。

これから討論を行ないます。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「討論なし」と認めます。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

議案第50号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡 馨議員）

起立全員です。

したがって、議案第50号、令和6年度敷料生産施設新築工事請負契約の締結は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議員派遣の件

○議長（平岡 馨議員）

日程第9、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いをします。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

△ 日程第10 委員会の閉会中の所管事務調査の件

△ 日程第11 委員会の閉会中の所管事務調査の件

△ 日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（平岡 馨議員）

日程第10、委員会の閉会中の所管事務調査の件、日程第11、委員会の閉会中の所管事務調査の件、日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を一括議題とします。

お諮りします。

日程第10及び日程第11の2件は、総務厚生常任委員長から、日程第12は議会運営委員長から、目下各委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査、調査の申し出がありましたので、そのように決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平岡 馨議員）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第10から日程第12の3件につきましては、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回龍郷町議会定例会を閉じます。

お疲れさまでした。

閉 会 午後1時55分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

龍郷町議会議長 平 岡 馨

龍郷町議会議員 久 保 誠

龍郷町議会議員 隈 元 巳 子